

# 研究紀要

第39号

令和8年3月

巻頭のことば

## 【査読付論文】

境界を解体する

―「テリトリー論1」における詩・写真・装幀の共同性

陸 亦 群 1

## 【論文】

三木露風と沖縄の詩人上里春生

―新資料による師弟関係とその作品―

近 藤 健 史 21

## 【研究ノート】

江戸時代前期における日本人・外国人をめぐる犯罪への対応

―「犯科帳」記載の交易関連犯罪を中心に―

鍋 本 由 徳 47

## 【査読付論文】

『ダブリナーズ』（1914）における「麻痺」についての再考

―「死者たち」を中心に―

猪 野 恵 也 1

観光産業を基軸とした地域活性化に関する一考察

齋 藤 高 志 17

## 【論文】

フェミニスト現象学とインターセクシヨナリテイ

映像作品に対する日本語学習者の語りにみられる文化翻訳

―映画『マインモールランド』を事例として―

保坂敏子・島田めぐみ

中 澤 瞳 47

マンション管理組合規約における規約自治の原則とその限界

―弁護士費用敗訴者負担条項との関係―

根 本 晋 一 75



## 巻頭のことば

日本大学通信教育部長 陸 亦 群

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十九号が、ここに刊行の運びとなりました。本誌は、法学部、文学部、経済学部、商学部の通信教育課程から構成される、日本大学通信教育部の学際的特性を基盤として、所属教員による研究成果を広く社会に発信することを目的とした年刊の研究紀要です。

通信教育部は、多様な年齢層、職業的背景、学修動機を有する学生が集う高等研究・教育機関であり、その教育活動は、対面・オンライン・添削指導など、多様な授業形態を通じて展開されています。このような教育の場において、教員が不断の研究活動を通じて専門性を深化させ、その成果を社会に開示していくことは、「教育の質」を支える「研究の質」を担保する上で不可欠であると同時に、研究機関としての社会的責務を果たすことにもつながるものです。

本号には、論文七編（うち査読付き論文三編）および研究ノート一編が掲載されています。法学部関係では根本晋一准教授による論文一編、文学部関係では猪野恵也准教授、中澤瞳准教授、福尾晴香助教、近藤健史研究員による論文四編、島田めぐみ教授および保坂敏子研究員による共著論文一編、鍋本由徳教授による研究ノート一編が収録されています。さらに、経済学部関係では齋藤高志講師による論文一編が掲載されています。いずれも、それぞれの専門分野に根差しつつ、学際的な環境の中で鍛えられた問題意識に基づき、現代社会が直面する諸課題に対して理論的・実証的に迫る意欲的な成果であるといえます。

通信教育部の教員は、昼間・夜間、週末や連休、夏期休暇など、年間を通して対面授業やオンライン授業といった多様な教育活

動ならびにきめ細かい学生サポートに従事しており、研究時間を確保することは決して容易ではありません。そうした厳しい研究環境の中にあっても日々研鑽を重ね、本号に研究成果を寄稿されました先生方の、研究者そして教育者としての姿勢に、心より敬意を表する次第です。

最後に、本誌の編集・刊行にあたりご尽力いただいた編集委員ならびに関係各位に深く感謝申し上げます、第三十九号の巻頭のことばといたします。

## 境界を解体する

—— 『テリトリー論Ⅰ』における詩・写真・装幀の共同性

福尾 晴香

### はじめに

詩人の伊藤比呂美は、デビュー間もない一九八〇年代に詩集『テリトリー論2』（思潮社、一九八五年四月）収録の詩「蠕動」などで「胎児はウンコである」と公言し、これまでの赤ん坊のイメージを覆し、話題を呼んだ。その後、『良いおっぱい悪いおっぱい』（冬樹社、一九八五年一月）で、妊娠・出産・育児エッセイという領域を開拓するなど、詩の領域には収まらない活躍をみせる。同時期には、一般メディアへの露出も頻繁になり、当時、筑紫哲也が編集長を務めていた週刊『朝日ジャーナル』で連載されていた「若者たちの神々」にも取り上げられた。この連載は、筑紫自身が当時、話題になっていた若者にインタビュースする企画で、その第二七回（一九八四年一〇月一九日）に伊藤は登場した。インタビュウの中で伊藤は以下のように語っている。

（詩というジャンルがマイナーであることに対して）そうなんですけどやっぱりね、やっぱりマイナー過ぎるなあというのがあるんですね。たとえば漫画なんかの、何百万という読者の数に比べたら、私たちは何千がせいぜいでね。（中略）そのへんで、ものすごく低いレベルのことですけど、同じところに立ちたいんです、ほかのメディアと。（丸括弧引用者、五一頁）

若手詩人として注目を集めた伊藤は、どのように詩というジャンルが新しい読者を獲得していけるのかを考えていた。「『漫画』というポピュラーカルチャーを具体例に、詩以外の「ほかのメディア」と対等な立場になりたいと語っている。読者層が限られているがゆえに、その内輪の中で満足してしまっている詩の状況に対する危機感がこの発言には表れている。一九八三年にマガジンハウスから創刊された雑誌『鳩よ！』などはまさに同じ時期に、詩を一般的で、より身近なものにしようとした商業雑誌であり、伊藤もこの雑誌でかなり活躍をしていた。また、エッセイなど詩以外の表現ジャンルで執筆活動を行うことも引いては、詩をより身近なものとして読者が享受するきっかけを作ることになった。

ただし、同インタビュウの中で伊藤は「じゃあコピーなんかは？」という筑紫の質問に対して「詩とコピーは違いますね。あの人たちがやっていることは、私たちの技術ではやってはいけないことなんですよ。／ああいうふうになんか読んですぐ、いいな、と思うような方向に持っていいたら、現代詩は成り立ちません」と答えている。コピーライティングは、確かに多くの人々に受け入れられやすい。しかし、伊藤は「詩」と「コピー」の言葉を明確に分け、詩という領域の中で、従来の表現方法に囚われない方法を模索していた。

こうした問題意識を持っていた伊藤が、初めて本格的に行った共同制作が、一九八四年二月から八五年一月の約二年間に渡り『現代詩手帖』誌上に連載した「テリトリー論」である。

先行論においては、法螺貝徹夜<sup>1)</sup>が「テリトリー論」に描かれた伊藤の「タブー打破の革新性」をいち早く指摘しているが、写真や構成については「ごさかしい構成やレイアウトはおおむね詩の敵である」と述べ、伊藤の詩を邪魔するものとして退けた。その他にも、詩人の菅谷規矩雄<sup>2)</sup>や金塚貞文<sup>3)</sup>が母や子、オナニーといった詩の主題に着目し、男性とは異なる「女の論理」に基づいた身体を描き出している点を高く評価している。一方で、小平麻衣子<sup>4)</sup>は、伊藤の詩における女性と男性の再生産をめぐる役割の転換について「『わたし』が他者との関係を取り結ぶのは、『父』から『おとうさん(夫)』との変奏」であり、この変奏は容易に「『父』の子どもを生みたい(中略)」という精神分析の図式と対応<sup>5)</sup>してしまふことを批判的に指摘した。確かに、「テリトリー論」の伊藤の詩において父権的な枠組みを超える方法は、いったん「父」や「おとうさん(夫)」と、「わたし」という男と女の役割を入れ替えるシンプルな構造になっている。また、女系を強調する詩に現存から見れば、批判すべきホモソーシャルの在り方をなぞっていると読まれる部分もあるだろう。しかしながら、こうした詩の内容の危うさや構造的欠陥は「テリトリー論」の実験的な試みにおいては不可避であった。なぜならば、詩の弱さを露呈させることこそが連載の目的の一つであったからだ。無意識に縛られている社会的常識や規範を露わにし、他者との競合を通して、そのような固定的な見方や読み方を解体すること。この実験のプロセス自体が「テリトリー論」の主眼である。

『テリトリー論1』について論じた坪井秀人<sup>5)</sup>は、主に写真と詩の関係に着目し、二つの「(テリトリー)」が「対話」したり、「衝突」することによって言葉の意味が「置換」されたり、「曖昧」にされ、変容するという作用そのものの重要性を指摘した。本稿がより詳細に明らかにしたいのは、この衝突や変容の具体的な有り様について、装幀家の役割にも目を向けて考察することである。坪井は、詩文と写真の関係性については詳細に論じているが、一九八〇年代という時代的文脈のなかで写真と言葉がどのように利用されていたのか、またそこで装幀家が果たしていた役割との連関については論じていない。一つの書物が完成するためには、作家、編集者、写真家、美術家、印刷会社など多様な専門家が関与することになるが、装幀家の特殊性は、こうした異なる業種の人々が生み出したもの、あるいは技術を統合して、一つの作品にまとめあげる点にある。しかも、店頭で並ぶ書物の顔を作っているにも関わらず、通常、装幀家の名前は、作家名の後ろに隠されている。その意味で装幀という仕事は出版された書物の内容を論じる際には看過されやすい。

しかし、「テリトリー論」の表題には「荒木経惟・写真 伊藤比呂美・詩」とあり、最終ページには「構成 菊地信義」とある。この連載は、後に『テリトリー論1』(思潮社、一九八七年三月)として出版されたが、その際には、奥付に「著者・伊藤比呂美」とあるものの、表紙や中扉には伊藤比呂美・荒木経惟・菊地信義の連名で書かれており、三名の表現者による共同制作であることが強調されるかたちになっている。装幀家の名前がえて詩人と写真家の名前と並列してあることは、三者が「対等」であることを示すとともに、装幀家もテキストの内容に関与し、テキストの読みを揺さぶる

存在であることを示唆している。したがって、「テリトリイ論」および『テリトリイ論Ⅰ』の表現を分析するためには、詩と写真の関係のみならず、菊地が果たした役割にも目を向ける必要がある。

そこで本稿では、異なる領域の三者の間で交差する共同制作の在り方について、八〇年代のコンテキストやメディアでの三者の発言等を踏まえて分析する。こうした作業を通して、「テリトリイ論」および『テリトリイ論Ⅰ』において、写真や詩の内容とともに、装幀家が関与することによって、即興性や事件性など形成過程そのもののパフォーマン스가、既成の文学的価値観を転覆させる重要な方法となっていたことを明らかにする。

## 一、「広告」の時代

伊藤は「テリトリイ論」の連載終了から約六年後に、自著の装幀について語るといふ雑誌の企画で、当時を振り返っている<sup>(6)</sup>。

たいてい、編集者はそこにいますが、装丁家も出版社や印刷所や製本所の人たちも、どこにもいません。読者さえいません。編集者とわたしの道行きです。もともと「テリトリイ論」というのは、そういうふうな、わたしが主導権をにぎるかたちの編集者との道行きであつたはずが、荒木経惟さんが入ってきて、わたしの詩というものをひつつかんで揺さぶり、わたしを、ねじふせようとした。あのときの恐怖は今でもなまなましく覚えています。詩を書くべきときに、荒木さんの写真を数葉提供されて、さあ書けと言われる。それまで書いてきた自分の詩はみるみるこわされていくし、写真を前にすると息もできない。息をしたい、ねじふせられまいとわたしは抵抗する。(二〇頁)

連載の経緯については後でも詳しく触れるが、右の引用からは、伊藤が元々「テリトリイ論」を詩人と編集者で作る単独の連載として想定していたことがわかる。しかし、その後、荒木が加わり、荒木が「主導権をにぎるかたち」で連載は始まった。この連載では、伊藤が「恐怖」と語るように、視覚的に意味を帯びる写真を見た上で、詩を書かなければならないという制約があった。自らに足枷をつけることで、新しい表現方法を模索しようとしていたのである。続けて、菊地との関係について発言している箇所もみていきたい。

そこに、菊地信義さんが構成というかたちで乱入してきた（本にするときは、装丁も）。（中略）そのうち、もつと過激にもつと加虐的に（わたしに対して、つまりわたしの詩、わたしのコトバたちに対して）処理してほしかった、それを菊地さんはくみ取って、本にする段階で、いくつかの詩を、コトバを読み取れないようにまでしてくれました。快感でした。（中略）他人と組んでやる楽しさはああいうものだと思います。自分の意図が、自分で考えていたよりもつと増幅して自分に返ってくるのです。あの乱反射のような、他人に揺さぶられる感覚が忘れられません。（二〇頁～二二頁）

右の部分からは、単独で創作しているだけでは味わうことのできない、自身の詩に対する暴力的な介入を楽しんでいる様子が読み取れる。荒木だけでなく、菊地が入ったことにより、伊藤の嗜虐性がさらに引き出されたといえる。「自分の意図」を超えて、「他者に揺さぶられる」快感を伊藤はこの共同作業で見出した。しかし、伊藤や荒木、菊地はなぜこのようにぶつかり合い、衝突するような創作を行ったのだろうか。単に本人たちの欲望だけでなく、そこには時

代的な文脈も関わっている。

一九八〇年代は「広告の時代」と言われ、糸井重里の「不思議、大好き」や「おいしい生活」を始め、コピーライティングがもてはやされブームとなった。<sup>7)</sup>『鳩よ!』はまさに、こうしたブームに乗って創刊された雑誌である。創刊号には「ポエムによる新しいジャーナリズム」という言葉や「シンガーソングライター演歌の詩人たちCMやCFの世界をつくるコピーライターたちすべてに舞台を開放」といった言葉がみえる。つまり、詩の言葉もコピーライティングとしてより身近なものにしようという試みの雑誌である。このように、文学の言葉も広告デザインとして消費されながら、その幅を広げようとしていたのがこの時期である。確かに伊藤自身は、詩とコピーを分けて考えていたが、メディアはむしろ積極的に詩もコピーであると言ったことによって大衆に詩を受容させようとしていたのである。伊藤は、自身の思考との矛盾を抱えつつも、新しい試みに挑戦するかたちで、様々なメディアで活躍した。

また、『テリトリー論<sup>1)</sup>』に関わった他の二名に関しても、広告業界と深い関わりがある。菊地は多摩美術大学デザイン科を中退した後、一〇数年コマージュの仕事を着き、一九七七年に装幀家として独立するまではスタッフ一五人ほどの小さな広告制作会社の雇われアートディレクター兼社長を務めていた。<sup>8)</sup>一方、荒木に関しては、一九六三年から七二年までは広告大手の電通で宣伝用カメラマンとして働いていた経験があり、一〇年近く広告業界に身を置いていた。その後は、末井昭とタッグを組んで『写真時代<sup>9)</sup>』等で活躍するなど方向転換をするが、三者ともに広告の言葉や表現の中で仕事をしていたのである。

広告の目的は、もちろん会社や商品のPRである。そのため、キャッチーで、大衆にわかりやすい表現が求められる。例えば、左の図1は、一九八五年に岩崎俊一のコピーが使われたサントリーウイスキーのポスターである。「あなたに会えたお礼です。」というコピーと、笑顔でグラスを持つ俳優、左下の贈呈用ウイスキーの写真とは、綺麗に調和している。

図1



(Webサイト「Shuffle by COMMERCIAL PHOTO」  
<https://shuffle.genkosha.com/report/copywriting/>  
参照 2026-10-5)

続けて、広告の言葉と詩の言葉を接近させた『鳩よ!』についても、どのように写真と詩の言葉を使っていたのかみてみよう。図2と図3は、『鳩よ!』創刊号の誌面である。図2は、中島みゆき「キツネ狩りの歌」の歌詞と写真が組み合わせられており、図3は、伊藤

比呂美の詩「きつと便器なんだろう」と吉原幸子の詩「放火」の二編が組み合わされている。キツネの面を被った女性の写真は、いかにも中島みゆきの歌詞の内容と結びつけられそうな写真である。また、伊藤と吉原の詩に関しても、やはり女性の詩人の詩に女性の顔の写真というあまり軋轢のない整った造りとなっている。確かに、キャッチーな言葉とおしゃれな写真はなめらかだが、同時に、異なるメディア同士のおつかり合いや雑音は消してしまう。その整いすぎた写真と言葉の関係性が自己完結的であるがゆえに、新しい解釈の回路を閉ざしてしまうのだ。伊藤、荒木、菊地の三者は、広告と関わる世界に身を置いていたがゆえに、商業的な言葉や写真が持つ閉鎖性にも気が付いていた。詩と「コピー」の言葉は違うという伊藤の発言は、ある意味、動物的な嗅覚でそれを嗅ぎ分けていたといえる。こうして広告やコピーライティングがもてはやされる時代

図2



(『鳩よ!』創刊号)

にあつて、異なる表現領域に身を置く三者は、むしろ、おつかり合いや軋轢から生まれる新しい表現を求め共同制作を行ったのである。

図3



(『鳩よ!』創刊号)

## 二・三者の競合

さて、『現代詩手帖』での連載は実際にどのようなものだったのだろうか。ここで参照したいのが、連載開始から約一年が経った一九八五年一月に、同誌に掲載された伊藤比呂美と荒木経惟の対談「テリトリ論ワン・プラス」である。これはただの対談ではなく、連載中の「テリトリ論」に関する説明や注の要素を含んでいる。<sup>⑩</sup>

通常であれば、連載の途中で連載している作品について解説を加えるということはない。しかし、「テリトリ論」に関しては特例的にこのような記事が掲載された。それだけ、『現代詩手帖』史上でも異例の連載だったのだ。さっそく対談の一部をみていきたい。

伊藤（……）三回めだったか、女の人の写真の首をきっちゃってもめたことがありますよね。

荒木 あれはね、詩と写真で何かやると、顔っていうのはものすごい叙事的で、それがあると言葉になっちゃうんだよね。だから顔なんかきっちゃった方がいいと菊地さんなんかは思うんだね。俺はそうじゃなくて、最初の頃何故他人の顔をわざわざ出したかっていうと、ともかく具体的なもの、具体的な説明を出しちゃって、それで詩は書けるかっていう気だったの。（中略）

荒木（……）十一月号なんて、カマキリだとか、道のかげだとかさ、朝顔のしぼんだのとか、すごくびったり合っちゃうわけだよ。あれだと反映像で、どんな文字つけようが結局カットふうで、なんでもできちゃってうまいくくのよ。実はまとめるときに簡単でうまいくし、びったりだなあと思うだろうけど、最初にやろうとしてたことか

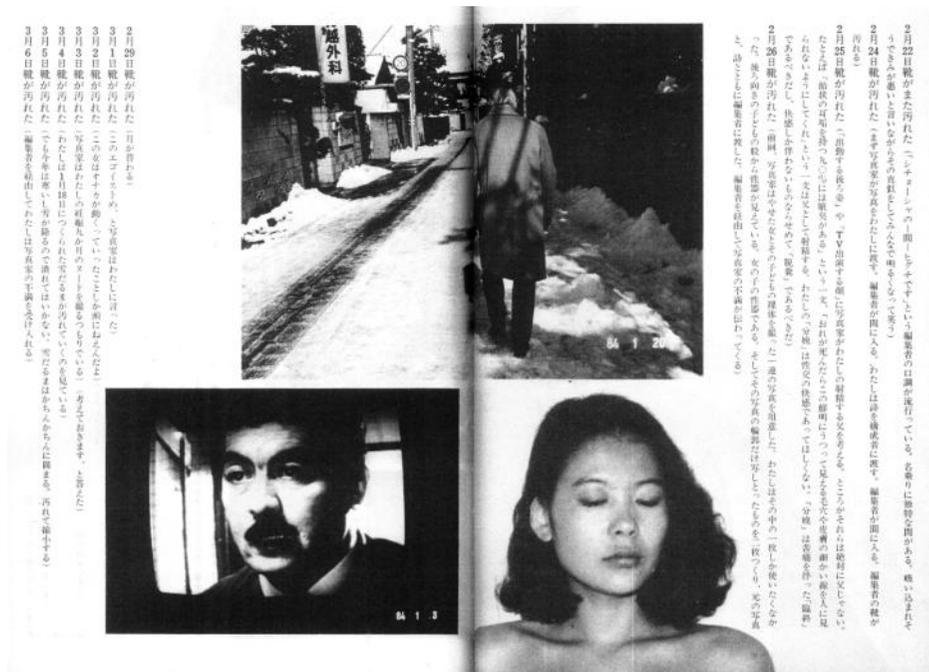
らみれば、俺にいわせるとダメだよ。そういう方向っていうのは、写真に詩、詩に対しての写真をつけてるみたいな、前からあったものと同類のものになっちゃうんだよ。そうじゃなくっておもしろいのがやりたい。（二九一〜二九三頁）

この対談には、どのような思惑で連載を行っていたのか、両者の目指す表現の在り方について語られている。ここからは、とりわけ荒木が従来の写真と詩とは異なる関係を構築しようとしていたことがわかる。文章と写真を組み合わせる場合、一般的には広告のように写真は書かれた文章を補足したり、イメージを膨らませるよう、内容を邪魔しないように使われる。それに対して、荒木は「顔」が映った写真を伊藤と菊地に渡すことで、詩と調和しない、ぶつかり合いをあえて引き起こそうとしていた。

例えば、図4は連載第一回目の一ページ目、図5が対談のなかでも話題となっていた連載第三回目二ページ目の誌面である。第一回目から人間の顔が写真の中心となっている。このページを開いて写真にまず目がいくのは当然で、読者は必然的に男女のペアの関係性や感情、後ろにある伊藤博文の写真との関係を推測してしまう。第三回目の写真に関しても、三枚の写真の組み合わせについて、また、なぜ三國連太郎なのかなど詩文と関係のないところで、すでに様々な想像力が刺激されてしまう。荒木が言っていたところの「叙事的」「説明」とは、こうして人の表情や景色から、様々な情報を読み取ってしまうことであろう。結果的に読者は、写真の情報と詩の情報をつなげて読むことを促され、詩は写真からの制約を免れない。



(連載「テリトリイ論」誌面)



(連載「テリトリイ論」誌面)

また、先の『鳩よ！』と決定的に異なるのは、伊藤は写真を見た後で、詩を書かなければならなかったということである。『鳩よ！』では詩が先にあり、写真はあとから配置されるため、詩が他者の視覚表現に直接触れることはない。一方「テリトリー論」では、詩を書くという行為そのものが、他者である荒木の表現領域を侵犯し、写真に意味を付与してしまう危険をはらんでいた。このように、本来であれば詩の側が写真へ攻め込み、写真を言語化してしまうという暴力を振るう可能性があった。にもかかわらず、実際には、先に提示された写真の叙事性や具体性が詩の構想そのものを拘束し返し、装幀という編集作業にともなう調整的な力とは異質の、作品の成立過程そのものに食い込むレベルの暴力が作動する。伊藤の語る「恐怖」とは、単独の完成された思考だけで紡がれた言葉ではなく、他者の視覚表現（写真）が詩の内側に先取りして介入し、自身の表現領域にテリトリーが揺さぶられてしまうことへの「恐怖」であった。こうして複数の表現者が同じ作品に取り組み、ぶつかり合うことの意味について、荒木は「テリトリー論ワン・プラス」のなかで菊地への要望を交えつつ、以下のように述べている。

二人で力を合わせてやるみたいなのをやったってしょうがないじゃない。一番みっともないよ。二人とも天才なんだからさ（笑）、力合わせなくったっていいんだから、たまたま二人がやってきて、それぞれのが出てて、それでも一つ一つ出ればいいんだから。そういうふうに菊地さんがもっていきたくれればね。でも彼はどつちかかっていうと二人のを合わせて一つの彼の世界みたいなを作ろうとする、作家的な部分があるでしょ。だからわざと顔を入れてほしいって言うわけだ。今なんてちよつと

スッキリし過ぎてるでしょ。（一九二一〜一九三頁）

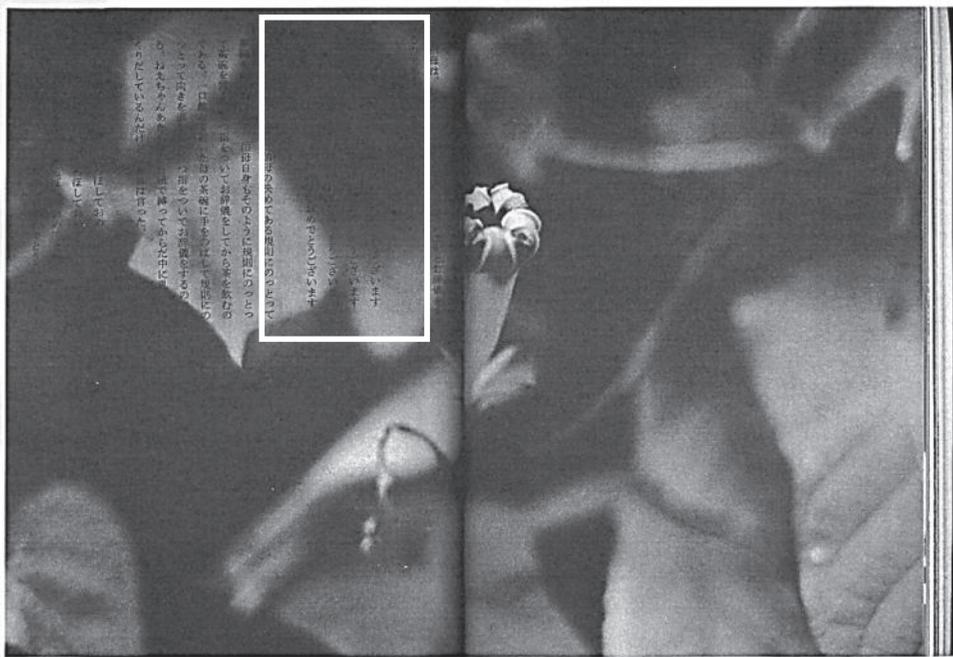
この荒木の発言に対して伊藤は「最近のはわりとアートよね」（傍点ママ、一九三頁）というように、写真と詩がまとまりすぎていることに同意している。連載の段階では、写真は部分的に誌面の綴じ部に食い込んで見えなくなったりするが、詩の文はきちんと読むことができる。双方を鑑賞するのにあまり支障はない。しかし、後に出版された単行本では、図6・7の白い枠で囲った部分にみられるように写真の黒に文字が埋まり、詩文はほとんど読めなくなる。

伊藤、荒木、菊地がそれぞれの創作スタイルをぶつけ合い競合するなかで、文字の読めない詩集が生まれた。対談では、伊藤も荒木もそれぞれが、それぞれの方向性で衝突し、その先に「もう一つ」新しいものが生まれることを期待していたが、その「もう一つ」を生み出した背景には、当時の新しい印刷技術が深く関わっている。作品構成の最終的な判断を担っていた、菊地の創作がどのようなものであったのか、菊地の証言と時代背景から考察していきたい。

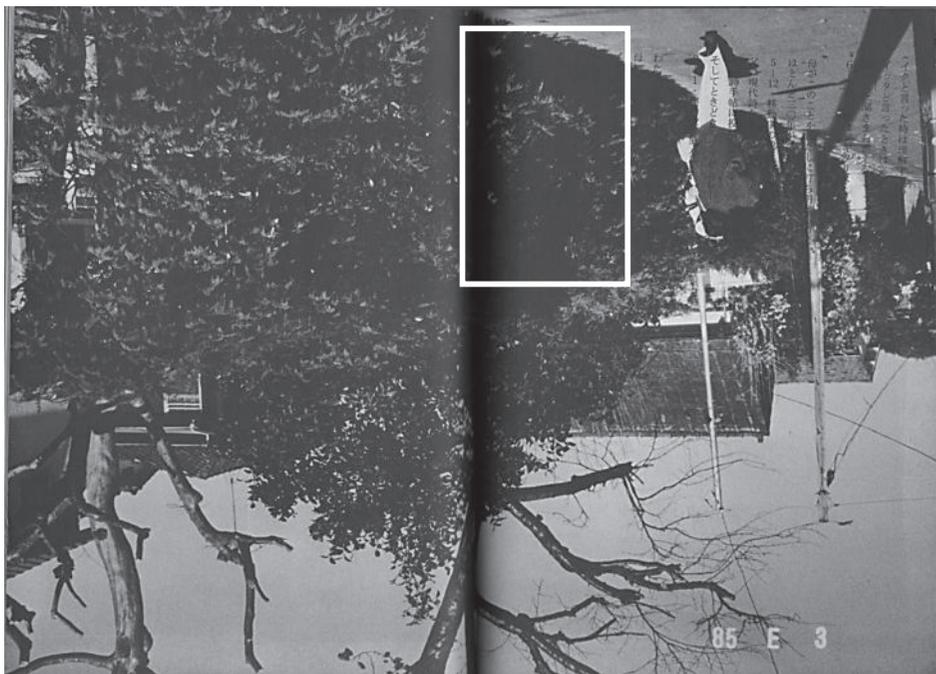
### 三．菊地信義と写植の地平

写真の中に文字が溶け込むような表現が可能となった重要な要素に、金属活字から写植の時代への移行がある。菊地は『装幀談義』<sup>①</sup>のなかで自身が装幀を行う際の技術的背景について以下のように語っている。

世代的なことかもしれませんが、ぼくは完全に写植世代でして、活字の清刷を取ってそれをタイトルに使うということには、未練というか、執着というか、憧れというか、そういうものはあまりないんです。（八〇頁）



(詩集『テリトリー論1』)



(詩集『テリトリー論1』)

この写植という技術は、写真の原理を応用した写真植字機を用いる。ガラスで出来たプレートに描かれた文字に光を透過させ、それを印画紙やフィルムに焼きつけて印字するため、一文字ごとに活字が必要な金属活字と比べて、はるかに効率的に版を形成することができる。そのため、写植はまず広告業界において発達した<sup>(12)</sup>。

菊地は、二五歳の頃から二年ほど『an・an』のアシスタント・レイアウトとして働いていた。この雑誌の創刊号から用いられていたのがタイポスという字体で、写植に向けた写植用文字盤が写研から発売された。『an・an』はまだ写植が主流ではなかった中で最初に雑誌構成に写植技術を用いたのである。菊地は、こうした仕事を通じて早い段階で写植に出会った。

写植は、文字を写真のように撮ることができると、斜体も可能となり、菊地いわく一九八六年当時「写植の書体というのは、一二〇から一三〇くらいあったという<sup>(13)</sup>。「テリトリ論」および「テリトリ論1」には、金属活字と異なり、図像として処理できる写植技術が多分に用いられたのである。

図8は、単行本『テリトリ論1』の表紙である。伊藤の指を娘のカノコと思われる赤ん坊がくわえている写真が用いられているが、この写真の上にある「テリトリ論」という文字は、上部がつぶれて小さくなり、だんだんと大きくなって、「論」もつぶれたような形になっている。よくみれば、これはまるで魚眼レンズで覗いたような文字である。魚眼レンズは、広角レンズよりもさらに広い、人間の視界では捉えることができない空間を映し出すレンズである。手前のものは巨大に、奥のものは極端に小さく映るといふ歪みゆえに、空間の奥行が強調される。「テリトリ」という言葉は、領域

図8



(詩集『テリトリ論1』表紙)

や縄張り、あるいは支配範囲というように何者かが囲ったり、所有している空間を指している。このように考えてみれば「テリトリ論」というタイトルの字体には、この詩集における異なる「テリトリ」(詩、写真、装幀など)を歪ませ、まだ見たことのない表現空間を求めようとする志向性が象徴的に表れているともいえるだろう。図8の帯部分に用いられている斜体もまた、金属活字ではまず表現することのできない字体である。

こうして菊地は、広告業界で主に使われてきた技術によって文字言語を画像化したり、意味伝達とは違う機能をもたせたりすることで、むしろ広告の言葉を突き抜けた破壊的な詩の表現を実現した。単に文字と写真が並んでいるのではなく、文字も画像として平面上に一体化させる技術は、詩の表現方法そのものも変えてしまったの

だ。金属活字へのある種のノスタルジアがある一方で、菊地は写植でしか成し遂げられない表現技法によって、詩と写真と拮抗し、従来にはない誌面構成を作り上げたのである。<sup>14)</sup>

では、こうした共同製作に対する伊藤の詩の抵抗、反作用はどのようなものであったのか。連載第二二回目「SAD MAD」(一九八五年四月)を見てみよう。

かの子は人形を二つ持っている／「あたしには二人友達がいる。一人はこっちのSADで、も／う一人はこっちのMAD。あたしにはこの二人の友達がいつ／もいる。毎日が全然楽しくない」とかの子が言った／病室にその子の母親がいる／あの子は看護婦に／母親の妊娠した腹にホータイしたいと頼んだ／あの子はホータイしたい／看護婦を呼ぶ／ホータイして／ホータイして緊めつけてください／眼帯もしてください／一緒に住んでいないおとうさんは心理療法家です／あたしも心理療法家になります／みんなみんな心理療法家です／胎児の異父弟も胎児みたいな異父兄たちも心理療法家／SADとMADが／胎児を妊娠した／セラピストには／手の施しようがないとかの子は言った

詩の末尾には「セレニイ、林弘子訳『マリー・ベル事件』、貫里百合香『最新アメリカ離婚事情』より引用・参照箇所あり。」という記載がある。この詩の「SAD」と「MAD」はそれぞれ医学用語である。「SAD」は単回投与用量漸増試験(single ascending dose)で、「MAD」は反復投与用量漸増試験(multiple ascending dose)の略語にあたる。新薬(被験薬)の有効性を証明するための試験に用いられる言葉で、最初から高用量を使用する危険を避け最も適した投与量を調べるために行う。うつ病や不安障害など精神的

な疾患に対する薬物療法がおそらく想定されているのだろう。抗不安薬を必要とするような精神状態のなかで、「SAD」と「MAD」が「二つの人形」の名前とされ、「マリー・ベル事件」の容疑者として逮捕された一一歳の少女の発言と重ねられている。

マリー・ベル事件(メアリー・ベルの表記もある)とは、一九六八年、イギリスで一一歳であった少女が三歳と四歳の男児二人を絞殺した事件を指している。マリーは、有罪となって服役し、一九八〇年に出所、一九九八年には自伝『魂の叫び』<sup>15)</sup>を出版している。この自伝やジッタ・セレニー『マリー・ベル事件——11歳の殺人犯』(評論社、一九七八年)を読むと、マリーの母は、売春婦で、未婚のまま一七歳でマリーを出産したが、情緒不安定であったため、マリーは孤独で不安定な状態に置かれていたことがわかる。

詩に引用されている「二人友達がいる」というマリーの発言は、彼女の分裂した精神世界を表す言葉だが、詩中では発話者が「かの子」に置換されている。この置換によって、マリーの言葉は個人的なものではなく、他の複数の子どもと重ねられ、普遍化される。周囲にしきりに自身が殺人したことを訴え、逮捕してほしいと言いつつマリーの言葉も、詩の中では「ホータイしたい」に言い換えられており、「SAD」「MAD」から連想されるサドとマゾ、つまり、殺人するサディズムと「ホータイして緊めつけて」ほしいマゾヒズムが渾然一体となった、分裂した人間の姿が浮かび上がる仕組みとなっている。

連載時の誌面は図9のようなレイアウトになっている。荒木が提示したのは看護師の顔まで写された全身写真と、舞台関係のものと思われるパンフレットの写真であった。舞台写真の女性もナース帽

を被っており、看護師であることが想定される。この荒木の写真に反応して、伊藤は「SAD MAD」を書き上げた。誌面ののどに看護師の顔を食い込ませた異様な構成は、人間の内面に潜む倒錯的な欲望と暴力性を描いた伊藤の詩への菊地側からの応答であり、また荒木の生々しい人物写真に対する抵抗でもあるだろう。

写真は写真としての完結性を持つことはなく、意味ありげで、しかし、どのような意味にも帰着することのできない居心地の悪さと異物感、浮遊性を漂わせる。身体にふれ、その内部に侵入する薬物を強調することによって、加虐と嗜虐の境界に位置する人間の危うさがきわどく浮かび上がることになる。こうした「テリトリー」の浸蝕を、写植印刷の効果を最大限に生かすかたちで実験したのがこの連載だったといえる。

引用によって、典拠元の言葉の意味を広げ、読み替える方法は、『テリトリー論2』収録の詩「叫苦と魂消る」や「カノコ殺し」にも用いられていた。<sup>16</sup>「テリトリー論」では、ほとんどの詩に引用、参照元があり、他者の言葉で詩が埋め尽くされている。むしろ、自身の言葉をほとんど排していると言ってもいい。つまり伊藤は、荒木と菊地との競合に対して、自身の言葉を守ることで抵抗したのではなく、むしろ引用によって詩のオリジナリティを自壊させるという逆説的な方法で写真の「叙事性」や、装幀家による視覚的な支配、詩の言葉と写真とを統御しようとする力に対抗しようとした。

一方で、菊地による詩の言葉の解体は、単に意味を読めなくしたり、詩を点と線へと還元する操作にとどまらない。本来、詩がある程度、図式的に構成されている場合、装幀家はその意味構造に依拠しながら視覚的レイアウトを組み立てることができるため、テクス



(連載「テリトリー論」誌面)

トはデザインの論理に従わせやすいという点で扱いやすい。図式が明瞭であるほど、言葉は視覚表現にとつての補助線となり、装幀家はその枠組みを参照しながら誌面を構成できるのである。

ところが、「テリトリー論」における菊地の操作は、この扱いや

すさを根底から攪乱するものだった。誌面上で言葉は写真と同じ平面に置かれ、写植によって拡大・圧縮され、あるいは写真の暗部に沈み込むことで断片化される。読者が線的に読解することを前提としていた詩の言語は、意味を運ぶ連鎖としてではなく、視覚的な要素へと再配置されることで、読みの手がかりが失われ、従来の読解の枠組みそのものが揺らぐのだ。

すなわち、このように解体された言葉は、読者の解釈を方向づける構造そのものを不安定にし、詩に組み込まれている図式が一義的に作動するための前提条件を弱める。図式を強化するのでも完全に消去するのでもなく、その図式が意味として立ち上がるための足場を揺さぶるのである。

詩「SADMA」もサディズムとマゾヒズムという枠組みを用いた点においては、図式的だといえる。しかし、こうした菊地の操作によって、言葉の意味は切断され、部分的には「病室に看護婦がいる」「ホータイしてください」というように、病室の情景描写にもみえるが、一方でページをめくると「男の子が死んだ」「あたしはころしをやった」などの言葉から人間の倒錯性が浮かび上がってくる。

菊地によって切れ切れにされ連続性を失った言葉は、一つの決まった読みの回路から逸脱し、複数の読みが同時に立ち上がる多層的な表現空間を形作ったのである。

#### 四 言葉解体する

連載中の伊藤の詩を確認すると、回を追うごとにリフレインと他のテキストからの引用が過激になっていく。伊藤は、比較的初期か

ら引用を詩に取り入れていたものの「テリトリ論」の連載においては、それが写真家と装幀家とのあいだで生じる緊張に応答し、抵抗するための手法として、より積極的に用いられている。

荒木は「写真なんて何かないと写らないんだから。要するに下町にしても、下町との共同作業っていうか、下町と一緒に作っているわけね。一人じゃ何もできない、とくに写真家というのは」と『写真時代21』での伊藤との対談<sup>17)</sup>のなかで述べている。しかし、これは写真家へのみ当てはまる問題ではない。装幀家の菊地も執筆者なしにはありえず、詩人や小説家もまた編集者という他者の目があり文章を仕上げていく。「テリトリ論」は、個人で作り上げる完璧なテキストというものを根底から崩そうとしている。自分の言葉に果たしてオリジナルはあるのか、コピーやシミュラクルが全盛の時代にあって、もはや詩は詩として自立しうるのか。そうした言葉への疑い、詩への問いが「テリトリ論」には含まれている。

こうして言葉がコピーされ量産される時代のなかで、伊藤がどのように言葉や詩の固有性について思考していたのかをもう少しみていきたい。以下に引用したのは、「テリトリ論」連載終了から約一年後に出版された『装幀Ⅱ菊地信義』<sup>18)</sup>に、伊藤が寄せた「視覚的」という文章である。

この間、坂本龍一の『音楽図鑑』（本の方）を見て、わたしがやりたかったのはこういうことだと思った。つまり『音楽図鑑』では字の大きさから実にはばらばらな印象で、コトバとか字とかは、それ本来よりも、ただの「アート」のための一要素でしかない。しかし、それは確実に読みにくい。読めないういっていい。わたしは人に読んでもらうために、詩を書

いている。わたしにとって詩は、唯一の表現手段である。そういうわけでわたしは菊地さんの意見に再度納得し、われわれ「詩人」のキホンのな在り方を、限界も方向も、確認したわけだ。

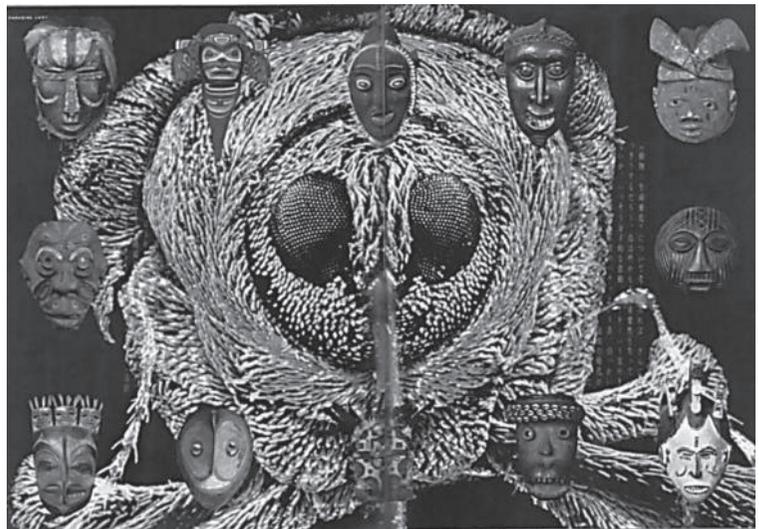
しかし、一度でいいから、自分で産みだしたコトバをサディスティックに蹴散らし、ただのアートの一要素におとしめ、視覚的だけのものでして、コトバに付属している意味も流れも物語もなくしてしまいたい、というマゾヒスティックな欲求は残っている。

(R—10三頁)

ここで言及されている『音楽図鑑』は、同名タイトルでミディレコードから一九八四年にリリースされたCDと連続して、一九八五年に本本堂より出版された。誌面は、全面カラーで構成されており、映画のパンフレットのようなアートブックとなっている。

例えば、図10は誌面の一部である。ここには『GS』二号の浅田彰、水島一憲共訳「ミル・プラトー」からの文章が引用されている。その引用にDarwin Dale撮影の「コクゾウムシの頭部」の写真と国立民族博物館所蔵の「仮面12面」の画像が重ねられているのだが、伊藤が述べていたように、文字は拡大された虫の身体に埋もれて非常に読みづらい。特殊な撮影技術によって超拡大された虫の体毛や目、また人の顔を象った面は、正常な認識を揺らがせ、不安定にさせる。引用されている「ミル・プラトー」が、生成変化や器官なき身体に関する評論であることを考えれば、図10の奇妙な写真の組み合わせは、視覚的に身体揺らぎを表す周到な試みであったことがわかる。ただし、他のページでも言葉は、様々なアートのごく一部であり、判読することがほとんど不可能なものもある。『音楽図鑑』

図10



(『音楽図鑑』)

では、ブック全体を通して文章や文字そのものが引用やコラージュによって解体されていくのだ。

伊藤は、まさにこのように自身の言葉が解体されることを望んだ。先の「自分で産みだしたコトバを(中略)視覚的だけのものでして、コトバに付属している意味も流れも物語もなくしてしまいたい」という発言は、単に伊藤自身の「マゾヒスティック」な嗜好について

語ったものではない。伊藤が言う「意味」「流れ」「物語」は、一般的に文章を成立させるためには必要不可欠な要素であり、いわゆるカノンと呼ばれる文学テキストはこれらの要素の技巧を高め、競ってきた。これらをなくすことは、つまり、既成の文学的価値観の否定である。

とはいえ、ほんとうに解体し尽くすことはできるだろうか。「意味」「流れ」「物語」を無にしたとき、言葉は言葉としての機能も役割も失う。しかし、これまでの「意味」「流れ」「物語」が機能を失調しているという自覚が伊藤にはあった。いったん、とことん壊し、その果てに何が出てくるかを試す。そうした身も蓋もないラディカリズムがこのときの伊藤のテキストには流れ込んでいる。一方で、言葉を徹底的に解体し、「意味」「流れ」「物語」を失効させようとする試みは、単なる無意味化や表現の放棄へとのみ帰着するわけではない。「テリトリ論」および『テリトリ論Ⅰ』において問題となっているのは、意味をあらかじめ内包した自己完結的なテキストの完成ではなく、意味がいかなる条件のもとで生成されるのかという、生成過程そのものの可視化である。

荒木が構想したように、三者が調和的に一つの表現へと収斂するのではなく、それぞれが固有の表現原理を保持したまま競合することによって生み出されるのが、「もう一つ」のテキストである。それは、伊藤・荒木・菊地という三者の緊張関係が痕跡として残った「出来事としてのテキスト」と位置づけることができる。このテキストは、特定の主体の意図や統一的な意味構造を前提とせず、むしろ複数の表現行為が衝突し、ずれ合う過程そのものを内部にはらんでいる。

そこで伊藤の詩の言葉は、詩「コヨーテ」の「コヨーテ」は「はー娘」は「あ——う」にみられるように、意味を伝達するための記号としてではなく、言語以前の感覚や身体的リズムへと回歸する。すなわち、言葉を奇怪な点と線へ、呪文のようなリフレインや祝詞のような原初的な言葉へと還元することで、言語が近代的な意味体系へと組み込まれる以前の層が露出するのである。この還元は、言葉の消滅ではなく、意味が立ち上がる以前の場を再び開くための操作として理解されるべきであろう。

ここでは、詩は線的に読解される言語体系としての安定性を失い、写真は叙事的意味の担い手としての役割を解体され、装幀は意味を秩序立てて統御する編集の装置ではなく、テキストの成立条件に介入する操作として機能する。こうした異質な要素の併存と緊張によって、テキストは完成された意味の容器ではなく、意味生成がつねに遅延し、揺動する場として立ち現れるのである。

したがって、「テリトリ論」における言葉の解体とは、意味の否定ではなく、意味が自明なものとして成立する近代的テキストそのものを相対化する実践であったといえる。三者の共同制作によって生成したこの「出来事としてのテキスト」は、文学テキストを完成物としてではなく、複数の力が交差する生成のプロセスとして捉え直す視座を提示しており、後の伊藤の表現実践を準備する理論的な臨界点を形作ったといえる。

実際、伊藤が願ったように単行本で伊藤の言葉は写真の中に埋もれて読むことができなくなった。菊地、そして荒木から痛めつけられることを通して、理性的にコントロールできる操作主体としての自分を徹底的に破壊しようとしたのである。それゆえ、「テリトリ

論」の伊藤の言葉は危うさを含んでいる。確かに、無意識のうちに父権的な文脈をなぞる内容の詩も見受けられた。しかし、伊藤は意味の伝達を中心とする言葉の機能をそぎ落とし、伝達しえない存在の孤独の底に降りたからこそ、より一層、他者の言葉を果敢に取り込んでいく獐猛さと、食欲さを身につけたのではないか。

伊藤は、以後、コラボレーションは頻繁に行うものの、文字が読めなくなるような視覚的に特化した詩からは離れる。その中で見出されるのが、近代以降のテクスト観とは異なる、語り物や説経節といった口承芸能の語りである。ただし、それは「テリトリ論」での実験が失敗だったということではない。伊藤は、「テリトリ論」において近現代の「意味」「流れ」「物語」にいったん破産を宣告することで、それらがきれいに整えられた「人間」中心の思考に覆われており、しかも、その「人間」が、男性を中心とした思考原理によつて作り出されたことを見出していく。常に中心から排除され、「妻」や「母」の役割に限定され、介護や生／性と死の場面のみに召還される女性たちがテクストに立ち現れる。周縁に置かれた彼女たちを中心に捉えたとき、これまでの世界は一変するだろう。グロテスクにも見えるそのもうひとつの世界を、「テリトリ論」は男性表現者たちとの葛藤と対抗の場を通して体现していたのである。

## 注

- (1) 法螺貝徹夜「『テリトリ論』覗き見」(『詩学』、五月号、一九八六年)。法螺貝徹夜は、匿名批評家で、詳しい人物像についてはわかっていない。小海永二「小感独語」(れんが書房新社、二〇〇三年)に「『法螺貝徹夜』とは誰か」とい

う文章が収録されているが、ここでも結果的に誰なのかは明らかにはされていない。

- (2) 菅谷規矩雄「配列、交換、そして、いやさかの……」(『現代詩手帖』、六月号、一九八七年)
- (3) 金塚貞文「子産みというオナニー」(『現代詩手帖』、六月号、一九八七年)
- (4) 小平麻衣子「女性器―伊藤比呂美『テリトリ論』」(『国文学 解釈と教材の研究』、二〇〇一年)
- (5) 坪井は、「伊藤比呂美『テリトリ論1』校異」(『名古屋近代文学研究』第七号、一九八九年)で雑誌連載時と単行本の異同調査を行った。また、「伊藤比呂美論(中)――『テリトリ論1』(その一)――」(『日本文学』、三九卷二号、一九九〇年)、「伊藤比呂美論(下)――『テリトリ論1』(その二)――」(『日本文学』、三九卷四号、一九九〇年)で『テリトリ論1』を論じた。これらの論考は、後に『性が語る』(名古屋大学出版会、二〇一二年)に収録された。
- (6) 伊藤比呂美「他人に揺さぶられる」(『シコウシテ』、二二号、一九九一年)
- (7) 加島卓「誰もが広告を語る社会――天野祐吉と初期『広告批評』の居場所」(『一九八〇年代』、河出書房新社、二〇一六年)では『広告批評』の言説分析から、八〇年代に消費者目線の広告批評が展開されたことにより、広告が広告業界だけでなく広く一般に受け入れられるようになったと分析している。
- (8) 『菊地信義とある『著者11人の文』集』(県立神奈川近代文学館、二〇一四年)収録の「菊地信義略年譜」および粟津則雄「『欲

情と不安の資質(抄)」を参照した。

(9) 『写真時代』は一九八一年に白夜書房から創刊された雑誌。編集長は末井昭。荒木経惟は、この雑誌で中心的に活躍した。

(10) 対談の後には「テリトリ論 one plusをただしく読むための〈注〉」が掲載されている。文字通り、対談に関する注も含まれているが、単なる注ではなく、連載に関する細かな経緯等が書かれている。この注は、当時『現代詩手帖』の編集長で「テリトリ論」の担当編集者でもあった樋口良澄が執筆したと思われる。この注には「故寺山修司氏の不在のアルバムをつくるため、荒木と田中未知さん、編集者が東京の街をまわった時、写真をとる行為と詩を書く行為とが行為することそのものをテーマとして挑発しあえないかと話をもちかけたこと」がこの連載の具体的ななきっかけであったと書かれている。

(11) 『装幀談義』は、筑摩書房より一九八六年に刊行された。引用は、ちくま文庫版『装幀談義』(筑摩書房、一九九〇年)に拠った。

(12) 大西哲彦『ユーザーのための写植ガイドブック』(印刷学会出版部、一九八九年)

(13) 注11、ちくま文庫版『装幀談義』、八〇〜八一頁。

(14) 菊地には、注11、『装幀談義』、『装幀』菊地信義(フィルムアート社、一九八六年)、『樹の花にて』(白水社、一九九三年)などいくつかのエッセイやインタビュー集がある。しかし、そのなかではまったく「テリトリ論」について語られていない。そこで筆者は、二〇一四年七月二七日に神奈川近代文

学館で「菊地信義とある『著者11人の文』集」展のトークショーに参加した。ここでは、観客からの質問に菊地が回答することをメインとしていたので、「テリトリ論」と『テリトリ論1』についてうかがった。公式的なインタビューではないため、細かな記載は控えるが「テリトリ論ってというのは僕にとつてそういう(装幀とは何か) 気づきを最初にくれた仕事だと思う」と語っていたことだけを書き記しておく。むしろ、これまで菊地が書いてこなかったところに「テリトリ論」の装幀・構成に関わった一連の菊地の体験の重さのみた

(15) ジッタ・セレニー『魂の叫び』(古屋美登里訳、清流出版、一九九九年)

(16) 詩「叫苦と魂消る」の引用については、拙稿「錯綜する引用と声／文字の重なり——伊藤比呂美「叫苦と魂消る」をめぐる——」(『昭和文学研究』、第七七集、二〇一八年)、詩「カノコ殺し」の引用については、拙稿「伊藤比呂美『テリトリ論2』の問題系——ポーランド連作詩篇から詩「カノコ殺し」へ」(『語文』、第一六〇輯、二〇一八年)で詳しく論じた。

(17) 『写真時代21』(白夜書房、創刊号、一九八四年)、九八頁。

(18) 注14、『装幀』菊地信義。なお、本書は横組みの左開きと縦組みの右開きのページが一冊に製本されている。横組みのページはLノンブル(L-1、L-2……)に連続し、縦組みのページはRノンブル(R-1、R-2……)に連続している。引用のページ番号も本の表記に合わせた。

## 三木露風と沖繩の詩人上里春生

### —新資料による師弟関係とその作品—

近藤 健史

#### はじめに

童謡「赤とんぼ」の作詞者として知られている詩人の三木露風（明治三二年・一八八九年～昭和三九年・一九六四年）に師事した若い詩人たちの中に、沖縄県伊江島出身の上里春生（明治三〇年・一八九七年～昭和一四年・一九三九年）がいた。

上里春生は、幼名治助、沖縄県立農学校を中退し、大正七（一九一八）年頃上京して三木露風に師事し象徴派詩人として活躍した。昭和五（一九三〇）年頃に帰郷してからは、大宜味村で村政革新同盟を結成して社会運動家として活動する。その後、昭和一二（一九三七）年にサイパンに渡り、沖縄県人会が創刊した『南洋朝日新聞』の主筆として招かれ入社、昭和一四（一九三九）年六月に急性肺炎のため四二歳で亡くなっている。筆名に治助、無春、春助も用いた。

詩人としての上里は、これまでほとんど研究されず、露風との師弟関係はもちろんのこと年譜や作品年表なども解明されていない。また、同人雑誌の消息欄や書簡で第一詩集、第二詩集、論文集（ある詩人の伝記）を出版する予定とあるが、その作品集の存在も不明であった。

ところが近時、二人の師弟関係を裏付ける未公開書簡と詩集（手稿本）を発見した。まず露風の生誕地である兵庫県たつの市の霞城

館において、「上里から露風に宛てた絵葉書」三通と「露風から上里に宛てた書簡（控え）」二通を見出した。また霞城館に長く埋もれていた著者不明の黒革表紙のノートが、上里が露風に教示を仰ぐために送った出版予定の詩集（手稿本）であると初めて確認できた。さらに神奈川近代文学館に、上里の大正九（一九二〇）年頃の活動状況を伝える「上里から友人の詩人北村初雄に宛てた葉書」五通が所蔵されていたのを探し当てた。

本稿は、これらの新資料から浮かび上がってくる露風と上里との師弟関係、新発見の作品、露風からの影響などについて明らかにすることが目的である。

なお、年号表記について、本稿の時代背景となる大正・昭和初期という時代性を醸し出すために和暦を主とし西暦を併記した。また、引用に関しては、詩の改行は「／」で示し、書簡等の引用は原文のままにした。

#### 一 詩人上里春生の歩み

上里春生に関して知る人は少ない。そこで最初に文学に関する略歴を紹介する。上里の歩みは大きく①沖縄時代、②東京時代、③沖縄での療養時代、④大阪時代、⑤二度目の東京時代、⑥帰郷後の沖

縄時代、⑦サイパン時代と七分類できる。未だ区分などに不確定要素が多いが、次のとおりである。

(一) 文学に関する歩み

① 沖縄時代（詩人への歩み）

文学を志した上里は、大正期の沖縄において雑誌への投稿から出発する。

沖縄では、大正初期になると文学を志す底辺が拡大した。大阪への往來の増加、単行本や文学雑誌などの文学書の移入、大正四（一九一五）年頃には地元新聞に「歌壇」の設立などが続いた。また中央の雑誌は、大正の初めから『中央公論』『改造』等の総合雑誌のほか、文芸誌では『新潮』『文章世界』などが僅かながら入荷していた。昭和に入ると左翼文芸誌『文芸戦線』や『戦旗』なども入って読書界を賑した。

文学を志す沖縄出身者たちは、明治三〇年代の早い時期から中央の『文章世界』、『文庫』、『スバル』、『明星』という著名な文芸雑誌に発表の場を求めた。沖縄の投稿者延数が最も多い雑誌は『文章世界』であった。創刊（明治三九年・一九〇六年三月）から廃刊（大正九年・一九二〇年二月）まで間断なく短歌を中心に多くのジャンルにわたって投稿していた。<sup>(註1)</sup>

その『文章世界』に、上里の俳句が初めて掲載された。大正四（一九一五）年、一八歳の上里にとって中央文芸誌へのデビューであり、翌年も入選する。

大正四（一九一五）年五月一日『文章世界』五月号、博文館発

行、（第一〇巻第五号）

俳句「繪草紙に虻鳴く京の小店哉」上里治助（沖縄）

大正五（一九一六）年五月一日『文章世界』五月号、博文館発

行、（第二一卷第五号）

俳句「北斗星遠くかゞやく夜寒哉」上里無春（沖縄）

詩人としての出発は、大正六（一九一七）年四月の『文章世界』に詩が掲載されたことである。その詩を選者である露風に高く評価されたことを契機に、象徴派詩人露風の主宰する「未来社」の同人となり歩み始めた。六月は『文章世界』と『未来』（第三次）に、その『未来』には八月、九月、十一月と立て続けに詩を発表して勢いづいた。

大正六（一九一七）年、台湾に渡り詩二篇を作る。

② 東京時代（象徴詩人）

大正七（一九一八）年頃、上里は上京して象徴派詩人として本格的に歩み始める。上京したての頃は、東京市九段中坂の理想館に住んだ。その生活は、先に上京していた叔父上里参治や妹豊子などと親しくつきあい、中野に住む同郷の金城唯温の家に毎日のように通っていたという。

大正七（一九一八）年、『リズム』に五月、六月、七月、十一月と詩を発表。

また同年九月一日には、白樺派の小説家である武者小路実篤主宰の「新しき村」の第四回例会（本部の二階で開催）に初参加した。

調和的な共同体の理想郷実現のための活動に賛同して、会員となり寄附をしている。<sup>(註2)</sup>

この「新しき村」への接近には、沖縄における文学活動の影響があったと思われる。それは大正七、八年頃の沖縄における民主化や自由を求める新しい風潮と「大正デモクラシー」と武者小路実篤の人道主義イデオロギーの影響をうけて那覇で仲宗根源和、長島可昌、嘉手納冷影らが武者小路実篤の詩と感想を書き『生活と自由』という同人誌を出していた」という活動である。<sup>(注3)</sup>

大正八（一九一九）年の五月「深山の詩」（大正六年九月「深山の奥」の改題）と「月夜篇」を『日本象徴詩集』（未來社同人編）に、八月「詩壇雑話」を『沖縄朝日新聞』に発表する。八月末からはアテネ・フランセの夜間部に通っていたという。フランス象徴詩の影響を受けた露風に師事したことでフランス語を学んだのであろう。

大正九（一九二〇）年一月、露風が主宰する「牧神会」の同人となり、一〇月創刊の雑誌『牧神』（牧神会）に詩「彩斑の海」を発表する。

### ③ 沖縄の療養時代（療養と創作）

大正九（一九二〇）年一〇月、病気で沖縄に帰り療養生活をする。

大正一〇（一九二二）年三月、詩を『牧神』に、評論を『沖縄タイムス』に発表する。

大正一〇（一九二二）年六月頃、トラピスト修道院の露風を訪ね、キリスト教的要素の強い詩「りらの花」と「野のこみち」を作る。

大正一〇（一九二二）年九月『牧神詩集』（アルス）に詩八篇、一〇月『現代詩集』第一輯（アルス）に詩四篇を発表する。

大正一〇（一九二二）年一月二三日、沖縄、伊江御殿別荘にて『詩集（手稿本）』を編む。

大正一二（一九二三）年五月、『沖縄タイムス』に「詩話」、八月

『想苑』に詩「涙の抒情」を発表。

### ④ 大阪時代（新しい風潮の影響）

大正一二（一九二三）年九月一日の関東大震災後、沖縄出身労働者が多い大阪に赴く。多くの県人と共に革新的影響を受け、実践運動に積極的に取り組む。

大正一二（一九二三）年一月、二月、翌年一月と『沖縄教育』に論説・評論を発表。

大正一三（一九二四）年四月、沖縄において結成された「琉球歌人連盟」の副会長を務める。五月大阪でメーデーに参加。七月雑誌『智慧樹』（七月号、第四卷第二号）に、プロレタリア詩の様相を漂わせる詩「颯風の歌」「昏睡にめざめて」「送る」の三篇を発表する。

大正一四（一九二五）年一月沖縄県人会に参加。関西沖縄県人会機関誌『同胞』（三月五日）に上里の近況について「沖縄一流詩人、一月上阪、本會の為に尽力されつつあり、西区市岡音羽町69・中村方に寄宿」と掲載されている。<sup>(注5)</sup>

大正一五（一九二六）年一月一日、評論を『沖縄タイムス』に発表する。

### ⑤ 二度目の東京時代（思想の表面化）

大正一五（一九二六）五月頃に再び上京。東京中野の洋館（新城徳助所有）に、山郷永吉、江島寂潮らと同居する。

東京牛込にあった小林アパート（元芸術倶楽部を大正八年に改修した高等下宿）に、沖縄出身の芸術青年たちと上里も集まる。<sup>(注5)</sup>

大正一五（一九二六）年二月『太陽』に詩一篇を発表。  
昭和二（一九二七）年頃からはプロレタリア文学に転換して、二月

『傾ける殿堂』を総合雑誌『太陽』に、四月「上海總罷業の日に」

をプロレタリア文学雑誌『文藝戦線』に発表。八月、沖繩県人海外移民の保護援助などを目的に発足した沖繩県海外協会の機関誌『南鵬』（二二号、第三卷第一号）に戯曲「離村の農夫」（素描的一幕劇）を発表する。

#### ⑥ 帰郷後の沖繩時代（思想の実践運動）

昭和五（一九三〇）年頃に帰郷。琉球の歴史に材をとった戯曲「陽飢ゆ」を地元紙『沖繩朝日新聞』一月に六回連載するなど、しだいに社会運動との関りが色濃くなり、社会思想を多くの人々に伝えようと詩から演劇（戯曲）へと転換、一般の人々がより馴染みやすい伝達方法を選んでいった。

昭和六（一九三一）年七月から十二月、大宜味村で村政革新運動などの活動が続け「治安維持法」違反で検挙・服役を繰り返す。徐々に詩人仲間たちと疎遠になる。

#### ⑦ サイパン時代（新天地を求めて）

昭和一二（一九三七）年、南洋サイパンに渡航。サイパン沖繩県人会が創刊した『南洋朝日新聞』の主筆として招かれ入社。

昭和一二（一九三七）年六月二日、急性肺炎により亡くなる。

#### （二）上里の詩の評価

露風に師事し雑誌『未来』（第三次）や『リズム』の同人であった詩人喜志邦三は、上里を回想し「若く天才的な風格のある詩人」で「特異の詩を書く」詩人と評して、次のように述べている。<sup>注6</sup>

私などと、「リズム」時代からの友人であつた琉球の詩人上里春生君の詩も二三回此の雑誌に現はれた。上里君は若く天才的

な風格のある詩人で、特異の詩を書いてゐたが、いま何處にどうしてゐることか、全く消息を知らないが、その詩人としての中途挫折は、確かに遺憾な事であつた。

上里は大正七（一九一八）年創刊の『リズム』に、詩「揺曳の母を恋ふ」（第一集、五月）、「更生の詩篇」（第二集、六月）、「古酒の甕々」（第三集、七月）、「東京の俯瞰曲」（第四集、十一月）と終刊まで発表している。喜志の上里評は、これらの詩を対象にしたものであり、その特異性は、例えば次のような難解な象徴詩に現われている。

黒耀くろやうの蛇鱗だりんを纏まとひて屯たむろす女／甘たるき幻想の唾液こそ爾なが身に燃ゆれ。／黄ばみたるバンセキロウの腫濃うんじゆは／淫いんらにも麗うつくはしき王女わうじよが膽きもをひたし／蘭麝らんじやを罩すそめし嘆なげきを醸かすなり。

（「古酒の甕々」第一連）

#### 二 上里の露風との出会いと仰望

#### （一）大正六年の露風と上里の出会い

露風と上里の交流は、大正六（一九一七）年に雑誌の投稿者と詩の選者という関係から始まる。露風は、大正二（一九一三）年一月から大正六（一九一七）年一月まで『文章世界』の詩選者であった。上里の詩は同雑誌の大正六（一九一七）年四月号と六月号に掲載され、露風から好評を得た。これを契機に象徴詩人として名を馳せていた露風を師と仰ぎ、自ら詩人への道を切り開いたのである。

露風は、選者を五か月後に辞退することから、このことは上里を大きく変えた運命的出会いといえる。その作品は省略し、批評を次に

あげる。

大正六（一九一七）年四月一日『文章世界』四月号、（第二二卷第四号）春季特別号

長詩「サガニー耕地より」上里無春（沖繩）。末尾に  
一九一七、二二〇付記

〔評〕（露風）「ところ／＼句法の混乱したやうなところもあるが何分熱い心を以て書かれた豊かな詩である。機織る音、籠に眠れるみどり児等耕地の光景が眩ゆいばかりである」

大正六（一九一七）年六月一日『文章世界』六月号、（第二二卷第六号）

長詩「或る月夜に」上里治助（沖繩）。

〔評〕（露風）「濡れた葉のやうに一句一句うるほひがある。芋の葉も、樹立も何だか感興に満ちて細かな身ぶるひをしてゐるやあうでる。」

この大正六（一九一七）年は、露風にも大きな出来事があった。例えば一月に、象徴主義を信奉する門下の新進詩人の要望を受けて、雑誌『未来』（第三次）を復刊した。五月には、象徴詩を徹底的に痛撃した萩原朔太郎の「三木露風一派を放逐せよ」の発表により批判されている。<sup>（注七）</sup>七月には、トラピスト修道院を再び訪れ一か月ほど滞在している。

五月の朔太郎の「放逐論」以降、象徴派に対する攻撃はすぎまじいものがあった。このことが七月に露風をトラピスト修道院に再び向かわせた一因でもあろう。その反対派の攻撃に関して露風は、萩

原朔太郎、室生犀星らの感情派詩人や福士幸次郎、白鳥省吾らの民衆派詩人の名指しは避け「敵をなす人々」として、後に詩集『信仰の曙』（大正一一年六月）の序文で次のように述べている。その苦悩は神の差し伸べる慈愛に身を委ね忍び得たと語る。

敵をなす人々が私の周囲に満ちたとき私は自らその正しきことを表はさうとする念に燃えたのであつたが、遂にそれを忍ぶことができた。書き録して「汝みづから復讐せず神の怒に委せよ」とあるから。それを忍び得ざれば後より悔いることがあるにきまつてゐる。若し私が苦しき思ひをしつゝ、忍ことを得たときはこゝろが安らかであつた。

衆のために盡して衆より寄せられたとき、それが私の受ける試みであると考へられたとき、さうしてその中から基督の苦難を想つたとき、我眼に涙のあふれたとき、あゝそのとき私は初めて基督を懐くことができた。

イエズスの如く正しき者はなかりしにイエズスのごとく苦難を受けた者はないからである。

また、その神に委ねた結果を「神秘主義と予」（昭和二年以前作）で、次のように述べている。<sup>（注八）</sup>

予が、神秘主義者を以て、目せられ、且つ、それによつて、一部の詩人たちから、屢々、批難攻撃を蒙りつつあつたことについて、予は、終始、沈黙を、守り切つた。

そは、何時の時代に於ても、其の時代に、少しく目立つとこ

ろの者は、反抗する者を、周囲に、有するものであつて、予は、それに、気を、奪はれてしまふほど、弱くはないのである。

人が憎むほど、神は、愛する（エマアソン、自助論中の言葉）幸に、予は、神の追放命令を、未だ受けない。

萩原某といふ詩人から、「文章世界」誌上で、「三木露風一派の詩を追放せよ」といふ僭上沙汰が、有つたに、拘はらず。

併し、世人は、此文によつて、萩原某といふ詩人を有名にした。

その点は、萩原氏も、甚だ、満足であらう。

また露風の修道院再訪問の要因には、信仰の深まりや修道院生活に対するあこがれが強くなつたことがある、修道的世界に身を置いて、何かを求め何かを掴もうとする心があつた。修道院から帰つた露風は、その神秘的な体験から「自己を救う道」を得たことをつづつた「修道院を下つて」（『未来』九月）を発表している。<sup>（注9）</sup>

私は自分の現在の生存といふことに對しも此の世の虚偽と混亂とに對しても嫌悪を感じずには居られない人間である。（中略）

この世にもたらされた廣漠悲愁の感よりして我らが自己を救う道はたゞ一つある。彼が爲しました現に爲しつつあるやうに模倣することだ。（中略）

此く私の心は感ずる、さうして私は思に沈んだ。この嫌悪の世界からして―「主よ、我れは深淵よりして主にむかひて叫び奉る」と祈つた時、主はその時何と應へたか。「我を見よ、は

たらけ」と爾は答へ給ふたのではなからうか？「我父は今に至るまで働きたまふされば我れもまた働くなり」とキリストは言つたのである。（中略）この世界にもたらされた廣漠悲愁の感よりして我らが自己を救ふ道はたゞ一つある。彼が爲しました現に爲しつつあるやうに模倣することだ。（中略）

此く私は思に耽りつつ修道院を下るに先だつて下の數行を記したのである「我は善人たることも悪人たることもござまず、卑屈ならざる人として生きんことを念へるなり。」

露風にとつて「嫌悪の世界」、この世の「廣漠悲愁」から自己を救う道は主の声「我を見よ、はたらけ」に従い模倣することであり、「卑屈にならざる人」として生きることを得たと語っている。自分を救済する唯一の道は、トラピストの修道士のように神を崇め模倣するしかないというのである。

## （二）上里の露風への熱い想い

### ①露風に心の中の葛藤を打ち明ける

露風が「修道院を下つて」を発表した大正六（一九一七）年の『未来』（九月一〇日）には、上里（治助）の「求道の心」（書牘の中から）欄も掲載されている。再びトラピスト修道院に身を置いて、実際にキリスト教の秘儀を体験した先生（露風）に宛てた書牘（手紙）である。そこには以前から自分の考えに従つた生活を渴望し、真理の生活を望んでいるとある。また、真理の生活を行いたいとする自我と名聞（名声）を想う心との葛藤を打ち明け恥じている。そのジレンマを、次のようにつづっている。

私は久しい前から、神（或いは天と云つた方が私の感じを表はすのにより適切であるかも知れません）の、おぼしめしの儘の生活を渴望して居ります。ある偉大なもの、摂理を理解し、自分の良心に刻まれて居る。神の意志を容行せんとする衝動を、意識します。私はアスピレーションに依つて真理の生活に入り度望んで居ります。『天を對手にせよ』と云つた男の言葉が、此頃はしみじみと思ひ返されます。（中略）私は眞理に參ぜむとする心と、名聞を想ふ心との激しい闘争の此のデイレムスに、泣き度も泣かれない苦しい努めを繰返して居るのを、他の前にも自らの前にも、深く深く、恥とします。（中略）天を對手として、人生経畢竟の價値に參前ことを…。けれども。あ、けれど共…。先生。私は、もつともつと、愚かになることをねがつてゐます。

## ②露風先生への敬愛の念

さらに同大正六（一九一七）年十一月、上里は師への熱い想いつづつた「随感随想」（上里春助）と詩「露風先生へ捧ぐ」を『未来』（二月一日）に發表した。

折にふれて感じたことを書きとめた「随感随想」で、「先生」に對することは第五段と第六段にある。

### 「随感随想」（全六段落）

○象徴を語るものは眞實を其中に匿してゐます。然し象徴は説明するに及ばないのだと思ひます。それは決して説明の範圍ではありませんから。

### （第一段冒頭部、以下略）

○先生は今度の北海道に於かれても尊いもの、多くを得られたこと、存じます。トラピストの風光は如何に先生をお向へしたことから。群馬の島田青風は上毛新聞や其他で萩原氏や山村氏等を攻撃してゐましたが今はおとなしく詩作して居るやうであります。彼れも、時間と金についてかなり苦しんで居るらしくみえます。私の経験によれば、物質上の苦しみと思想上の苦しみとはお話しにならないほどの差があると思ひます。物質の因はれ（私は金も名も物質だと思つてます）からはなたる、ときに、始めて眞の苦惱が來ると思ひます。（第五段）

○私はかならずきつと一度は先生をお訪ねすると一人で決心して居ります。（行かうと思へば今でも行けないことはありませんぬが）私は都會のあの騒がしさはあまり好みませぬ。静かな木の葉と土の匂ひを愛します。名を思ふ卑劣なこゝろは、都會の華かさを憧憬れます。併し眞實の生活ちいふを思ふ本當のこゝろは、田舎の静けさを忘れません。私は終世田舎を愛します。（第六段）

第五段冒頭「今度の北海道に於かれても尊いもの、多くを得られた」とは、二度目の北海道トラピスト修道院訪問の一月滞在において、神秘的な体験で得た神を崇め模倣するという「自己を救う道」や溢れる信仰への情熱などを指すのであろう。

また同段で上里は、露風主宰の未來社同人である島田青風の近況として新聞等に攻撃的論評を書いていること、詩作や生活で苦しんでいることを報告し、自身は思想上の苦しみ、眞の苦惱があることを暗に伝えている。

その「群馬の島田青風は上毛新聞や其他で萩原氏や山村氏等を攻撃してゐました」とは、いわゆる反象徴詩派の主張に対する攻撃のことである。露風を中心とする象徴派の詩人たちが批難し、それに対して反撃した詩人たちへの再度の批難である。

上里は近頃の露風の悩みを気にかけていた。それは求道の精神、信仰上のことのほかに、詩壇における象徴主義をめぐる争いや新勢力の台頭であった。第一段が「象徴を語るものは……」と始まるのも、その関連からであろう。

攻撃された側の「萩原氏」は誤字で、純然たる感情中心主義の「感情派」と言われている反象徴詩派の萩原朔太郎である。「山村氏」は、同じ反象徴詩派の「自由詩派」と称される、理智的な傾向をもった旧「自由詩社」の群馬県出身の詩人山村暮鳥である。山村は大正二（一九一三）年一二月に「新詩研究会」を結成、機関誌『風景』には朔太郎と露風も参加していた。

攻撃した「群馬の島田青風」は、上里と共に「未来社」の同人で大正六（一九一七）年の『未来』（五月）に詩「呪の夜」を載せている象徴派詩人である。

島田青風の「攻撃」は、朔太郎が象徴詩を批判する評論を発表した五月から群馬県出身の朔太郎の地元紙『上毛新聞』「文壇」欄において、川上操の「感情派の詩を葬れ」（大正六年五月八日、九日）を皮切りに七月末まで続いた川上操、山中欣之介、中澤豊三郎の論争に連なる論評である。<sup>(註10)</sup>

その論争に続いて島田青風は、『上毛新聞』紙上に「何れが真か」と題して八月一二日から四回連載している。そこでは「過般三木露風一派を放逐せよと絶叫し今また盛んにその旗幟を翻す萩原朔太郎

氏などはその急先鋒である。（中略）彼等の言ふ處は何等根柢の無い悪罵にして確固たる定見なく、評論と云ふにはお愧しい位な低級さである。」（二二日）と批判し、朔太郎の『早稲田文学』（同年八月）に載せた「現詩壇に於ける現實主義と神秘主義」について「あんな大づかみな概念の呼號では何の刺激をも感じない」、「自己の田園の荒廃を意識せずに他人の荒廃を賤辱する人があればその愚さを憫笑せずには居られない。この類の馬鹿者が詩壇にも論壇にも充溢してゐる。」（一四日）と激しい論調で批判している。

上里はこのような反象徴詩派への批判を「攻撃」と露風に伝えたのである。

最後の第六段で上里は、先生（露風）に直接お会いすることを心に決めていると伝える。名声を求める心、都会の華やかさに憧れる心もあるが、やはり田舎の静けさを忘れず愛すると胸中を打ち明ける。

この田舎を愛する心は、島田や露風に通じるものがある。例えば島田が「何れが真か」（『上毛新聞』）で、社会の進展を標榜する詩人たちに呼びかけた「あなた方が人類の幸福、社会の進展を提携して雄々しくも目醒しく獅子吼するならば何故華やかな都會、臭悪なる都會に絶対の讚美を捧げ、何故に嚴肅なる自然に親しむことを懼れる。」（一四日）とした主張に類似する。また露風が初めてトラビスト修道院を訪れた大正四（一九一五）年の一一月に出版した詩集『良心』の後記「良心の後に」で述べた「予は山林と海浜とかくも大きな自然の中に神を想ひ神に依つて生活することをよるこんだ。予は基督教の神が自然と一致せるを見た」に通底する。

③ 露風先生に捧げる詩

詩「照らされて」は、「露風先生に捧ぐ」ために大正五（一九一六）年作詩「深夜の祈り」（全四節）の第三節（全六連）を改作して、<sup>（注1）</sup>大正六（一九一七）年九月に露風に対する上里の深い敬愛の念が強い詩として発表した。

詩「照らされて」（露風先生へ捧ぐ） 上里春助

限りなき 深き寥しさの中に／月はいねたり。そのこゝろ／及ばぬくまもなく。照りては昀り／昀りては照る。そのこゝろ／及ばくぬまもなく。昔しながらのうつしよを／昔しながらに、うち磨く／そのこゝろ。／

朽つるを忍ぶ草の葉も／心正して。露に伏す／そのこゝろ。／よの曖昧の一切に／灰色の月。いとど静かなり。／

悲しみか、喜びか／迷ふ二つの。童貞は／よきいたみにうたれ／照らされて野べに立つ。——一九一七、九——

諷諭・隠喩を用いて象徴的に詠んだ詩で難解である。「いねたり」（改作前は寝ねたり）や「昀りては照る」動きをする「月」の心は、隅々まで届く。昔のまま変わらないこの世を、昔のままに上手く磨く心や心正して露に伏す心も限なく行き届く。曖昧の世の一切に「灰色の月」は、いっそ静かであると詠む。

この詩は、原作の「朽つるさだめの草の葉も／露にまみれて月に伏す」を「朽つるを忍ぶ草の葉も／心正して露に伏す」と改めている。その発想には、当時の詩壇における萩原朔太郎等の反象徴派の批判攻撃がある。「草の葉」の反象徴派は、自分の心に気づき「露」

（露風）に伏すというのであろう。「よの曖昧」に「灰色の月 いとど静かなり」の表現には、両派の争いをよりいっそ静観する神の慈愛がある。信仰者の「童貞」が「よきいたみにうたれ 照らされて野辺に立つ」は、苦難を受けた露風を連想させる。

三 新資料の書簡に見る師弟関係

（一）上里から露風宛の書簡

露風と上里の師弟関係は、露風がトラピスト修道院の講師として赴任していた大正九（一九二〇）年五月末から大正二三（一九二四）年六月末の間も続いていた。遠く離れた北と南で修道院生活と療養生活を過ごす二人が、創作活動や苦勞などの近況を交わしている。露風宛は次の三通が残っている。

① 大正九年（一九二〇）年一〇月一五日付の絵葉書

「琉球伊江嶋上里春生」から「北海道当別村トラピスト修道院三木露風先生」宛である。上里は「再び病」を得て故郷に帰り、二三の交友を捨てて「哀愁を憶ひます」とつづる。また師と慕う露風に「永い間の沈黙から得た象徴詩論と詩稿を送りますから昔日の通りの御教示を願ひます」と依頼する。結びに一句、その過ぎし日进行「秋風や葉の味も懐かしき」と詠み添えている。

大正九（一九二〇）年一〇月一五日消印、トラピスト修道院の三

木露風宛

絵葉書、表…北海道上磯郡当別村トラピスト修道院／三木露風先生／琉球、伊江嶋／上里春生／十月十五日。裏…琉球ノ墳墓、坂元商店発行

病気の為また帰りました。／ようやく密にならんとした二三の交友を捨て、こうして離れてあることの哀愁を憶ひます／永い間の沈黙から得た象徴詩論と詩稿を送りますから、昔日の通りの御教示を願ひます／秋風や薬の味も懐かしき。

(霞城館所蔵)

②大正一〇(一九二二)年四月七日の絵葉書

表に「琉球、那覇、泊、白山療養園」の住所、裏は「沖縄白山療養園ヨリ那覇市街ヲ望ム」の写真で、上里が結核療養施設に入所中であることを示す。療養中でも創作意欲を失っていないことを露風に伝える。文面には日課として無名の一平凡人の評伝を精魂込めて執筆中とつづり、月末までには書き上げ上京するとあり創作への熱意が溢れている。

大正一〇(一九二二)年四月七日消印、トラピスト修道院の三木露風宛

絵葉書、表…北海道上磯郡当別村トラピスト修道院／三木露風様  
／琉球。那覇。泊。白山療養園 上里春生／四月七日。裏…沖縄白山療養園ヨリ那覇市街ヲ望ム

目下、毎日の目標として、無名の一平凡人、(晩年に於ける修養によって驚く程に確実に自分を高め得た非凡な人)の評傳を書いてゐます。それは私の今の心のほとんど全野を動かしてゐる事として、私はその内に自分の想像と洞察との総ての視力を十分に注ぎかけて生かしたい希望の間に、七分通りの自信を

以て毎日筆を進めて行きつゝあります。もう、五六十頁も書きました。是れは来年の一月迄に、かならず出版せねばならぬものでございます。これを書き上げたら気を軽くして上京するの、月末迄には一通り完結する筈でございます。其の方の出版費は八百円つもつてあります。独自の書き方をして行きます。

(霞城館所蔵)

③大正一一(一九二二)年三月三日の絵葉書

住所が首里伊江別荘とあり、療養園から退所して琉球王族の一家だった伊江家の別邸がある地域に住んでいたことを示す。だが文末の「善き病床にて」からすると完治の状態ではない。

大正一一(一九二二)年三月三日消印、トラピスト修道院の三木露風宛

絵葉書、表…北海道上磯郡當別トラピスト修道院／三木露風様  
琉球、首里／伊江別荘／上里春生。裏…沖縄風景 首里城の正門

寒い寒い雪の野を／思ひます／雪の野の風を思ひます／先生に  
とつての瞑想の冬、その冬が、如何に先生の瞑想の時に於て現  
はれて居ることとせう／最近のおんおとずれが待たれます。／  
善き病床にて

(霞城館所蔵)

上里は前年大正一〇(一九二二)年六月頃にトラピスト修道院の露風を訪ねている。一読するとその後の露風の近況を伺った内容である。総字数八二字に「寒い」「雪の野」「思ひます」「瞑想」「冬」「先

生」を繰返すリズムのある独特の文体は、詩の形式に近く耳に訴える言葉だけでなく視覚に訴える言葉の美を大切にす露風を想起させる。文面は、長い「冬」に心を静めて「瞑想」する露風に思いを馳せ、冬が如何に瞑想に現れているでしょうと確信に近い気持ちを伝え、「最近のおんおとずれが待たれます。」と、尊いものの訪れを期待すると結ぶ。それは冬に確実に訪れる「寒い」「雪」「風」が終わりを告げる頃、露風が春四月に受ける洗礼であろう。

露風の修道院生活は、授業は午前中だけで午後は思索、瞑想、作詩にあてられていた。大正一〇年頃の求道生活をする露風について、当時の高嶋源一郎神父は次のように記している。<sup>(注12)</sup>

今や求道者露風は入信のため本格的な準備に入った。その情熱的な、物事に徹せずにはおかない性格は宗教の勉強にも示され、異常な熱心を傾けてカトリックの理解に努めた。教理を説いた書物、敬虔書、歴史書、聖人の伝、旧、新約聖書といった、すべての方面の書籍をかなり広く読みあさり、時間にまかせて思索し、瞑想した。そして入信の恵みに必要な祈りの態度もできて行き、受洗の態度のための心の準備も著しく進んだ。

露風は準備を終えた大正一一（一九二二）年四月一六日、夫婦で洗礼（霊名パウロ三木）を受けている。上里は、前年六月頃に露風を訪ねていたので、この受洗準備期間中（約二ヶ年）の生活を知っていたことから、その年の「冬が瞑想に現れている」ことを確信的に察したのである。

露風にとって「雪」や「冬」は、受洗の前後で重要な意味を持つ。

例えば長い冬の生活の中で独り思弁に飽いている求道的な姿を詠んだ詩が、上里から絵葉書が届く前の大正一〇（一九二二）年九月に刊行された『牧神詩集』（牧神会編）にある。同詩集には、上里自身の詩五編も掲載されていることから、次の詩を目にしていたと思われる。

「北海の春の詩」（初出『現代』大正一〇年五月）

さしもに冬の幾月。黒き暖爐は、／重き精力と、思想とに倦み、冷たき骸となりて灰積りぬ。ああ読書に過ぎし長き幾月。（第三連）

その後、受洗前の大正一一（一九二二）年三月に、暗い雪と風の中にあつて信仰への道、夜明けの喜びと光を見たと言んだ詩を発表している。それは同年六月に刊行された修道院第一詩集『信仰の曙』（新潮社）に収録された次の詩である。

「よろこばしき朝」（初出『詩聖』大正一一年三月）

高き山も、ために昏かりき／路も、野も、掩はれて恐怖の中にありき／雪は冷めたく、風は荒く／われその中にありて、安き日を一日も持たず／信仰と疑との中に戦へり。（第三連）  
されど暗き世ぞ、黎明への道なる、／苦痛を負へる者をよろこびと光とを見るなる。（第四連）

同年四月に受洗した露風は、『信仰の曙』の「序」で、受洗した感慨を「今私が立ちて見る曙は、かの冷涼たる寂寥の天地ではない。

うるはしき光があふれて曙を染めつゝある復活の天地である。私は苦によつて光を見出した。私の前に道のあるのを見た。その道は十字架の道であつた。」と述べている。

また、同詩集には受洗後の五月に發表した次の詩がある。ようやく入信の域に達した悦びを諷諭・直諭を用い「雪」を象徴的に詠み、そこに至る困苦も詠み込んでいる。

「雪を脱ぎて」(初出『詩聖』大正一一年五月)

春きたりて浅みどりの空／幕をあげたるごとくひらけ／地に臥立つ者、  
壘み伏す者／環境悉くあらはれて雪を脱ぐ。

さしもに固く鑢ひたる山々の雪／嶂壁よりとゞろき落ち／麓の谿にいたりて／巨大なるその塊をならべけり。

怪奇なるかたち、したるものよ／汝、忍従して臥し横はれるに似たり、  
／憂苦の深き筋と力を刻める決意と層と／その巨體をつくる。

ああ長き冬の間／もろもろの物犠牲となる／心靈に烙印あり罪に臥し、  
氷結して／大いなる艱難と戦へり。

今春の光恵み、歡びあふる／青空に劃る山々生ける殿堂のごとく／  
その雪を脱ぎし懸崖の胸に／なほ聖なる戦の痕を残す。

おそらく上里の露風宛絵葉書の結びにあつた「最近のおんおとずれが待たれます」は、寒い「雪」「冬」の世界を脱し信仰の道、「今春の光の恵み」の訪れ、入信による「信仰の恵み」を示唆しているのであろう。

## (二) 露風から上里宛の書簡

今回の発見には、露風が上里に宛てた二通の書簡(控え)もあつた。「書簡パウロ三木露風 一九二二年 トラピスト修道院」と題したノートに、大正一一年・一二年に送付した各人宛の書簡の全文を書き写していたのである。

### ① 大正一二(一九二三)年三月七日の書簡

上里から久し振りに届いた便りへの返信で、求道の道を歩んでいる弟子に、師としての心遣い、励ましをつづっている。

「書簡パウロ三木／一九二二年／トラピスト修道院」と題するノート。大正一二(一九二三)年三月七日、修道院の露風から琉球の上里春生宛

三月七日／琉球首里伊江御殿別荘／上里春生宛(控え)

御便りを只今見ました 長く心配して居りましたところ過日喜志君より君や二宮君の消息も分つた由申し来り 又今日君の御消息に接して喜びました。病身いたみて臥すこと久しく苦行をせられ 漸く回春退院の運びになられたことを喜びます まことに心の躰験深く、行者の如くなれば 私が急にカトリックの歸依をすゝめるのは如何かと思ひました、機縁熟し成道すると第一と存じ 君の手紙やまた御詩をよみてウパニシヤッドをおもふやうな真に觸れる。／まことに眞我を知りて苦中に苦を脱するもの君の欣求浄土か。／觀念益々明らかに工夫いよく、  
精ならむことを祈る。

(霞城館所蔵)

上里は大正一〇（一九二一）年一〇月以降作品を発表せず、しばらく無沙汰していた師に久し振りの便りを届けた。露風の返信には、上里と二宮典美の動静が同門下の喜志邦三から伝えられていたこと、直接便りが届き安心したこと、病気が治り退院したことを氣遣う言葉などが並ぶ。

また、自分が前年に洗礼を受け、上里にもカトリックへの帰依を勧めようと考えたが、苦行による深い心の体験から修行者のようになった君に勧めるのもどうかと思い、機縁が熟して道を成すことが一番重要と述べる。求道の道を歩んでいた上里に対する露風の心遣いを示す。

さらに上里から送られた手紙や詩を読み、古代インドの哲学書を想起させる真を感じさせると称賛し、自己と宇宙の根本的な心理を知ることによって苦から真に解放される、それが君の心から願う求めることかと、より一層精を出すよう祈ると励ます。

## ② 大正一三（一九二四）年三月三〇日の書簡

上里に近況を問い、修道院生活四年目の自分の様子を伝えている書簡である。この頃の上里は、活動の拠点を大阪や沖縄に移し、革新的運動やプロレタリア的詩を作っていた。

「書簡パウロ三木露風一九二二年／トラピスト修道院」と題するノート。大正一三（一九二四）年三月三〇日、修道院の露風から琉球の上里春生宛

三月卅日／琉球首里市外石嶺伊江御殿別荘／上里春生宛

此頃御消息如何自分昨冬以来病氣して□此程全快致候益々信仰

堅く真の神を見る様祈り候

（霞城館所蔵）

露風は前年の大正一二（一九二三）年二月七日より「強度のノイローゼ」を発病していた。昨年冬から病気をしていたが全快したとある。病後のせいか露風にしては珍しい短い漢文調の文体である。信仰心がよりいっそう強くなった露風は、「真の神を見る」ために祈っていると結ぶ。このことは、かつて神の考えに従った生活を渴望し、真理の生活を望んでいた上里に対する助言のようにも感じられる。

## 四 新発見の上里の詩集（手稿本）

（一）露風に送った上里の詩集（手稿本）の概要

露風の子息三木豊晴氏より寄贈された資料を所蔵している「霞城館」から、未公開の上里の詩集（手稿本）が発見された。師である露風に教示を仰ぐために送ってあった詩集である。

その書名は、第一詩集の意味を込めて見開きに「初めの頁」とある。大正一〇（一九二四）年四月の『牧神』四月号「編集後記」欄に記されている書名と思われる「上里「最初の頁」と同じであろう。

手稿本の完成は、序文の結びに「大正十年十一月十三日／琉球首里石嶺 伊江御殿別荘にて／いたつきの日を守りつ、／著者」とあり、沖縄で「いたつき（病）」の静養中に露風と書簡を取り交わしている時である。

詩集の構成は、序文、詩、目次の順である。詩は創作年の新しい順（一九一九年を除く）に一九二二年「リラの花」（一〇篇）、一九二〇年「絶望の頭帕者」（二篇）、一九一八年「寺院樂」（一篇）、

「風葬」(六篇)、「彩斑の海」(二〇篇)、一九二七年「東京俯瞰曲」(二二篇)、「淋しいベルスーズ」(二一篇)、一九一六年「深夜の祈り」(六篇)、一九一五年「フラゲメント」(四篇)まで、詩作年と見出しを付し六群に配列している。収録の詩は、すでに雑誌などに発表した詩一七篇と未発表の詩四五篇、合計六二篇である。

掲載詩の最も多いのは、大正六(一九一七)年で二三篇、この年は四月に中央の雑誌『文章世界』に投稿した詩が選者の露風から高評を得て、六月にも同誌に掲載されるなど詩人として意気が上がっていた。欠落している大正八年(一九一九)は、上京した翌年であり、現時点では『日本象徴詩集』に新作一篇と大正六年作の詩を改題した一篇を発表しているだけである。

上里の詩集出版に関しては、大正一〇(一九二二)年三月発行の『牧神』(三月号)〔編輯会にて〕欄に「明石染人、上里春生両氏、詩集近刊」二宮、上里両氏三月上旬上京」と載っている。また同年五月一日発行の『牧神』(五月号)〔消息〕欄に「上里は上京する心組の処、琉球那覇で静養中。第一詩集、第二詩集、論文集(ある詩人の傳記)を一度に出す由」とある。しかし何らかの事情により刊行が遅れたままになり、念願を果たせず未刊となったのであろう。

上里は詩集(手稿本)について、漂泊した七年間の「生きた感情の表號」「憂魂を眠らす術」「憑依して生きる祈禱書」であると次のように序文で説く。

過去、七年の間。生死の審判に展られた病辱と、生家を逐はれた漂泊の羈旅が、その道程の總體であつた七年の永い間。動き動く心の蔭で、晦洪の呪詛にも似た自慰の嘆語を吐き、それに

依つていつの間にか憂魂を眠らす術を悟へてきた。それが此詩篇である。(中略)自分にとつては、吾生きた感情の表號で、自分は靈碎なもの、くだらないもの、詰まらないもの、とされて居るもの、屑の内にも、一例えば頑固に凝縮つた小さな詩體のこの本の内さへも、生きる契諾を與へたきた。(中略)自分にとつては憑依して生きる祈禱書であり(後略)。

また出版を決意した理由を、病による身体的な衰えからくる焦燥と、外的なある事情によると記す。

吾、久しく過あらむことを愁へて詩篇を抱き、深く藏して世に問はず、非力なる泪に暮れて苦行にあえぎつ、うらぶれの野の徑をひとり彷徨ふてきた。(中略)／從來、本を出すことに就て、自分が秘かに願望としてゐたのは、世に存在の權利を哀願する泣顔や微笑、——もしくは利益を斜めに秋波する嘘偽の謙讓を以てせず、自己を遂行した現實としての作品を、世の批判を絶して後に來る者に送ることにあつた。／それも、今は空しく凋れ落ちて、蝕まれた求道の心の上には、青白い膽息ばかりが積る。／年毎に潰えゆく病軀の招致する、痿れるやうな焦燥と、外的の或る事情とが、未熟の儘の出發を據しく従憑したので。自分がそれに抵抗する、静かな反發を失ふたので。／贗造の詩篇を赤面みて出す所以である。

(二) 上里が露風のいるトラピスト修道院を訪れた要因  
今回発見の詩集(手稿本)により、明らかになつたことがいくつ

がある。例えば上里の詩作の最初は「落日のサガニイ耕地より」(大正四年・一九一五年)であること、生誕地の「伊江島の渡し」(大正六年・一九一七年)を詠んだ詩があることなどである。その中で本稿では露風との交流に関することについて述べる。

沖繩白山療養園にいた上里は、大正一〇(一九二二)年四月末に一時退所して京都を経て東京に向かったと思われていたが、その後北海道トラピスト修道院の露風を訪ねてることが判明した。

病み上がりの上里をトラピスト修道院に向かわせた要因は、神と自然が一致する大自然に触れ、魂の平安を得た露風と二宮典美の訪問記であった。

例えば苦がい憂愁の思いに苛まれ、その苦しみから脱却を求めていた露風は、キリスト教の神が自然と一致するのを見た感動を大正四(一九一五)年一月刊行の『良心』の跋文「良心の後に」で、次のように述べている。

二十四五歳の此、予は苦がい懷疑と共にさすらふて居つたが、(中略)今年は壮大なる彼地を訪ふた。予は山林と海浜とかくも大きな自然の中に神を想ひ神に抛つて生活することをよるこんだ。予は基督教の神が自然と一致せるを見た。予は森厳莊重なる礼拝を労働の香の中に於てすることを、尊くも有難くも感じた。予は其処に於ては聖堂と共に菜園、牧場、山林悉くを同じやうに認めた。其等の大地は神の呼吸自らであつた。(中略)予はひそかに思ふ。真の自由は高き義務と拘束を認めた上にあると。されば予は拙き自分の生涯が此世の者に於て自由ならず、却つて高き者の拘束によつて真に心の自由を獲んことをのぞむ。

また、修道的世界に触れた感慨を『良心』の冒頭の詩「修道士達に(麗らかなる日林中にての作)」で次のように詠んでいる。

我は現世の人にして／この有限の生にあり／身は浮塵に似たれども／今日、この住禪の中に／温顔、慈愛、忍辱の／其の形相を瞻むれば／心は頓にやはらぎて／愁いは風に吹き拂はれ／覺えず涙の下るを覺ゆなる。(第一連)

さらに先述したように、大正六年(一九一七)年、二度目のトラピスト修道院訪問における神秘的体験を「修道院を下つて」『未来』(九月号)に、自己を救済する唯一の道は神を崇め模倣することとつづっていた。

露風は、この二度目の訪問(七月～八月)の際、未来社中から四、五人の同伴者を募つた。参加した北村初雄と二宮典美は、露風より遅れて修道院に赴き、しばらく滞在し八月に帰京した。その体験を二宮は「トラピスト修道院の人々へ」『未来』(大正六年九月九号)と「トラピスト修道院」(『校友会雑誌』(大正六年九月、二六七号)として、北村は「弥撒を聞き終りて」(『未来』(大正六年一〇月、一〇号)として発表している。

例えば家や親族こと、青年が持つ「野心」、創作のことなどで「此の二三年に私を苦しめてゐる心の状態を私はどんなにか不甲斐なくも悲しんだことであろう」と悩んでいた二宮は、そこで得たことについて語っている。「トラピストは私が年来希望のエルサレムである」と記し「修院の鐘は行者の人々の讃唱の聲を天堂に誘ひ、夢と現との中の眞實に目覺ましむるのである。私は立つて鐘を仰いだ。そし

て知らず知らず手を額にして祈るのであつた」と、その時の感動をつづっている。

また神の恵みとして与えられたものを「トラピスト修道院の人々へ」で、次のように述べている。<sup>(注10)</sup>

修院と修士を背景にした自然はさまざまなる態に、愚かしい私に限りなき賜物を恵みました。(中略)思想貧しく思索に乏しく、自制も自恃も、霊の正しい動きを肉体の慾の為に曲げた傲慢な青年は広き神の御心の己にすら及びて、修院に至らしめ、悔ひと浄めと救ひの生活の導きを與へ給うたことを身にひしひしと迫る如く感じます。

若き上里も露風や二宮と同様に、孤独と憂愁の思いに苛まれ苦しんでいた。大正六(一九一七)年頃の上里は、苦しみからの脱却を希求し求道の心を懐き、神のおほしめしの儘の生活を渴望していた。そのことに関して今回発見した詩集(手稿本)の序文で、大正四(一九一五)年から大正一〇(一九二一)年までの生活は憂愁や苦行、病床、彷徨の七年間だったと記している。

非力なる泪に暮れて苦行にあえぎつゝ、うらぶれの野の徑をひとり彷徨ふてきた。過去、七年間。生死の審判の展られた病魔と、生家を逐はれた漂泊の羈旅が、その道程の總體であつた。

苦悩を抱え漂泊の旅を続けていた上里は、おそらく『良心』や『未来』を読み修道院で尊いものを得たことを知ったのであろう。師と

仰ぐ露風が修道的世界で「自己を救済する唯一の道」は神を模倣することという尊いものを得たという体験だけでなく、同人仲間の二宮が「悔ひと浄めと救ひの生活の導き」を与えられた尊い体験に惹かれたのである。このことが上里を露風のいるトラピスト修道院に至らしめた要因であるといえよう。

### (三) トラピスト修道院にて作った露風の詩と上里の詩二篇

上里がトラピスト修道院の露風を訪ねたのは大正一〇(一九二一)年六月頃である。修道院で作詩したと明記してあるのは、発見した詩集(手稿本)に収録された表題「リラの花」(一〇篇)にある詩「リラの花」と「野のこみち」である。

#### ① 聖母マリアと「リラの花」

トラピスト修道院に咲くリラの花は、フランスの花でかつて多く居たフランス人の修道士たちが移植した花であるという。そのリラの花について露風は、赴任して一ヶ月ほどした大正九(一九二〇)年一〇月に次のように述べている。<sup>(注15)</sup>

或日、私は、聖母マリアの御像の前に、紫の星のやうに團まつて咲いてゐる美しい花が捧げられてあるのを見ました。其の時、私は、この花の名を知りませんでした。只見慣れない、いかにもゆかしい花だと思ひました。(中略)一人の親友が、前日私に見たその紫の花を手にして近づいて来ました。「この花ですか。この花はリラです」と言つて、親友は、その紫のリラを私の手の中においた。

修道院を訪れた上里も露風と同じように、中庭にある聖母マリア像前に咲くりらの花を眼にした。だが上里はリラの花に聖母マリアを見た。リラの花は、マリアの眼の中の精霊を受け、慈悲の母の手をもつて、すべてのものを温めると詠む。苦しみからの脱却を希求していた上里は、修道的世界において聖母マリアの温かい恵みを感じたのである。そのことは、「りらの花」と題して次のように表現されている。

「りらの花」(全九連)

おまへがどんなに戦つてゐても／高貴い香は失せはせぬ。／聖母、マリアの睫の中の／清い精霊を地上に継承る／静かな花よ、爽かであれ。(第一連)

此處ではおまへが、總てのものを温める。／いかに柔らかな、慈愛の母の手を以て、／未だうら若い心囊に、蜜の香味を一度も知らない／初陣のり、しい蝶や、／温情の道心を運ぶ漫歩の僧徒らの／木履の尖端に滲む緑汁や、／可憐の鳴蟲の脱殻や、濡れた藁屑や、それらのものを、温める。(第六連)

トラピスト修道院の中庭に、マリアのみ名によりて西の国から遙々と移された三本のリラの樹、その盛りなる花の蔭にて綴る。

〔牧神詩集〕大正一〇年九月、所収。右の付記は『詩集(手稿本)』による。

② 野の花「野薔薇」と「クロウバの花」の教え

また露風には、トラピスト修道院滞在中に野の花を詠んだ「賢こ

きのばら」という詩がある。初出は「野薔薇」の題で大正六(一九一七)年九月に発表された。<sup>(註16)</sup> 作詞の経緯は、露風と並んで歩いた岡田普理衛修道院長が、野の花に眼に見えない神の働きがあることを「信仰の眼」で見抜いたことがきっかけであると、次のように述べている。<sup>(註17)</sup>

自分は老年にも拘はず道の悪いところをあるかれた。道に咲いてゐる薔薇があつた。そのばらの苔みを掌の中につかむやうにして「この薔薇は美しい、この花は梨に似てゐる。」と云つて寛厚に笑ひ其手を離すと、薔薇はさもうれしさうに體を揺つた。僕は師の心を、ひろい師の心を感じずに居られなかつた。昨日僕はこの野薔薇のことを思ひ出して「賢き野ばら」といふソングを書いた。それをタルシス修道士(この人は君にもよく話した子供のやうな大人)が譜をつけた。

「野薔薇」の詩が一般の人々の目に触れるようになったのは、大正九(一九二〇)年一二月刊行の詩文集『蘆間の幻影』に題名を「賢こきのばら」として収録されている次の詩である。

「賢こきのばら」

のばら／のばら／蝦夷地ののばら／人こそしらね／あふれさく  
／いろいろるわし／野のうばら  
のばら／のばら／賢こきのばら／神の聖旨を／あやまたむ／曠野の花に／知る教え

この詩を家森長治郎は「荒涼たる蝦夷地北海道の曠野に、人知れず美しく咲き乱れている浜茄子の花（野ばら）に、神のみ教えを悟という詩」と評している。（注18）

実は上里も大正一〇（一九二一）年六月頃にトラピスト修道院の露風を訪ねた折に野の花を詠んでいる。その花はキリスト教でいうところの三位一体（神とキリストと精霊）のシンボルである「クロウバの花」である。

この花について露風は、大正九（一九二〇）年一〇月の『中央文学』に発表した「七つの岬より」で、「馬や羊の喜んで食ふクロウバの花、これは地の星のやうです」という。その意味は同年一〇月『現代』に発表した童謡「羊とクロウバ」で、ベツレヘムでキリストが生まれた時に東方の博士たちを導いた星が地に落ちて種を撒いた花と詠んでいることで明らかである。その詩で羊とクロウバの花の関係を「白いクロウバの花は／嬰兒の肉のやうだ／またその淨いたましひのやうだ。」（第二連）、「羊は忍辱謙遜の獸／昔より今にいたるまで／十字架のしるしを負ふ。」（第五連）、「羊は地上の天國をまもり／三つ葉の白いクロウバを食ふ。」（第六連）と詠む。上里は、野に咲くクロウバの花を次のように詠んでいる。

「野のこみち」（全八連）

かつてゆめにし 野のこみち／蝦夷のはらの たうとさよ／ク  
口オバの花咲あふれ／やさしきマリアの 眼のごとし／ひそ  
かなる 胸のなみだも／埋づもれし 憧憬の吐息も／とことは  
に よみがへり／笑みあふれ 酔ふごとし

トラピスト修道院の野にて

『牧神詩集』アルス、大正一〇年九月、所収）

冒頭の「かつてゆめにし野のこみち」とは、修道院長と露風が歩いた野ばらが咲く道ではなからうか。露風は蝦夷地の野ばらに神のみ教えを悟ると詠み、クロウバの花を地上の星と詠んだ。それゆえに「のばら」が溢れ咲く野、クロウバの花が咲き溢れる野を、上里は「蝦夷のはらの たうとさよ」と詠んだと思われる。

また上里は、野に咲きあふれるクロウバの花に優しいマリアの眼を見たとき詠む。それは秘めていた悲しみの涙や吐息も永遠に復活させ、笑みが溢れ魅せられて心を奪われるような恵みを与えてくれたのである。

露風や上里の詠んだ野の花には、聖書の「思い煩うな、ただ神の国を求めなさい。野の花がどのように育つか考えてみて下さい」という次のような教えがある。（注19）

あなたがたのうち、だれが思いわずらったからとて、自分の寿命をわずかでも伸ばすことができようか。そんな小さな事さえできないのに、どうしてほかのことを思いわずらうのか。野の花のことを考えてみるがよい。（中略）今日は野にあって、あすは炉に投げ入れられる草でさえ、神はこのように装って下さるのなら、あなたがたに、それ以上よくしてくださらないはずがあるうか。ああ、信仰の薄い者たちよ。（中略）ただ、御国をもとめなさい。そうすれば、これらのものは添えて与えられるであらう。

苦しみからの脱却を希求し、神の思し召しのままの生活を渴望していた上里は、修道的世界の野に咲く花に聖母マリアの恵みを感じ「思い煩うな、ただ神の国を求めなさい」の教えを悟り、詩「野のこみち」を詠んだのである。

#### (四) 若き上里春生に告げる「マリア」

実は上里には、「マリア」を詠んだ詩が「りらの花」「野のこみち」のほかにもある。『詩集(手稿本)』に収録されている、上里が初めて詩作をした大正四(一九一五)年後半頃の作で「フラグメント」(未完成・不完全な状態を指し断片の意)と題した詩である。その第一節第一連と第三連に、次のように詠まれている。

#### 「フラグメント」(全六節)

春生よ、春生よ、／若き春生よ。／汝の額に秋を知らすな。／室に倦みて薄暮に降り、／星辰の小唄を愛でむとも／青き扉に倚らむは愚かし。／マリアは われに告げたまふ。(第一節第一連)

春生よ、春生よ／若き春生よ。／汝の唇に愁ひを知らすな。／常に優しき玫瑰花の樹に、／宵白石の心のゆめを置きて樂しめ、／汝は若く直ければ／それをこそ願ふべけれ。(第二連)

春生よ、春生よ、／若き春生よ。／妾は汝の胸に棲へり。／幼くて獨り迷へるを／われ、いま、訪りて知りたれば、／汝が詩の招待によりて、／斯く、マリアは告げたまふ。(第三連)

春生よ、春生よ、／若き春生よ。／汝の額に皺を知らすな。／女を探求ねて書を讀むとも、／博士の如く昏迷するなかれ。／

組むべき花輪は常に青かれ。／知るべきは 唯、これのみ。と  
(第四連)

独り迷える若き春生に、禁止や命令口調で「マリア」は「告げたまふ」とある。「マリア」は春生の「詩の招待によりて」訪れたとあり、詩作を始めたばかりの春生の心境であろう。神聖な領域の入口にもたれかかっているのは異かしいといい、「愁ひ」を懐く春生に、オパールのような純真な心の夢を懐き楽しみ、願えと告げる。また額に皺を寄せて悩み「昏迷」することなく、人生の若い時期は「常に青かれ」(澄んだ心と成長をいつまでも持つ)と告げる。

一七歳の上里は、故郷で誰に教わることなく独り詩作を始め悩んだ心境を詩に詠み、「フラグメント」と題したのであろう。

だが未熟な自分、断片に過ぎない自分に、何故に「マリアは告げたまふ」と詠んだのか疑問が残ったままである。露風に師事する前に、露風やキリスト教に関心を持っていたのであろうか。

この詩を上里が詠んだ大正四(一九一五)年、露風は八月に初めてトラピスト修道院を訪れ三週間滞在し、「トラピスト修道院より」を『時事新報』(九月二日〜二四日)や『詩歌』(一〇月)に発表、滞在中の詩を収めた『良心』を一一月に刊行している。これらを上里が読んだ可能性はある。

#### 五 露風門下の上里と北村初雄の交流

##### (一) 詩人北村初雄

詩人北村初雄(明治三〇年・一八九七年〜大正十一年・一九二二年)は、大正期に活躍した。東京に生まれ、幼少期に横浜に転居す

る。旧制中学在学の大正四（一九一五）年頃から『文章世界』等に投稿して詩人へと歩み出し、露風に師事して露風主宰の『未来』（第三次）の同人となる。詩集は、露風の影響が顕著な第一詩集『吾歳と春』（大正六年・未來社）、友人との合著詩集『海港』（大正七年一月・文武同書店）、第二詩集『正午の果實』（大正九年家蔵版、大正一一年稻門堂書店より再版）がある。この大正九年版『正午の果實』には「希臘的風光」（三木露風先生に）が収録されている。大正一一（一九二二）年四月に結核で病床に伏し、一二月二日に二五歳の生涯を閉じる。詩友の柳澤健らが監修した遺稿詩集『樹』（大正一二年二月、家蔵限定版）がある。

## （二）上里の北村初雄宛書簡

露風門下に入った上里には、二宮典美と北村初雄という友がいた。今回の調査によると北村の詩に共感し、また同年齢ということもあり親近感を懐いていた。

上里は、これからという時に亡くなった北村の一周忌（大正一二年一月）を迎えて作品を発表している。大正一三（一九二四）年一月一日発行の『沖繩教育』（二三二号）に、「想華」「みどりの島の話（成人のための童話）」を発表し、文末に「亡き友、北村初雄の思い出のために」と付記して偲んでいる。

二人の文学的交流を示す大正九（一九二〇）年から大正一〇（一九二二）年までの北村宛書簡五通が、神奈川近代文学館に所蔵されていた。一通（⑤）は公開済みであるが未公開書簡と同様に全文を掲載する。<sup>（注10）</sup>

## ①大正九（一九二〇）年八月二二日の絵葉書

東京商科大学卒業を控えた夏、塩原に旅行し塩原古町温泉の楓川樓に宿泊している北村から届いた便りへの返信である。この時上里は千葉県長生郡の一松村にいた。一〇月に病気で沖繩に帰る前である。

大正九（一九二〇）年八月二二日栃木県の北村初雄宛

絵葉書、表・栃木県塩原古町楓川樓内／北村初雄様／上総一ノ宮  
一松村甲 木島健造氏方／上里春生／八月廿一日。裏・上総一宮  
風景選抜No.6 遠浅の海

上京の留守の間にお便りを受けました。いつもやさしく微笑みかけて下さる貴兄に對して、私は何と云ってよいか解らないで  
あます。

友情に憧れつつ、然も尚、性来の孤獨癖にひしがれる内気な  
性格。そういふものを少しづつ、和らげ溶かして下さるような  
気がします。

月末か、来月の初め頃か、御都合次第お訪ねしたいと思つて  
ます。其節、詩稿と論文とを自参致します。

私達の仲間で、明確に「言葉」―従つて「詩」の解らない人が  
多くて困ります。「言葉」「言葉」。言葉を外にして象徴を考へ  
る人が多くて困ります。（神奈川近代文学館所蔵）

「生来の孤独癖にひしがれる内気な性格」の上里は、いつも優しく微笑みかける北村に感謝をつづる。近いうちに詩稿と論文を持参

したい旨を伝え、詩は言葉の芸術であるのに、それを理解せず象徴を考える仲間がいると熱心に語る。

詩と言葉について師である露風は、『蘆間の幻影』(大正九年一月)の「序詩 自畫像」において次のように詠んでいることから露風の影響も考えられる。

われは言葉の錬金士／黄金を、粗鑛をまぜてつくるてふ玄義に聞かん／そは言葉も煮沸すれば／心的物質なればなり。(第六連)  
われは言葉の大工／幻想を建築す、錯綜し、渾融し、厚き、重き／浮彫こそ我が詩の王。(第八連)  
われは技巧の中の技巧／髓の髓、／言葉の言葉、／あらゆる工夫を凝す者の祝禱者。(第九連)

## ②大正九(一九二〇)年一〇月一五日の絵葉書

露風宛①と同日に書いた絵葉書である。北村は大正七(一九一八)年四月から長年住んだ横浜を離れ東京の家居に移っていた。

大正九(一九二〇)年一〇月一五日東京の北村初雄宛(露風宛①と同日)

絵葉書、表・東京〔府〕下日暮里元金杉一九六／北村初雄様／琉球。伊江嶋／上里春生／十月十五日。裏・琉球ノ墳墓、坂本商店発行

病気で歸りました。僕が肺を病むと云へば皆は失笑するでせう。昨今、葉の味がよく解るようになりました。

生れて此方、唯一人の友もなく、古郷に歸っても、うつむいて歩く僕です。此の墓の邊りを毎日夕暮れに彷徨ひます。彼のシングが歌ったアイルランドのそれを憶ひつゝ、

(神奈川近代文学館所蔵)

病気で故郷に歸ったことを同日に同じ絵葉書で露風にも送っている。師の露風には友人と離れて「哀愁を憶ひます」と心境を述べて、象徴詩論と詩論を送るので昔のように教示を願う。友人の北村には、病名を明かすとともに、「彼シング……」を憶いつつ、絵葉書の「琉球ノ墳墓」の辺りを毎日彷徨い「うつむいて歩く僕です」と、心境を伝えている。

そのシングとは、病弱のため三八歳で亡くなったアイルランドの劇作家・詩人のジョン・ミリントン・シング(一八七一年～一九〇九年)である。アイルランド文芸復興運動で演劇を中心に活躍した。アラン諸島に赴いた体験や取材を基に、アイルランドの民衆の生活や伝説をモチーフとした戯曲(六作品)や紀行文『アラン島』などを執筆し、庶民、苦悩、憂愁と悲哀に満ちた姿を描いている。

北村に対して上里は、病気で故郷に歸った自分を孤独感と哀愁を漂わせて彷徨う姿のイメージを示す。

その心の内を「シングが歌ったアイルランドのそれを憶ひつゝ」と明かす。上里のこの「それを憶ひ」が何を指すか明確ではないが「彷徨ひます」が気になる。上里は、沖縄の伊江島で生まれ育ち、この大正九年まで沖縄本島、石垣島、宮古島、八重山、東京、台湾などを放浪した。そのことを大正一〇年にまとめた『詩集(手稿本)』

の「序」に「過去、七年の間。生死の審判に展られた病辱と、生家を逐はれた漂泊の羈旅」と記している。

またシングも「放浪者」である。アイルランドのウィックロー地方に生まれ、ヨーロッパ大陸を放浪し、アイルランド西部のゴールウェイ湾に位置するアラン島に渡っている。その「放浪者」について、例えばシングのまとまった紹介をした芥川龍之介の「シング紹介」<sup>(註)</sup>に関する中で、鈴木暁世は「芥川龍之介は「シング紹介」において、シング自身を放浪者として紹介したが、シングはアイルランドを放浪している人々に目を向けて、その姿を描き出した。」と説いている。またシングの四つの喜劇に共通して登場する「放浪者」すなわち「Ramp」のイメージがシングにとって大変興味深いことであつたことも、すでによく知られてい<sup>(註)</sup>ると指摘されている。

上里は、若くして病死した放浪詩人シングの作品に描かれた農村や漁村を放浪する人々と、漂泊生活を送り病気の自身を重ねて「彼のシングが歌つたアイルランドのそれを憶いつ、」「彷徨ひます」と表現したのである。

上里はシングを知つた経緯は不明である。ただ上里や北村は、アイルランド文学やシングと無縁ではない。例えば「愛蘭土文学研究会」に芥川龍之介と参加していた山宮充や西條八十が、露風門下の上里や北村と間接的に関わりがある。大学に在学中の山宮と西條は、露風が中心の「未來社」の同人として参加、刊行した第一次の季刊詩誌『未來』(大正三年)の第一輯、第二輯に作品を発表、第二次の月刊『未來』(大正四年)にも発表、上里や北村も参加している第三次『未來』(大正六年)に、シングに関することではないが執筆している。また北村が芥川や西條と交流があつたことを示す手紙

も残っている。とにかく上里と北村との間には、共通理解できる「シング」があつたのは間違いない。

### ③大正九(一九二〇)年二月四日の葉書

故郷に帰って二ヶ月ほどした近況を同日に葉書一枚につづり送っている。

大正九(一九二〇)年二月四日(消印)、東京の北村初雄宛

葉書(一)：東京市外日暮里元金杉一九六 北村初雄様／琉球。

伊江嶋／上里春生

1. いつも孤獨の中にあつて、何一つ仕事らしい仕事をなしえないのを寂しく思ひます。

實を云へば近來の僕には自分を語る資格がありません。旧い家を去つて新しい家を造営することに、靈の不足と落泊をしみる感ずる外に、懶惰に費やす日の多くなつたのを喜ぶ位なものです。

御詩集をお出しになさるとか。心から喜びます。併し、僕はそれを頂くには餘りに小さ過ぎる自分を耻かしく思ひます。朝に於て尚、懶惰な僕は、眼瞼をゆすぶるスペクトルにさへ堪えがたい眩しさを覚えるのです。(神奈川近代文学館所蔵)

東京から病気のためにやむなく帰つたことの心境を素直につづる。文面には新しい仕事を成し得ない寂しさと焦りが滲み出る。象徴詩人露風が主宰の雑誌『未來』から出発した詩友たちは新しい詩作の世界へと進んでいる。北村は西條八十らと『詩王』(大正八年)に

同人として参画した。貰う資格がないとする北村の詩集とは、大正九年に出版した家蔵版『正午の果實』であろう。

④大正九（一九二〇）年二月四日の葉書

③の葉書の続きで、一枚では書き尽くせず同日に続けて書いた。

大正九（一九二〇）年二月四日（消印）、東京の北村初雄宛

葉書、表…東京市外日暮里元金杉一九六／北村初雄様／琉球。伊  
江嶋／上里春生

2、来春二月迄は此處に居ります。體が思はしくなかつたら或はもつと永く居ます。何しろ肋膜と右肺炎浸潤と両方ですからね。九月以来二回も血を吐いたりしましたのですっかり臆病になりました。未だ晝の半分程は床に就いて居るのですが、此頃は、わりに元氣の方です。

佛蘭西に行く前に、詩集も纏めて置きたいのですが、未だに適当な印刷所を得られないので、其儘に、してゐます。是は併し、三月迄には、確實に出すつもりです。順調にいけば三月上旬上京します。  
(神奈川近代文学館所蔵)

病名や症状を明らかにしつつ、快方に向かっていることを伝える。また北村を意識してか自分も詩集を出すにつづる。上里がフランスに行く予定について明らかにしたのは、この葉書が初めてである。フランス象徴詩の影響を受けていることや前年に東京のアテネ・フランセに通っていたことから現実味がある。

⑤大正一〇（一九二一）年四月七日の絵葉書

前述したように安部宙之介により公開されている絵葉書であるが、露風宛②と同日に書いた絵葉書のため全文を公開することにした。

大正一〇（一九二一）年四月七日、東京の北村初雄宛

絵葉書、表…東京市外日暮里元金杉一九六／北村初雄様／琉球  
那覇 泊、白山療養園内／上里春生／四月七日。裏…沖繩白山療  
養園より那覇市外ヲ望ム

学校はお休みになりましたか。永らくの間黙ってゐました。実は今迄、病気に追はれ通してゐたのでして、昨今ようやく元氣を回復した位のものです。でも未だ病院に居るには居るので、月末の上京には差しつかえないでせう。上京したらお眼にか、れますでせうか。

私は今度、上京すると同時に、第二詩集（処女詩集は目下本屋に廻してあります）と詩論集と或る人の傳記との三冊を大急ぎで矢つぎ早やに出して行きます。總て自費出版にして、部数も四五百位で、見苦しくないものにした希望であります。私は貴方と二宮及びポウル、ヴレリイ邊りにのみ、親しいものを感じます。それは詩論集を出せばお解りでせう。

(神奈川近代文学館所蔵)

北村が東京商科大学（現・一橋大学）を卒業して、四月に三井物産に入社したことを知らずに近況を伺っている。病氣は回復したので、四月末には上京する予定と伝える。また病院では詩集、詩論集、

ある人の伝記の三冊を自主出版する準備を進めていたと熱く語る。さらに文学的に親しみを感じるのは、露風門下の北村と二宮典美、フランスの詩人・思想家ポール・ヴァレリー（明治四年・一八七一年～昭和二〇年・一九四五年）であり、その理由は出版する詩論集を読むと理解できるという。

同日の露風宛には、月末には上京すること、日課として無名の一平凡人の評伝を独自の書き方で執筆中でありこと、その頁数や出版費まで詳しく伝えている。

### おわりに

三木露風と上里春生が師弟関係は、大正六（一九一七）年、雑誌『文章世界』に投稿した詩が露風に高く評価されたことから始まった。

今回発見した新資料により、次のような具体的なことが明らかになった。

上里の露風宛葉書や露風の上里宛書簡（控え）によると、その交流は、露風がトラピスト修道院を辞して帰京する三ヶ月ほど前の大正一三（一九二四）年三月まで続いていた。

修道院生活と沖縄で療養生活を過ごす二人は、創作活動や近況を交わし深い繋がりがうかがえる。上里は師と慕う露風に、詩集の教示を願ひ、病氣療養中でも創作意欲を失わず作品集の出版を計画していることなどを伝えている。露風は、修行者のような生活を送り詩作する上里に、励ましや示唆を与えていた。

上里の詩集（手稿本）は、七年間の「生きた感情の表號」であり、初詩集の出版を前に教示を願ひ露風に送ったものと思われる。その

中には、トラピスト修道院の露風を訪ねた時に詠んだ、露風や修道的世界の影響を受けた作品もある。

同人仲間で詩人の北村初雄宛の書簡には、師に対するものとは異なる一面が窺える。文学に対する熱意を示しながらも孤独な上里の内面をつづり、友の詩集刊行を喜びつつも寂しさと焦りをにじませている。

今後、露風と上里の師弟関係については、さらなる交流関係の資料調査が課題である。また上里に関しては、詩集（手稿本）の作品研究や他の作品集などの調査が必要である。

### 謝辞

本研究は、JSPS科研費JP23K00305の助成を受けた研究課題「三木露風の未公開作品と資料の整理・公開及び露風の再評価に関する発展的研究」の研究成果の一部です。研究に際し（公財）童謡の里龍野文化振興財団「霞城館」並びに（公財）神奈川文学振興会神奈川近代文学館に資料提供などのご協力をいただきましたこと記して厚くお礼申し上げます。

本稿は令和七（二〇二五）年八月二二日に沖縄県琉球大学で開催された「東アジア日本語教育・日本文化研究学会二〇二五年度国際学術大会」において口頭発表した「三木露風と沖縄の詩人上里春生―交流とその作品―」を基に加筆したものです。なお、新資料に関しては、公開ということで関係者や関係機関の許可を得て全文を引用しました。

注

- (1) 仲程昌徳「明治・大正期の『沖繩の投稿者たち』一覽」『沖繩文学史の外延』ポーターインク、令和四（二〇二二）年、二二九・二六四頁
- (2) 『新しき村』（第一年一〇月号）、大正七（一九一八）年一〇月、三三・三四頁
- (3) 国吉真哲「初期の沖繩地方文学についての覚え書き 詩歌人、作家を中心とした編年史」『琉球新報』昭和三〇（一九五五）年九月一五日
- (4) 『同胞』大正二四（一九二五）年三月五日
- (5) 金城芳子「蜜月のころ」『なはをんな一代記』沖繩タイムス、昭和五三（一九七八）年、三〇三頁
- (6) 喜志邦三「想苑の思ひ出」『木曜詩話』詩に関するエッセイ集』文蘭社、昭和一四（一九三九）年九月、九三頁
- (7) 萩原朔太郎「三木露風一派を放逐せよ」『文章世界』大正六（一九一七）年五月号
- (8) 「雨窓点滴（三）」『三木露風全集第二卷』日本図書センター、昭和四八（一九七三）年、四四七・四四八頁
- (9) 三木露風「修道院を下って」『未来』大正六（一九一七）年九月一〇日、一一・一四頁
- (10) 『上毛新聞』第二面「文藝」欄、大正六（一九一七）年五月八日から七月二五日、島田の論評は八月二日、一四日、一五日、一八日。
- (11) 新資料の上里春生詩集（手稿本）に所収の「深夜の祈り」全四節が原作
- (12) 高嶋源一郎『トラピスト修道院創立史』（手稿本）
- (13) 二宮典美「トラピスト修道院」『校友会雑誌』二六七号、第一高等学校校友会、大正六（一九一七）年九月、三八・四三頁
- (14) 二宮典美「トラピスト修道院の人々へ」『未来』大正六（一九一七）年九月、一五・一六頁
- (15) 三木露風「七つの岬」『中央文学』一九二〇年一〇月、『三木露風全集第二卷』所収
- (16) 東京音楽学校交友誌『音楽』八巻九号、大正六（一九一七）年九月
- (17) 三木露風「トラピスト修道院より―灰野氏宛―」（七月十四日）、『未来』大正六（一九一七）年八月、四・五頁
- (18) 家森長治郎『野薔薇』の作詞と作曲をめぐって『若き日の三木露風』和泉書院、平成二二（二〇一〇）年、二一四頁
- (19) ルカによる福音書二二章二五・三二、昭和二九（一九五四）年改訳版『新約聖書』日本聖書協会、昭和五九（一九八二）年
- (20) 安部宙之介「詩人 北村初雄」木屑書房、昭和五〇（一九七五）年で⑤は公開。
- (21) 柳川隆之介（芥川龍之介）「シング紹介」『新思潮』第一巻第七号、大正三（一九一四）年八月
- (22) 鈴木暁世、第四章「放浪者」の誕生―芥川龍之介「弘法大師御利生記」におけるシング『聖者の泉』の影響―『越境する想像力 日本近代文学とアイルランド』大阪大学出版会、平成二六（二〇一四）年、一六一頁

- (23) 久保田重芳「J.M.Synggeにおける「放浪者」について―聖者の泉を中心に―」『英米文学』関西学院大学英米文学会、昭和五四（一九七九）年二月、一頁

#### 参考文献

- 安部宙之介『三木露風研究』日本図書センター、昭和五八（一九八三）年
- 島袋和幸『浮亀山物語―沖繩・伊江島聞書私論―』瀧林書房、昭和六〇（一九八五）年
- 森田実歳『三木露風研究―象徴と宗教―』明治書院、平成一一（一九九九）年
- 家森長治郎『若き日の三木露風』和泉書院、平成一二（二〇〇〇）年
- 谷脇和幸『沖繩・山原の二才達』ルンビニ社、平成一三（二〇〇一）年
- 鈴木暁世『越境する想像力 日本近代文学とアイルランド』大阪大学出版会、平成二六（二〇一四）年
- 中程昌徳『沖繩文学史粗描―近代・現代の作品をめぐって―』ポータインク、平成三〇（二〇一八）年
- 池谷竜編『北村初雄詩集上巻』デザインエッグ株式会社、令和四（二〇二二）年
- 仲程昌徳『沖繩文学史の外延』ポータインク、令和四（二〇二二）年
- 福嶋朝治『三木露風―叙情の変遷』はる書房、令和七（二〇二五）年

## 江戸時代前期における日本人・外国人をめぐる犯罪への対応

### ―『犯科帳』記載の交易関連犯罪を中心に―

鍋本 由徳

はじめに

長崎は海外、殊にオランダ商館と中国商人との交渉窓口であった。唐人貿易をめぐる課題を除いた研究では、長崎奉行の制度的研究や司法をめぐる研究で大きな成果がある。<sup>(1)</sup>これらの研究は、主に江戸時代中期・後期に焦点を当てている。

さて、外国人、特に唐人と日本人との関係は、唐人交易と抜荷・密貿易、唐人踊や音楽を通じた文化的交流、唐人屋敷内での犯罪をめぐめる問題などに分類される。

著者は、「唐人番日記」や江戸時代の随筆類に記された文化交流の事例や、唐船入津後の菩薩揚や菩薩祭の事例から、公儀の唐人文化への規制について論じたことがある。<sup>(2)</sup>前者は主に寛政年間～天保年間を中心に、毎年二月頃に催された唐人屋敷での唐人踊に日本人がどう関わったのかを論じ、長崎奉行らと違い、一般の町人は屋敷から垣間見たり、小高い丘の上から盗み見る実態について紹介した。後者は、元禄から宝永期における菩薩揚と菩薩祭に参加する唐人たちの動向から、唐人屋敷建設後、徐々に拡大しつつあった行事に対して、宝永年間ころからその規模の制限が入ることを指摘した。

さて、唐人屋敷の建設が日本人と唐人とのトラブル防止を目的とすることはすでに知られているところである。その観点でみれば、菩薩揚や菩薩祭に制限をかけたり、唐人の上陸や参加を禁止する流れもまた、その目的を達成するための必要な政策となる。

本稿のテーマである日本人と外国人との犯罪をめぐる対応の変化について、熟美保子氏、松尾晋一氏、彭浩氏が、唐人をめぐる犯罪に対する長崎奉行（江戸幕府）の対応や、その変化を論じている。<sup>(3)</sup>熟氏は、唐人をめぐる具体的な犯罪行為を唐人屋敷設立直後に焦点を当て、元禄年間における抜荷での処罰をめぐり、唐人は打擲など比較的軽い罰であったことに対して、日本人は磔・獄門などの重罰を科せられるような差があったことを明らかにした。これらの傾向をめぐり松尾氏は、元禄から正徳期を「宥和」政策から「強行」政策へと幕府の基調が変化する時期と評価した。これらの研究成果を受けて、彭氏が清王朝における展海令発令後の政策などから、唐人に対する「日本刑罰」を適用する動きを指摘した。

この他、「犯科帳」に記載された遊女をめぐる紛争を扱った宮本由紀子氏の研究がある。<sup>(4)</sup>遊女と唐人をめぐる紛争が「犯科帳」に登場する時期は江戸時代中期からであることから江戸時代前期をめぐる問題は扱っていないものの、唐人と日本人との紛争を具体的に示

した研究として重要である。

しかし、唐人屋敷建設前の状況を具体的に示した研究はほぼないことから、著者は、『唐通事会所日録』を通して、唐人屋敷が建設された元禄二年（一六八九）前の日本人と唐人との紛争について小稿をまとめた。<sup>(5)</sup> 事例はほとんどないものの、文化規制と犯罪対応の厳格化は必ずしも時期が一致しないのではないかと、仮説を出した。

さて、これらの研究のなかで、唐人屋敷建設後、徐々に唐人と日本人との紛争において、唐人に対する対応が厳しくなることはほぼ通説となっている。処罰の点では、「見せしめ」として西坂など外国人の活動場所であつて処刑することや、唐人屋敷建設後の門前での処刑が紹介されている。<sup>(6)</sup> しかし、先の小稿で指摘したように、唐人屋敷建設前の状況は、実例を通じて論じられていない。また日本人との紛争のなかでも主要な犯罪である交易、殊に抜荷について、唐人屋敷建設前後を通して事例を検討した研究もほぼない。事例の少なさが要因とはいえ、その具体事例の検討なく、処置は寛大であつたと確定させることはできないのではないだろうか。

そこで、本稿では事例が少ないことを承知の上で、『犯科帳』に記載された寛文六年から唐人屋敷兼建設前の時期にかかる外国をめぐる犯罪を、「犯科帳」第一冊から第三冊に記載された事例を検討していく。<sup>(7)</sup>

## 一 寛文年間における外国に関わる犯罪

唐人に関わる事件は、主に唐船を対象にしたものであるが、必ず

しも唐人が直接関係するとは限らない。たとえば、日本人が唐船に忍び込み、盗みを働いた事件があつた場合、「犯科帳」に唐人が記される場合はほぼ見られない。日本人の単独行動であつたとしても、侵入先が唐船であれば、これらも唐人に関わるものとして扱う。それは、唐人が直接関与しているか否かで、日本人犯罪者への量刑が左右されるか否かを検討するためである。なお、一部であるがオランダ人が関係する事件もあるので、参考として併記する。

### (1) 事件の一覧

次ページの表は、当該時期の「犯科帳」にある事件を一覧にしたものである。内容は大幅に省略し、また刑罰もその種類を示したにすぎないが、どのような犯罪で、いかなる刑に処せられたかを把握できる。

また、「犯科帳」が犯罪記録ではなく、特定の基準に基づき編集されたものであること、事件が長崎で起こつた事件の全貌ではないことは改めて述べる必要はないだろう。<sup>(8)</sup> それは江戸時代前期の事件が軽く扱われているという意味ではない。記録されている事件は、江戸後期の長崎奉行所において重要視した結果だからである。

表からおおよその傾向をみると、寛文年間から貞享年間にくらべて、元禄年間と宝永年間では記事数が増える傾向にある。そして、その多くが「唐船での窃盗」「外国人と密談の上の抜荷」にあたる。

### (2) 個別事案の検討

ここで「犯科帳」の最初に取り上げられた唐人にかかわる事件をみてみよう。<sup>(9)</sup>

表 『犯科帳』(第1冊～第3冊)にみられる外国人関係の犯罪記事

年	内容	処罰	備考	処刑場 晒の場所	犯科帳 No.
寛文6年 (1666)	唐船船頭らが船から石火矢を打ち、火事を起こす。	町年寄預けの上赦免		—	1-1
	オランダ通詞が出島で商売する。	長崎20里四方追放、親族は後日赦免		—	1-2
	長崎町人らがオランダ人へ金子を売り渡す。	籠舎の上赦免	平戸領引き渡しなし	—	1-3
寛文7年 (1667)	長崎博多商人伊藤小左衛門らが朝鮮国へ武器を密売する。関係者多数。	磔(筑前で処刑)／同類・参加者は獄門か斬首／水手は追放 ※他領の者は引き渡す場合あり	他領の者でも長崎で極刑の場合あり	筑前 長崎不明	1-7
寛文10年 (1670)	長崎町人らが出島へ侵入し、公儀の錫を盗み取り、盗品と知りながら売買する。	盗人・共謀は磔(連坐親族は斬罪)／錫預りの者獄門／侵入者斬罪／受取者流罪(後に戻る)／買い取者長崎十里四方追放／辻番長崎十里四方追放／盗品と知らずに購入した者預け(後日赦免)		不明	1-16
	肥前藩領民と長崎町人らが唐人からの購入品の代金を支払わない。	他藩の者領主へ引渡し／長崎町人籠舎の上赦免		—	1-21
延宝3年 (1675)	長崎町人と京都町人が唐人からの購入品の代金を支払わない。	町人2名籠舎／後日遠忌にて貨物取り上げの上、放免		—	1-48
	末次平蔵召使いが密貿易の上、唐人を雇い、カンボジアへ渡航する。	首謀者2名磔／親族連坐獄門・流罪・奴・親族へ預け／代官・家族・関係者流罪／共謀者妻子奴(赦免の上親族預け)／長崎町人關所・預け・死罪(後日長崎十里四方追放)		長崎裸嶋	1-67
延宝5年 (1677)	長崎町人らがオランダ人と長崎町人の結託により堀から忍び入り、輸入織物を盗み出し売却する。	オランダ人は手鎖(後日赦免)／売却者指詰の上長崎十里四方追放／金を受け取り見逃した者長崎十里四方追放／水手長崎十里四方追放		—	1-80
延宝7年 (1679)	長崎町人が唐船漕手と謀り、宿町宅に預けた封印した荷物を盗み取り、宿主の小者に見つかる。	唐人3日間曝の上拷問・日本渡海禁止／日本人は死罪(後日長崎十里四方追放)		不明	1-100
延宝8年 (1680)	長崎町人が唐船への隠荷を虚偽通報する。唐人宿主より賄賂を受けとる。	長崎十里四方追放		—	1-110
延宝9年 (1681)	長崎町人が唐船の唐人の依頼により、日本語の訴状を唐通事を介さずに密談して作成する。	首謀者流罪(赦免されたが病死)／親族長崎十里四方追放		—	1-117
貞享2年 (1685)	長崎唐人宿の日本人2名が唐人6名と申し合わせて厦門船からの端物を盗み取り売却する。	日本人五島町大橋3日間曝の上五島へ配流／唐人は3日間曝	唐人曝	五島大橋	1-157
	長崎町人が唐船からの購入品代金を支払わない。	長崎十里四方追放		—	1-158
貞享3年 (1686)	長崎町人が唐人と密談して船に侵入し白糸を小舟に乗せたところ番船の改めを受ける。	首謀者死罪(斬首か)／奉行屋敷勤務者斬首／乗船者牢屋で斬首／やむを得ず参加死罪を免じて長崎十里四方追放／事情を知らず船を出した平戸町人追放／首謀者と申し合わせた日本人の親類長崎十里四方追放	唐人の扱い不明	西坂	1-161
	長崎町人やオランダ通詞が出島でオランダ人と密談の上、糸端物を盗んで商売する。	首謀者磔・獄門・斬首・長崎十里四方追放／オランダ人江戸幕府の下知で手錠をかけて死罪(本国で執行するとのことで商館長へ引き渡す)	商館預かりだが、日本は死罪を命じた	西坂	1-165
貞享4年 (1687)	長崎町人が異国人と申し合わせて抜荷することが露顕し、江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔・獄門・連坐親類長崎十里四方追放／加担者長崎十里四方追放	外国人扱い不明	西坂	1-168

年	内容	処罰	備考	処刑場 晒の場所	犯科帳 No.
貞享4年 (1687)	長崎町人が唐人と密談の上で抜荷する。唐人一人が陸へ揚げて隠し置く。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者自害のため塩漬で磔、同類とみなされた者獄門、荷物番獄門、分け前を受けた者斬首、お使い長崎十里四方追放、その他長崎二十里四方追放、唐人は波止場で荷物焼き払いで国外追放	唐人への処分	西坂 波止場(焼却場)	1-173
	長崎町人が唐人出船の時に帳外の品を船へ入れる。	首謀者長崎十里四方追放		—	1-175
貞享5年 元禄元年 (1688)	長崎町人が出帆する唐船の乗組員に銀子を隠し置く。	長崎十里四方追放	唐人は共謀者か被害者か不明	—	1-188
	長崎生まれの町人らが唐人と密談の上、大村領で出帆した唐船で抜荷をし、各地で商売する。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔／首謀者と同類の者獄門／商売した者斬首／船を出したが事情を知らなかった者長崎十里四方追放	他領の者のうち、萩藩の者は毛利家が捕縛し引き渡す	西坂	1-189
元禄2年 (1689)	長崎町人が複数申し合わせて唐船で抜荷をする。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者・金元・窃盗者は磔、首謀者らと同類の者獄門、荷物を預かった者斬首、抜荷ではないが不届者は長崎十里四方追放		西坂	1-192
	長崎町人が唐船から薬種を盗む。	長崎十里四方追放	密談はない?	—	1-195
元禄4年 (1691)	長崎町人が他所の者と唐船で抜荷をするが、番船の改め時に銀子を瀬戸内へ沈める。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔／自船で乗り込む者斬首／証文なく銀貸与の者斬首／水手斬首／銀子を引き揚げを内緒にした者五島流罪／銀子を引き上げるのを見ていた者五島流罪		西坂	1-203
	長崎町人が帰帆の唐船で抜荷をして、他の船に見つかり自害する。江戸幕府の判断を仰ぐ。	死骸のまま磔／死骸見つからず		西坂	1-205
	長崎町人が唐船にて貴重な薬種などを盗み取る。	長崎十里四方追放		—	1-211
	長崎町人の他所の者がオランダ人と密談して龍腦を密売する。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者獄門／オランダ人日本渡海禁止を商館長へ伝達	オランダ人追放	出島	1-212
	長崎町人と他所の者が五嶋沖にて唐船に乗り抜荷をする。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者多数磔／唐船に近づいた者獄門／荷物売買は斬罪／引き受けた荷物が抜荷と知らない者長崎十里四方追放	他領の者も同時に処罰	西坂	1-213
元禄5年 (1692)	長崎町人が唐人とともに荷物を隠し、取り出す。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔(死骸)／荷物取出しで獄門／相談された者五島流罪	唐人の扱い不明	西坂	2-8
	長崎町人が天草沖で抜荷をし、品を京都などで売買し、大阪などで搦め取られる。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔／売買者獄門／抜荷売払獄門／京都への運搬斬首・連坐五島流刑・連坐長崎十里四方追放		西坂	2-11
元禄8年 (1695)	長崎町人が荷役の時に唐人が廃棄した畳・端物を無断で持ち去る。	指詰の上長崎十里四方追放		—	2-40
元禄9年 (1696)	長崎町人が唐船貨物を入れた蔵に侵入し端物を盗む。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者獄門／取り逃がし死罪、後に長崎十里四方追放		西坂	2-44
元禄11年 (1698)	唐人番・奉行下役らが唐船で抜荷をする。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔／同類獄門(自害者含む)／水手斬首／酒を振る舞い長崎追放／往来手形作成(抜荷無関係)で長崎追放	他所で捕縛された者あり	西坂	2-56
元禄13年 (1700)	長崎町人が唐船へ乗り移り銀子を盗み取る。	首謀者斬首／銀子預り斬首／雇われ人赦免(親の監察)		西坂	2-75
元禄14年 (1701)	長崎町人が唐人と申し合わせて抜荷をする。	首謀者引き回しの上磔／水手引き回しの上獄門／連坐妻子は奴	唐人の扱い不明	裸島	2-79
	船頭らの唐人と日本人が抜荷をする。	日本人引き回しの上磔／唐人5名は荷物焼払の上追放	唐人への処分	裸島	2-81

年	内容	処罰	備考	処刑場 晒の場所	犯科帳 No.
元禄15年 (1702)	長崎町人が唐船荷役の時に水銀を自船に隠す。	長崎十里四方追放		—	3-4
	長崎町人が唐船の脇船頭より唐人屋敷にいる唐人へ書翰を渡すよう依頼される。書翰の内容をめぐり疑いを掛けられる。	手鎖・入牢の後赦免・唐人屋敷出入り禁止		—	3-10
元禄16年 (1703)	長崎町人ら唐船にて抜荷の計画を立てるも実行に移さなかったが、頭取になり抜荷をする。江戸幕府へ判断を仰ぐ。	首謀者引き回しの上磔／船の借用者・雇主引き回しの上獄門／頭取引き回しの上獄門／抜荷を知らずに乗船した者斬罪／荷物の取り分け斬首／抜荷を奪い取る者獄門（自害者塩漬け）／連坐の家族斬首・五島流刑／連坐妻子は奴		西坂	3-25
	長崎町人らが唐人と申し合わせ抜荷をする。江戸幕府へ判断を仰ぐ。	首謀者引き回しの上磔／唐人からの文書を渡した者磔（自害者塩漬け）／船を貸した者獄門／連坐妻子は奴・男子は15歳に遠島	唐人の扱い不明	西坂	3-27
宝永3年 (1706)	長崎町人や佐賀領民らが伊王崎にて抜荷をする。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者引き回しの上磔／唐人の「ひよう（装身具?）、を唐人へ渡した者引き回しの上獄門／船頭引き回しの上獄門／断ったが結果手伝った水手獄門		西坂	3-40
	天草の船頭らが長崎町人と密談し荷物を受領した唐人の文書を受けとって抜荷をする。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者西坂にて磔（自殺未遂、後死去で塩漬け1名）／手伝い者引き回しの上獄門／水手斬首／連坐妻子構い無し		西坂	3-41
	長崎町人が唐船に乗り付けたところを見つかり逃亡し、海に落ちる。	常々異名ある廉で死罪、後に長崎十里四方追放		—	3-43
	長崎町人の兄が抜荷をするが本人が見つからないため弟を入牢する。	無罪		—	3-58
宝永4年 (1707)	天草の船が唐船に乗り移り抜荷をする。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔（1名牢死）／状況を知らない水手引き回しの上獄門		唐人屋敷波止場	3-59 (A)
	長崎町人が引島沖にて抜荷をする。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者引き回しの上磔／唐人の装身具?を受けとった者斬首／唐船に渡ったもの獄門／事情を知らないで乗った者斬首		唐人屋敷波止場	3-59 (B)
	長崎町人が香焼島にて抜荷を企てる。江戸幕府の判断を仰ぐ。	首謀者磔（捕縛時死亡者あり）／船を借りた者磔／船を貸した者獄門／水手斬首		唐人屋敷波止場	3-59 (C)
	長崎町人が唐船荷役の時に生糸を盗む。	首謀者長崎十里四方追放／他入牢		—	3-61
	博多町人の水手が漂流先の朝鮮で朝鮮人を傷つけ籠舎、後に領主へ引き渡す旨が江戸幕府から届く。	領主へ引き渡し		—	3-64
	長崎の船頭が唐船荷役の時に盗人を隠し置き、唐船から品を盗み出させる。盗人が海へ逃亡したので船頭を捕まえる。	長崎十里四方追放		—	3-85
	長崎町人が唐船荷役の時に唐人と話をする不調法を咎められ、言語道断の発言をする。	入牢・手鎖		—	3-87

注) 森永種夫編『長崎奉行所判決記録 犯科帳』（犯科帳刊行会）より作成  
 なお、犯科帳Noは、犯科帳冊数－『犯科帳』記載事件Noである。

## 【史料1】

- 一 廿三番東寧船頭黄会官 午十月二日籠舎
- 一 同船役者てつかう 同日籠舎
- 一 同船役者つくはん 同日籠舎
- 一 同船役者つんあんきや 同日籠舎
- 一 同船役者ういふう 同日籠舎

右は午九月廿八日廿六番船<sup>三</sup>而石火矢を打、其跡より令出火候  
ニ付、惣而入津・出船之時節之節之外、於長崎石火矢を打候儀  
可停止之旨申付候処、右五人之唐人背此旨候付而、兩人相談之  
上、午十月二日末次平蔵支配之籠<sup>二</sup>入置候、然処及帰帆候諸唐  
人共訴訟申候故、同月廿三日赦免之、

このできごとは、寛文六年（一六六六）年に、唐船の乗船員が大砲を撃つたことにより、長崎で火事を招いたという事件である。長崎へ出入りする際は、大砲を撃つてはならないとされていたことへの違反行為として、長崎代官の牢へ入れられたものである。その後、二十日程度で赦免されている。身柄を拘束しただけの話であり、その意味では「処罰」とまで言い切れないところもある。

寛文七年には、長崎在住の博多商人伊藤小左衛門らによる大規模な朝鮮国への武器搬出の事件が起こっている。この事件はよく知られたもので、長崎に限らず、福岡藩・対馬藩・柳川藩などにも及ぶものであったことから、江戸幕府としても看過できない事件であった。江戸幕府（評定所）への伺いの上で厳罰が決定し、百名近くが処罰されている。

その処罰のなかには「此船日和悪敷、洋中より乗戻候、然とも右之企紛無之ニ付而、未十一月晦日斬罪之」<sup>(19)</sup>（長崎野口九左衛門）と、

朝鮮国まで至らなかつた場合も、抜荷の企てに参加したことで斬罪となつた者がいる。戻つた船の水手は追放刑となつている。

その他、武器の受け渡ししの銀を出したことでの斬罪など、総じて重罰が与えられている。他領の者について、斬罪となつた者は領主へ引き渡すことなく、長崎で処刑されている。長崎ではなく、各領地で捕まつたものは現地で処罰され、追放刑となつた者は、領主へ引き渡した上で、それぞれ領主から長崎奉行へ処罰の旨が伝えられた。

他領の者が犯罪に携わつた事件として、寛文十年（一六七〇）に唐人の荷物の代金を支払わなかつた事例がある。この場合、肥前佐賀の鍋島領の領民が関わっており、領主の希望によつて身柄を引き渡している。比較的軽微な犯罪行為の場合、領主の希望によつて身柄を引き渡し、現場で処罰したケースがあつた。

「犯科帳」に記録された事件をみると、唐人が直接絡み、明確に記されているものは冒頭の石火矢をめぐる事件だけになる。『唐通事会所日録』上に寛文四年の事件として、「温玄官・呉七官・黄明官三艘船之事とりたと申候得共、異国之事、其上不及合点儀二候間、御公儀様今ハ御かまい被成間敷との御意二候」との処置になつたものがある。これは別稿にて既に記した事件であるが、唐船船頭三名について、この案件は「異国に関すること」で理解しにくいことが要因となつて判断を下さない結論に達している。

外国人が関係する事案について、『犯科帳』にみられる石火矢の事件は、明らかに当事者が長崎に対して害を与えたことが明白であり「籠舎」の判断を奉行が下したといえる。一方、『唐通事会所日録』にある同年の事案は、交易自体が問題となつており、それも唐人が

長崎奉行へ訴状を出したことがきっかけとなっている。交易をめぐる唐人たちからの訴えに対して、長崎奉行ひいては江戸幕府は何らかの結論を出すことはない。しかし、それが日本（幕府）にとって不利益につながる事件であれば、当事者を非難する。

長崎奉行や江戸幕府が明確に意思を出す場合は、確実に長崎や日本にとって不利益になっている場合であるが、それでも外国人に対して厳罰にすることはないということになる。

## 二 延宝・貞享年間における外国に関わる犯罪

次に延宝・貞享年間の事件について述べる。延宝年間には、いわゆる「末次平蔵家人による密貿易事件」が起こった。平蔵の家人が密貿易をおこなう際に唐人を雇用したことや、唐人の船を使った点に問題があった。首謀者は磔、関係者は獄門となり、主人である末次平蔵は隠岐への流罪となっている。これはあくまでも家人による犯罪であり、平蔵自身が直接関与していなかったためと考えられる。しかし、平蔵の親族は連坐となり、その点において厳しい処罰となつたといえる。

延宝年間で記録された外国人に関わる事件をみてみよう。

### ①延宝五年の出島での窃盗

これは、延宝五年（一六七七）に、長崎町人がオランダ人と結託して出島へ侵入し、稀少な織物である奥島を盗んだ事件である。<sup>12)</sup>

### [史料2]

大井手町 山崎長三郎借屋

一 松川小左衛門 巳二年卅五 巳九月二日籠舎

此者出嶋ニ而阿蘭陀人と令密談、八月廿五日夜、奥嶋百四拾端塀より忍越ニ請取之、売払候段、訴人有之付而、則召出遂穿鑿之処、依無其紛、九月十九日、左右之小指切之、長崎拾里四方令追放候、

巳年入津之式番船 案針

一 すているまんやん 巳九月三日手かねにて差置之

此阿蘭陀人小左衛門と令相図、奥嶋塀より忍越ニ相渡候、日本之法令乍存右之段不届付而手かねにて差置候処、案針故かひたん并一般之者共及難儀之由相聞候、依之赦免、九月十八日壹番船ニ乗遣候、雖然重痔日本江渡海仕間敷候、若相渡候は急度可申付之由、かひたんへも相含候、

堀町 店借

一 甲木一郎兵衛 巳三年卅四 巳九月四日籠舎

此者小左衛門ニ被頼令同船出嶋堀越ニ盜取候奥嶋請取方江売遣候、依給え同類左之小指切之、長崎拾里四方令追放候、江戸町 美濃屋八郎左衛門借屋

一 半左衛門 巳三年卅式 巳九月二日籠舎之、

(附) 此半左衛門儀此度法皇様御法事ニ付両奉行相談之上、彼者母願之通、延宝八申九月六日長崎婦參令赦免之候、

西浜町 森口屋又左衛門借屋

一 嚴三郎 巳二年卅三 右同断

右同断

一 与左衛門 巳二年四拾五 右同断

右同断

一 藤左衛門 巳二年廿式 右同断

此四人之者小左衛門奥嶋船江取乗セ漕戻候を見付、追懸可奪取と申候付而、銀子三百目相渡候、此銀小左衛門手前より請取候段、依無紛長崎拾里四方令追放候、

大井手町 山口六兵衛借屋

一 権兵衛 巳二年四十三 巳九月四日籠舎之

此者小左衛門被頼水主ニ罷越候迄ニ而候得共、彼様子乍見届其趣不申出候段不届故、長崎拾里四方令追放候、

この事件に関与した八名の内、指を詰めた上で長崎十里四方追放となつた首謀者が二名、盗み取つた物を奪い取ろうと銀子を渡した者四名と水手一名が十里四方追放となつてゐる。日本人の場合、あくまでも窃盗としての罪状で罰を与えられてゐる。

そして、「犯科帳」の上では「小左衛門と令相図」と、共謀したとしておきながらも、すているまんやんと呼ばれるオランダ人は捕まつても極刑にはならない。この人物が船の水先案内人であり、また他の船員も困ることが理由で赦免された。その上で、以後の日本入国を禁止する措置となつた。船の航路をはかる船団の重要な役割を担う以上、牢屋に閉じ込めることはできなかったのである。

オランダ人に対するこのような記述に対して、同時期の唐人に対する記述はどうであろうか。

たとえば、延宝七年（一六七九）に船員と謀つて宿で盗みを働いた日本人の場合は、次の史料のようになる。<sup>13)</sup>

### 【史料9】

浦五島町 守田与惣左衛門小者

一 吉 蔵 未年式拾二 未十月三日擲之、主人与惣左

衛門ニ預之、同廿六日籠舎

此者儀四番東寧船頭陳檀官持戻之端物式箇岡野孫九郎与力封印ニ而宿町守田与惣左衛門蔵ニ入置之候所ニ、同船之漕者蔡連・環仔二人申合、十月十四日之夜、蔵ニ忍入右之端物盜取、蔵之口を出候折節、与惣左衛門小者吉蔵見付之、訴人ニ可出旨相断候処ニ、此儀於露頭は及身命亡失候間、必令隱密候は、盜取候端物之内可分与旨申候ニ付同心、刺路次加持助小宿迄送届之候旨、穿鑿之上令白状候、右蔡連・環仔儀は為驚衆於波戸場三日曝拷問申付之、向後日本禁止渡海船頭ニ相渡、異国ニ差戻候、本人右之通故、吉蔵儀死罪、赦免未十一月廿三日、五嶋江流刑申付候、

この事例の場合、唐船の乗船員が盗みに入り、吉蔵がそれを見付け、吉蔵が奉行所へ訴えると告げた。このことを秘匿してくれたら端物を分け与えると言われたことで、吉蔵はそれを受け入れ、さらに唐人を送り届けたとある。このことを奉行所で穿鑿され、事実を白状したことにより、吉蔵は死罪を命ぜられ、後日赦されて五嶋流刑へ減刑された。

史料にあるように、唐人は波戸場で三日間晒され拷問となつた。「敲き」であろうか。その後、国外へ出たあと日本への入国を禁止された。これに対して吉蔵は死罪、その後五島への流刑となつた。このように日本人に対する刑が重いことは、分け与えられた品が封印されたものであつたことにある。このことが直接的な原因かは本事例だけで断定することはできないとはいへ、唐人を人の目につく場所に数日晒して拷問にかけたところは大きな特徴である。

なお、貞享二年（一六八五）に類似した事例が見出せる。その事件の場合、厦門船の蔵に忍び込んだ唐人六名が端物を盗み油屋市兵

衛のところへ持参した。市兵衛がこの企てを知っていたにもかかわらず、取り調べでその旨を正しく伝えなかったことで、拷問にかけられた。そして唐人もまた、五島町の大橋に三日間晒されたが、拷問には至らなかった。市兵衛は五嶋へ流刑となった。罪状や刑罰の重さは、この二件を比較する限りはほぼ同様である。

先のオランダ人に対する者と比較すると、オランダ人は個々に名前を記され、日本人と同様の記述になっている。唐人の場合も、罪状説明のところに記載される場合もあれば、日本人と同じような書き方になる場合がある。実際に受けた刑罰の軽重でみると、唐人もオランダ人も日本人に比べて軽い刑で済んでいることは同質であり、記載の方法の違いで刑罰に対する意識の違いを判断することはできない。確かに、日本人と比較すれば罰は軽いといえるが、外国人であることを理由にしてすぐに赦免するとは限らないことを示すのである。

## おわりに

本稿は唐人屋敷建設前を対象にしているが、最後に、唐人屋敷が建設された元禄年間から宝永年間について少々触れておきたい。表をみると、貞享年間の礎から「西坂」の処刑場の名称が出てくる。記載パターンをみると、貞享期になって西坂で処刑しているようにみえるのだが、記載パターンが変わっただけで、この時期から西坂で処刑するようになったのかどうかは判断できない。

元禄二年（一六八九）に唐人屋敷がつくられ、その窮屈さからくる不満が暴動へとつながり、徐々に唐人に対する規制が厳しくなることは事実である。唐人屋敷建設前の事件に対し、唐人への罰が日

本人と比較すれば同質ではないとする従前の見解が変わるわけではない。

礎にしても獄門にしても、単にその場で処刑をおこなうだけではなく、元禄年間から市中引き回しの上で処刑したことが「犯科帳」に記載されるようになってきていることも事実として確認できる。宝永年間になると、唐人の処刑地が西坂から唐人屋敷前に移動している。このような事実から、唐人屋敷の建設は、確かに唐人に対する刑罰のあり方に影響を与えていることは間違いない。その点では、文化規制が強化された時期と一致しているといえるであろう。

しかし、刑罰の軽重や厳しさの観点で見れば、唐人屋敷建設後になってから厳しくなるのではない。窃盗などのいわゆる「刑事事件」に相当する事案に対し、若干数ではあるが、延宝・貞享年間から身体刑を含めた「みせしめ」的な罰を与えている事例、それが「犯科帳」に残されていることは無視できない。

当時の外国人は唐人だけではなく、オランダ商館関係も無視できない。とはいえ、江戸時代前期をみる限り、「犯科帳」にはオランダ関係、出島関係の記事はそう多くない。

オランダ関係では、延宝年間の「すてるまいやん」に関しては、日本では禁止されていることを知りながらも犯罪に入ったことで、不届とされながら、水先案内人であったことから身体刑などは受けず、船に乗せてそのまま帰国させた。

なお、オランダ人に関係する事件としては、元禄四年（一六九一）年に日本人とオランダ人が密談の上で樟脳を販売し、日本人がオランダ人の眼前で処刑され、当該オランダ人は身柄を商館長預りとし、日本への渡海禁止を商館長へ伝える内容となっていた。

以上のようなことを踏まえると、十七世紀半ばにおいて、犯罪における外国人への対応は、日本人に対して「宥和」的であったことはこれまでの見解を裏づけることになる。

従前の「宥和政策から強行政策」への転換について、その政策基調の転換点は確かに、宝永年間ころであることを否定するものではないが、転換以前にも外国人に対して厳しい処罰を与えている事実があることを改めて確認しておきたい。繰り返しになるが、刑罰の軽重こそあれ、日本人に対する厳しさと同じような罰の適用は、すでに延宝・貞享年間の刑事事件に見られるからである。

十七世紀にかかる記事は、十八・十九世紀に比べて事例が極度に少なく、政策基調を確定させるだけの材料に乏しいことは認めざるを得ない。また「犯科帳」の特質を踏まえれば、全事件を扱っているわけではない。その点でも、宝永年間から抜荷記事が多く記されることは、抜荷に対する厳しい姿勢は十七世紀半ばからみられるが、宝永以後に増加したことが反映しているのである。

本稿では、「犯科帳」から寛文年間から元禄・宝永年間を一覧とした上で、寛文年間から貞享年間の事件の一部について検討した。元禄年間以後の犯罪については先行研究で明らかにされているが、今回の考察を踏まえて元禄以後、どのような質の変化がみられるのかまでは十分に検討していない。事件の内容・罪状をさらに精査した上で、犯罪パターンによる類型化が課題として残っている。いわゆる首謀者、同類、加担などにより、磔・獄門・斬首・追放に差があることはある程度うかがえるが、それが確実なものかどうかはやはり個々の事例を検討しなければならぬ。それらは検討課題としたい。

## 注

- (1) 研究書では、鈴木康子『長崎奉行の研究』（思文閣出版、二〇〇七年）や安高啓明『近世長崎司法制度の研究』（思文閣出版、二〇一〇年）がある。概説的であるが、安高啓明『長崎奉行所判例集 新釈犯科帳』（一）（長崎文献社、二〇一一年）は、「犯科帳」に記された事例を通じて、長崎司法の特徴を時期ごとにとまとめたものである。
- (2) 拙稿「江戸時代、長崎唐人番・唐通事の記録などにみる日中関係―長崎に残る唐人文化をめぐって―」（『東アジア日本語教育・日本文化研究』第二十二輯、二〇一九年）、拙稿「寛文期における長崎唐人と地役人に関する覚書―「唐通事会所日録」所収記事から―」（『日本大学通信教育部「研究紀要」第三三三号、二〇二〇年）、拙稿「江戸時代前期の菩薩揚・菩薩祭をめぐって」（『日本大学通信教育部「研究紀要」第三八号、二〇二五年）。
- なお、菩薩祭の由緒化をめぐっては深瀬公一郎「唐人屋敷設置期の唐寺と媽祖」（『長崎歴史文化博物館研究紀要』第四号、二〇〇九年）があり、享保年間に至るまでの間に、祭礼の娯楽化や管理統制、さらに唐船主と唐人社会との関係が希薄化することを、キリシタン禁制との関係のなかで論じている。
- (3) 熱美保子「唐人屋敷の設立と唐人の不法行為」（『文化論輯』第十二号、二〇〇二年）、松尾晋一「幕藩制国家における「唐人」「唐船」問題の推移―「宥和」政策から「強行」政策への転換過程とその論理―」（『東アジアと日本 交流と変容』創刊号、二〇〇四年）、彭浩「近世日本の唐人処罰―「日本之刑罰」の適用をめぐって―」（『論集きんせい』第三〇号、二〇〇八年）がある。
- (4) 宮本由紀子「丸山遊女の生 ―長崎奉行所判決記録 犯科帳」を中心として―」（『駒澤史学』三二号、一九八四年）、同「丸山遊女犯科帳 ―唐紅毛人との関りを中心として―」（西山松之助先生古稀記

- 念会編『江戸の芸能と文化』吉川弘文館、一九八五年)が挙げられる。
- (5) 拙稿「唐人屋敷設立前における唐人との紛争への対応——主に『唐通事会所日録』『犯科帳』記載記事から——」(『史叢』第一一四号、二〇二六年)。

- (6) 清水紘一「近世長崎の高札—高札場の周縁と捨札—」(『長崎学 長崎市長崎学研究所紀要』第五号、二〇二二年)。外国人との紛争をめぐる日本人の処刑場について、オランダ人との関係では出島門前、さらに貞享三年(一六八六)オランダ人が関係する事件の西坂での処刑、宝永年間における唐人屋敷建設後の門前での極刑の事例が紹介されている。

- (7) 森永種夫編『長崎奉行所判決記録 犯科帳』(一)(犯科帳刊行会一九五八)

- (8) 安高啓明『長崎奉行所判例集 新釈犯科帳』(一)(長崎文献社、二〇一二年)、一六—一八頁。

- (9) 「犯科帳」(一)、一頁。

- (10) 「犯科帳」(一)、三頁。当該の人物だけではなく、同じ案件の者はすべて斬罪となっている。

- (11) 拙稿前掲「唐人屋敷設立前における唐人との紛争への対応」。

- (12) 「犯科帳」(一)、三二—三三頁。

- (13) 「犯科帳」(一)、七〇頁。

### 【参考文献】

清水紘一、二〇二二「近世長崎の高札—高札場の周縁と捨札—」『長崎学』長崎市長崎学研究所紀要』第五号

鍋本由徳、二〇一九「江戸時代、長崎唐人番・唐通事の記録などにみる日中関係——長崎に残る唐人文化をめぐって——」『東アジア日本語教育・日本文化研究』第二十二輯

鍋本由徳、二〇二〇「寛文期における長崎唐人と地役人に関する覚書——『唐通事会所日録』所収記事から——」『日本大学通信教育部『研究紀要』第三十三号

鍋本由徳、二〇二五「江戸時代前期の菩薩揚・菩薩祭をめぐって(日本

大学通信教育部『研究紀要』第三十八号

鍋本由徳、二〇二六「唐人屋敷設立前における唐人との紛争への対応——主に『唐通事会所日録』『犯科帳』記載記事から——」『史叢』第一一四号

彭浩、二〇〇八「近世日本の唐人処罰——日本之刑罰の適用をめぐって——」『論集さんせい』第三〇号

松尾晋一、二〇〇四「幕藩制国家における「唐人」「唐船」問題の推移——「宥和」政策から「強行」政策への転換過程とその論理——」『東アジアと日本 交流と変容』創刊号

熱美保子、二〇一一「近世後期における境界領域の特徴」『経済史研究』十一号

安高啓明、二〇一〇「近世長崎司法制度の研究」思文閣出版

安高啓明、二〇一一「長崎奉行所判例集 新釈犯科帳」(一)長崎文献社

## 日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項

平成 29 年 9 月 13 日制定  
平成 30 年 4 月 1 日施行  
令和 2 年 9 月 23 日改正  
令和 6 年 5 月 22 日改正

日本大学通信教育部は、所属する専任教職員等の研究成果を発表することを目的として、日本大学通信教育部『研究紀要』（以下「紀要」という）を刊行する。「紀要」を編集・刊行するために必要な事項を以下に規定する。

### 1 投稿資格

- ① 日本大学通信教育部に在職する者（非常勤講師を含む）。ただし、非常勤講師が第一著者として投稿する場合は、本通信教育部の専任教職員の推薦を得ること。
- ② その他、編集委員長が適当と認めた者。

### 2 投稿原稿

未刊行のもの。他の学会誌などに投稿していないものに限る。他所での口頭発表をベースにしている場合は、その旨論文に記載する。

### 3 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、次のいずれかとする。

- ① 査読付論文 [Research Articles (refereed)]
- ② 自由投稿論文 [Research Articles]
- ③ 研究ノート [Research Notes]
- ④ 資料 [Materials]
- ⑤ 翻訳 [Translations]
- ⑥ 報告 [Reports]
- ⑦ 書評 [Reviews]
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

### 4 執筆要領

原則、別に定める「執筆要領」に基づいて原稿を執筆する。なお、従えない場合は、事前に必ずその旨を申し出ること。編集委員で検討し、回答する。

### 5 投稿申請期間及び投稿先

① 投稿原稿は、期限を設けず、随時受け付ける。ただし、査読付論文については、原則として、10月5日を提出締切日とする。また、同一投稿者による投稿は、原則として当該年度で2回に限る。

② 投稿先は、研究事務課とする。

## 6 査読付論文に対する審査

### ① 原稿の受付

受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。

### ② 原稿に対する審査

原稿の審査は、別に定める。

### ③ 掲載の可否

掲載の可否は、編集委員会が査読結果報告に基づき、決定する。条件付で掲載を可とする場合には、査読者から必要な修正が指示されるので、投稿者は、定められた修正期限内に研究事務課へ修正原稿を送付しなければならない。その際、修正対照リストを同封すること。なお、修正原稿についても同一の査読者が再査読を行うものとし、修正原稿受付後、掲載の可否を原則として1か月以内に投稿者へ再通知する。

### ④ 投稿原稿の種類の変更

査読判定で投稿原稿に対する種類の変更を求められた場合は、編集委員会と執筆者で協議し、決定する。

### ⑤ 投稿辞退

条件付で掲載が可となった場合には、投稿者は、投稿を辞退することができる。この場合、投稿者は、その旨を通知後2週間以内に、文書にて編集委員会へ連絡しなければならない。

### ⑥ 査読付論文の受理

編集委員会が、掲載を可と決定した日を受理日とする。

### ⑦ WEBサイトへの掲載

受理された原稿は、原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発行日とする。

## 7 査読付論文以外の原稿に対する審査

① 受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。投稿原稿は、編集委員会が審査の上、掲載の可否を決定し、投稿者に連絡する。連絡を受けた投稿者は、その日から原則として2週間以内にPDF化し、日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、WEB掲載日を発

行日とする。

② 編集委員は、投稿者に対し理由を付して修正を求めることができる。

## 8 編集

通信教育部研究所運営委員会に編集委員会を置き、通信教育研究所長を編集委員長とする。編集委員長は、運営委員会委員から刊行に携わる編集委員を若干名指名する。また、運営委員会委員は編集委員を補佐する。

## 9 掲載順

掲載順は次のとおりとする。

### ① 原稿の種類による順番

- (1) 査読付論文：人文科学系
- (2) 査読付論文：社会科学系
- (3) 査読付論文：欧文（日本語以外）
- (4) 自由投稿論文：人文科学系
- (5) 自由投稿論文：社会科学系
- (6) 自由投稿論文：欧文（日本語以外）
- (7) 研究ノート：人文科学系
- (8) 研究ノート：社会科学系
- (9) 研究ノート：欧文（日本語以外）
- (10) 上記(1)から(9)以外は、その都度、編集委員会が決定する。

### ② 資格による順番

- (1) 専任教員の資格順（教授、准教授、専任講師、助教等）
- (2) 兼任教員の資格順（教授、准教授、専任講師、助教等）
- (3) 非常勤講師（本務校がある場合は、本務校の資格順  
同資格の場合、又は、本務校がない場合は、氏名の五十音順）
- (4) (1)～(3)に当てはまらない場合は、その都度、編集委員会が決定する。

## 10 刊行期日

原則として、年1回、毎年3月末日に刊行する。なお、冊子に収録される原稿は、当該年度1月末日までに完成した原稿を対象とする。

## 11 著作権

投稿者は、採用原稿における著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権につい

て、日本大学通信教育部に帰属し、学内外に公開することを了承する。なお、掲載原稿の他媒体への転載にあたっては、事前に通信教育部研究所運営委員会の許諾を得ること。転載した場合は、本研究紀要に掲載された旨を明記すること。転載に関わる図版・写真・翻刻・翻訳などの権利保有者への二次利用申請は、著者の責任で行うこととする。

#### 12 公開・配布

日本大学通信教育部WEBサイトにおける公開に加え、冊子での配布を行う。

#### 13 別刷り部数

発刊に伴う別刷りは、1論文につき50部までは、日本大学通信教育部が執筆者に配布する。51部以上については、執筆者の個人負担とする。

#### 14 掲載の取り消し

掲載後、著作権の侵害、捏造、改ざん、剽窃、盗用又は二重投稿等の不正が判明した場合は、掲載取り消し等の措置をとることができる。

#### 15 発行者

紀要の発行者は、日本大学通信教育部長とする。

#### 16 英文表記

紀要の英文表記は、JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION, NIHON UNIVERSITY とする。

## 附 則

この要項は、令和6年5月22日から施行する。

## 日本大学通信教育部『研究紀要』執筆要領

〔 令和 2年 9月 23日制定  
令和 6年 5月 22日改正 〕

「日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項」に基づき、『研究紀要』に投稿する原稿は、以下の要領によって執筆するものとする。

- 1 原稿の執筆は、原則としてパソコンのワープロソフト等を用い、原稿をプリントアウトしたもの2部と電子データ化した原稿を研究事務課に提出すること。

なお、文字数の目安は以下のとおりとする。

項目	文字数
「査読付論文」 人文科学系	30,000 字
「査読付論文」 社会科学系	30,000 字
「査読付論文」 欧文	12,000 語
「自由投稿論文」 人文科学系	30,000 字
「自由投稿論文」 社会科学系	30,000 字
「自由投稿論文」 欧文	12,000 語
「研究ノート」	18,000 字
「資料」	15,000 字
「翻訳」	15,000 字
「報告」	15,000 字
「書評」	15,000 字
「その他」 (編集委員会が認めたもの)	15,000 字

- 2 原稿の作成や注・引用の文献の表記の扱いについては次のとおりとする。なお、従えない場合は、事前に必ずその旨を申し出ること。編集委員で検討し、回答する。

### 【縦書・横書共通】

- ① 論文等の体裁としては、表題、著者名、本文、謝辞（必要な場合のみ）、注、参考文献の順で記述する。なお、注の表記は「注」とし「註」は用いない。
- ② 図表の体裁
  - (1) 図表は上記の原稿の分量にふくまれるものとし、本誌1ページ(縦書1,500字,横書1,330

字)を目安とする。なお、グラフを Excel 等のソフトで作成している場合は、そのグラフの作成に使った元データも投稿の際に添付する。また、図版の場合はなるべく鮮明なものを投稿の際に別途添付する。

(2) 図表のタイトルは図と表を分けて、図 1、表 1 のように記載することを原則とする。

(3) 図表の下には、参考文献表記にしたがって、出所を明記する。自身で作成の場合は、筆者作成と記す。一部改変の場合は、一部改変と記す。

### ③ 図版などの掲載許可

掲載原稿に使用する写真・図表などで掲載許可が必要な場合は、原稿提出までに執筆者自身で掲載許可を取得する。

#### 【縦書きの場合】

① 年表記は西暦を原則とするが、和暦等、元号表記を用いる場合は元号表記を優先し、必要に応じ西暦を ( ) で記載する。数字は漢数字とし、単位語(十、百、千等)は使用しない。零は「〇」を用いる。

② 参考文献の表記は次の形式とする。

(1) 単行本の場合は、著者名、表題、発行所、発行年の順で記す。単行本が欧文の場合は、表題を斜体とする。

(2) 雑誌論文は、著者名、表題、雑誌名、巻号、発行年、頁の順で記す。表題、書名、及び雑誌名等は略記しない。雑誌が欧文の場合は、雑誌名を斜体とする。

(3) 同著者の同年発行のものは、発行年の後に a, b と記す。また、著者が複数の場合、日本語文献は著者名を中黒(・)でつなぐ。欧文の場合、著者が二人の際は and でつなげ、三人以上の場合はコンマ(,)で区切り、最後は and でつなぐ。

③ 見出し(番号)表記は次の順とする。

— → ( ) → ①

#### 【横書きの場合】

① 年表記は西暦を原則とするが、和暦等、元号表記を用いる場合は元号を優先し、必要に応じ西暦を ( ) で記載する。数字はアラビア数字を用いる。

② 参考文献の表記は次の形式とする。

(1) 単行本の場合は、著者名、表題、発行所、発行年の順で記す。単行本が欧文の場合は、表題を斜体とする。

(2) 雑誌論文は、著者名、表題、雑誌名、巻号、発行年、頁の順で記す。表題、書名、及び

雑誌名等は略記しない。雑誌が欧文の場合は、雑誌名を斜体とする。

(3) 同著者の同年発行のものは、発行年の後に a, b と記す。また、著者が複数の場合、日本語文献は著者名を中黒（・）でつなげ、欧文の場合、著者が二人の際は and でつなげ、三人以上の場合はコンマ（,）で区切り、最後は and でつなぐ。

③ 見出し（番号）表記は次の順とする。

1 → (1) → ①

3 投稿後の訂正は誤字脱字に限り、原則として内容の変更は認めない。

4 不明な点については研究事務課に問い合わせること。

## 附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。

執筆者紹介（執筆順）

福尾晴香 助教  
（通信教育部）

近藤健史  
通信教育部  
研究所 研究員  
（通信教育部）

鍋本由徳 教授  
（通信教育部）

猪野恵也 准教授  
（通信教育部）

齋藤高志 非常勤講師  
（通信教育部）

中澤 瞳 准教授  
（通信教育部）

保坂敏子  
通信教育部  
研究所 研究員  
（通信教育部）

島田めぐみ 教授  
（大学院総合社会情報研究科）

根本晋一 准教授  
（通信教育部）

# 『ダブリンナーズ』(1914)における 「麻痺」についての再考 — 「死者たち」を中心に —

猪野 恵也

## はじめに

ジェイムズ・ジョイス (James Joyce, 1882-1941) による『ダブリンナーズ』(*Dubliners*, 1914) の中心的なテーマは「麻痺 (paralysis)」である。<sup>(1)</sup>「麻痺」といっても身体的な不随ではない。『ダブリンナーズ』ではもっと広い意味で捉えられており、「麻痺」にあてはまる事象は様々である。「麻痺」の事象は、19世紀前半、イギリスの植民地ダブリンの閉塞した社会状況や政治によって、また、貧しい家庭環境などによって追い詰められた人間の精神にまで見出すことができる。しかし、「死者たち」(“The Dead”) に登場するゲイブリエル・コンロイ (Gabriel Conroy) は、大学教師で収入もあり、良き家庭人である。社会的地位も高く、貧困や家庭内の不和とは無縁である。それらの点で彼は、『ダブリンナーズ』に登場する人物達とは異なっている。それでも彼は、他の短編の登場人物達と同じく「麻痺」に蝕まれているのだろうか。彼が「麻痺」に蝕まれているのであれば、彼の「麻痺」はどのように顕在化しているのだろうか。若い女性の「麻痺」の例として「イーヴリン」(“Eveline”) と家庭人の男性の「麻痺」の例として「小さな雲」(“A Little Cloud”) を選び、二つの短編における「麻痺」の特徴を探る。次にそれらの「麻痺」の特徴を踏まえ、ゲイブリエルに焦点を当て、彼の「麻痺」について一考することが本稿の目的である。

## 1. 『ダブリンナーズ』における「麻痺」

1906年5月5日付 Grant Richards宛の手紙においてジョイスは『ダブリンナーズ』の執筆の意図を次のように述べている。『ダブリンナーズ』について語る際、必ずといってよい程言及される個所である。

My intention was to write a chapter of the moral history of my country and I chose Dublin for the scene because that city seemed to me the centre of paralysis. I have tried to present it to the indifferent public under four of its aspects: childhood, adolescence, maturity and public life. The stories are

arranged in this order. I have written it for the most part in a style of scrupulous meanness. . . .<sup>(2)</sup>

ジョイスはダブリンを「麻痺の中心 (the centre of paralysis)」と捉え、それを「周到で卑劣の文体 (a style of scrupulous meanness)」で書いたという。『ダブリナーズ』のそれぞれの短編は、「幼年期 (childhood)」、「青年期 (adolescence)」、「中年期 (maturity)」、「公共生活 (public life)」という4つの相において並べられている。それぞれの短編には、どれ一つとしてハッピーエンドはない。信仰の墮落、政治家チャールズ・スチュワート・パーネル (Charles Stewart Parnell, 1846-91) のスキャンダルによる転落と死に見られる政治と歴史のトラウマ、家庭生活の束縛と才能の無さによって詩人になれないことを噛みしめる悲しみ、成就しない恋愛、無理強いされた結婚など、そのどれもがダブリンの人々の挫折のドラマであり、「麻痺」が顕在化している。“paralysis”の定義として *OED* では “A condition of utter powerlessness, incapacity of action, or suspension of activity; the state of being ‘crippled’, helpless, or impotent” と定義されている。“paralysis” という言葉をジョイスは故意に選択したのだ。ジョイスは、「動けなくなった状態」を「周到で卑劣な文体」で描いてみせた。「周到で卑劣な文体」は何か、一見、分かりにくいだが、読み手の想像力に強烈に訴える文体と捉えたい。

一つの例として「イーヴリン」を見てみたい。「イーヴリン」は「青年期」に属する短編である。「イーヴリン」は、19歳のイーヴリン・ヒル (Eveline Hill) が、亡くなった母親の代わりに生活のやりくり疲れ果て、夕方自宅の部屋で物思いにふける場面から始まる。家族への離れがたい思いはあるが、金銭的に苦しい生活、父親の過度の飲酒や暴力に対する怯えで八方塞がりの状態に陥っている。だが今や彼女は、恋人フランク (Frank) と共にブエノス・アイレス (Buenos Ayres) へ駆け落ちをしようとしている。彼女はダブリン脱出をためらっているが、彼女の母が最期、気が狂って、「—デレヴォーン・ゼローン! デレヴォーン・ゼローン! (—Derevaun Seraun! Derevaun Seraun!)」(33) とうめき声をあげながら死んでいった様子を思い出す。<sup>(3)</sup> 母のような惨めな死が、自分を犠牲にし、必死に家庭を切り盛りした結果なのだ。母のような死に方を恐れた彼女は、ついに家から逃げる決心をした。場面は「北埠頭」 (North Wall) に変わる。フランクも一緒である。彼女は自分を導いてくれるように神に祈っている。だが、船に乗る直前、彼女はダブリン脱出を拒否してしまう。最後に、彼女が恋人に向けた顔の描写は印象的である。その描写は、「彼女はなすすべもなく、無力な動物のように、彼に白い顔を向けた。彼女の目には愛のしるしも、彼のことを認めるしるしも浮かんではいなかった。(She set her white face to him, passive, like a helpless animal. Her eyes gave him no sign of love or farewell or

recognition.)」(34) となっている。「麻痺」に蝕まれた彼女の表情は、青白く無表情で、感情が無くなり、「彼のことを認めるしるし (recognition)」がない状態を示している。彼女は心身共に動けなくなってしまったのだ。<sup>(4)</sup>

C.H.Peake の指摘にあるように、イーヴリンは「家」という束縛の犠牲者である。<sup>(5)</sup> 彼女は「家」から脱出ができず、その束縛から逃れることに恐怖を感じている。恋人に向けた表情に「麻痺」の「症状」が表現されている。Clive Hart は “Dublin has so paralysed Eveline’s emotions that she is unable to love, can think of herself and her situation only by means of a series of tawdry clichés.” と彼女の恐怖を的確に指摘している。<sup>(6)</sup> 安易な直喩 (“like a helpless animal”) や単純な文の繰り返しは、彼女の身動きができない状態をよく表している。

イーヴリンと福者マルグリット＝マリ・アラコック (St Margaret Mary Alacoque, 1647-90) を同一視することが「イーヴリン」の解釈の鍵の一つである。<sup>(7)</sup> 「福者マルグリット＝マリ・アラコックさまに下されたお約束を描いた色刷り版画 (the coloured print of the promises made to Blessed Margaret Mary Alacoque)」(30) 中の「お約束 (the promises)」には、例えば、“(2) I will establish peace in their homes.” のように家庭での女性のあるべき姿が挙げられている。<sup>(8)</sup> 「お約束」を忠実に守った結果、「家」の呪縛からどうしても逃れられないイーヴリンは、聖アラコックの不幸な影絵となっている。<sup>(9)</sup>

もう一つの例として「小さな雲」(“A Little Cloud”) を取り上げたい。「中年期」に属する短編である。5年前リトル・チャンドラー (Little Chandler) は「北埠頭」にて友人のイグネイシャス・ギャラハー (Ignatius Gallaher) のロンドン行きを見送った。その後、ギャラハーはロンドンのジャーナリズム界で活躍し、成功する。一方、チャンドラーは法律事務所の事務員として働き、アニー (Annie) という女性と結婚して男の子をもうけたばかりである。今、彼は32歳である。今日は「コーレスの店」(Corless’s) という酒場で帰国したギャラハーと再会する。秋の夕暮れ、彼は終業時間を待っている。彼は詩人になるという密かな夢を抱いていた。ギャラハーが夢への一歩を後押ししてくれるのではないかと気分が高揚し、自分の詩はイングランドで必ず高く評価されると勝手に想像している。彼はコーレスの店へと行く途中、詩人としての自分の作風を思い描く。アイルランドではなく、「イングランドの批評家達 (The English critics)」(68) が自分の詩を評価してくれるだろうという期待には彼のダブリン脱出の願望が表れている。

There were so many different moods and impressions that he wished to express in verse. He felt them within him. He tried to weigh his soul to see if it was a poet’s soul. Melancholy was the dominant note of his temperament, he

thought, but it was a melancholy tempered by recurrences of faith and resignation and simple joy. If he could give expression to it in a book of poems perhaps men would listen. (68)

彼は、創作した詩を心の中であっても一語も書いていない。単純な語や重文、複文であっても簡単な文は、まるで語り手が彼の才能の無さを炙り出しているようだ。言い換えれば、チャンドラーが書くような技巧のない文章を語り手は模倣している。

二人は再会し、ギャラハーはロンドン、パリ、ベルリンの華やかさや道徳の墮落をチャンドラーに吹聴する。ギャラハーの鷹揚な態度に圧倒されたまま、チャンドラーは帰宅する。帰宅した彼は、妻のおかげで整理された部屋の中で一人、幼子を抱きながら、ジョージ・ゴードン・バイロン (George Gordon Byron) の詩を読み始める。その詩は詩集『怠惰な時間の断章』 (*Hours of Idleness*, 1807) の一つである。周知の通り、ロマン派詩人バイロンは、貴族でケンブリッジ大学出のエリートであり、数々の恋愛遍歴を経て、最期まで劇的な人生を送った。彼は、政治、宗教などの偽善を攻撃したり、『チャイルド・ハロルドの遍歴』 (*Child Harold's Pilgrimage*, 1812-18) のような放浪詩も書いた。平凡で単調な生活を送るチャンドラーはバイロンに憧れている。詩に夢中になっている途中、幼子が泣き始める。いくらなだめても泣きやまないで、ついにチャンドラーは、「泣くのをやめろ (—Stop!)」(80) と怒鳴ってしまう。驚いた幼子は痙攣を起こし、もしこの子がこのまま死んでしまったらと彼は動揺する。そこへ妻のアニーが帰って来て、彼の言い訳も聞かず、幼子をなだめる。最後に彼は悔恨の涙を流す。

Little Chandler felt his cheeks suffused with shame and he stood back out of the lamplight. He listened while the paroxysm of the child's sobbing grew less and less; and tears of remorse started to his eyes. (81)

ほおを膨らませて泣くチャンドラーはまるで子どものようだ。Margot Norris は、“Chandler is consequently physically entrained in domestic confinements on the evening he is least conditioned to tolerate them” と指摘している。<sup>(9)</sup>「夫」、「父親」、「家長」という役割は、彼には荷が重いのだ。詩人の才能もなく、詩人になる夢を見ながら、彼は生きるしかない。

アニーが抱いている幼子は激しく泣いている一方、チャンドラーは大人の態度に似つかわしく、静かに泣いている。本来であれば、大泣きをしたのは幼子ではなく、夢が叶わないチャンドラーである。しかし、幼子が大泣きをしている。<sup>(10)</sup> 静かに泣くことでチャンドラーは、大人の子どものなってしまった。これも「麻痺」のやりきれ

ない「症状」である。文体も重文の繰り返しであり、文体の繰り返しを考慮すると、彼はこれ以上「身動きができない」状態に陥っている。

ジョイスは、ダブリンの人々の「麻痺」を『ダブリナーズ』で描いてみせた。『ダブリナーズ』の出版の1914年、そして各物語の舞台の年、アイルランド文芸復興運動が盛んだった。文芸復興運動の特徴を定義することは困難だが、一般的な定義として以下のそれが分かりやすい。

ファーガスンが詩に、オグレイデイが散文に古代アイルランドの口碑伝説をよみがえらせると、それに刺激されて、アイルランド本然の文学として復活させようとする機運や運動が盛りあがってくる。この運動は十九世紀後期から二十世紀の初頭にかけて続き、「アイルランド文芸復興」とか、「ケルティック・ルネサンス」とかの名で呼ばれる。アイルランドの自治に関する政治運動の、いわば「文化面」として出発したこの運動は、アイルランドの文学をイギリス文学の影うすい反映ではなくして、名実ともに独立した文学として再生しようというのが大きな眼目であった。<sup>(11)</sup>

文芸復興運動の具体的な中身は、アイルランド語の普及活動、アイルランドの神話や伝説の再話などである。ジョイスからすれば、こうした文学運動は、アイルランドの現実を直視せず、愛国主義的で狭量な文学運動であり、彼はそのような文学運動に認める所はあったものの不満であった。繰り返しになるが、彼は、「イーヴリン」や「小さな雲」にみられるように、アイルランド、そしてダブリンを直視したかったのである。

『ダブリナーズ』に対するジョイスの意気込みは次の手紙において知ることができる。1905年10月15日付 Grant Richards宛の手紙である。

I do not think that any writer has yet presented Dublin to the world. . . . From time to time I see in publishers' lists announcements of books on Irish subjects, so that I think people might be willing to pay for the special odour of corruption which, I hope, floats over my stories.<sup>(12)</sup>

彼は特に自分とほぼ同じ階級の人々に焦点を当てている。彼らは精神的にはカトリック、政治や経済の面ではイギリスに支配されている。心身共に疲弊したダブリンの人々をジョイスは描きたかった。彼は、「麻痺」を直接的あるいは説明的に描くのではなく、「周到で卑劣な文体」によってただ仄めかしており、読者の想像力にどこまでも訴えている。ジョイスは、この「仄めかし」を「墮落の独特の臭気 (the special odour of corruption)」と言い表した。想像力を駆使しながら、読みを綿密に組み立てる読者は、

ダブリンの人々の「麻痺」の実体を効果的に知ることになる。「周到で卑劣な文体」の技巧によって、ジョイスはダブリンの人々の特有の「麻痺」を徹底的に描いてみせようとしたのである。

## 2. ゲイブリエル・コンロイのプロフィール

『ダブリンナーズ』の最後を飾る「死者たち」だけが中編となっている。「死者たち」について、ジョイスの意図は次の手紙の中で示されている。1906年9月25付の Stanislaus Joyce 宛でこれもまた有名な文面である。

Sometimes thinking of Ireland it seems to me that I have been unnecessarily harsh. I have reproduced (in *Dubliners* at least) none of the attractions of the city for I have never felt at my ease in any city since I left it except in Paris. I have not reproduced its ingenuous insularity and its hospitality. The latter 'virtue' so far as I can see does not exist elsewhere in Europe.<sup>(13)</sup>

アイルランドに対するジョイスの態度は今までと異なっている。「飾り気のない島国性と歓待の精神 (its ingenuous insularity and its hospitality)」という長所、特にアイルランドの「歓待の精神」を先行の短編では表現しなかったという。アイルランド及びダブリンに対する肯定的なジョイスの態度を素直に受け止めて、「死者たち」を読むべきなのだろうか。確かに「死者たち」は招待客に対するモーカン姉妹 (Misses Morkan) の歓待の物語である。また、「死者たち」にはパーティーの参加者達の思いやりや気遣いが描かれている。ゲイブリエル・コンロイも善意に溢れた人として登場する。

「死者たち」の時はおそらく1904年1月6日であり、この日はモーカン姉妹の例年の舞踏会が開かれる。アッシャーズ・アイランド (Usher's Island) の二階が住居兼会場である。夜の10時過ぎ、モーカン姉妹はゲイブリエルと妻のグレッタ (Gretta) の到着を待ちわびている。ゲイブリエルは、亡くなった姉エレン (Ellen) の息子であり、モーカン姉妹のお気に入りの甥である。彼について考察するために、テキストの中の断片をつなぎ合わせて彼のプロフィールを探してみたい。

ゲイブリエルの母エレンは、「港湾管理局の T.J. コンロイ」 (T.J. Conroy of the Port and Docks) と結婚した。T.J. コンロイは社会的な地位の高い相手であった。彼との結婚により、彼女の社会的地位も高くなった。上位の社会的地位に駆け上ったエレンは、コンロイ家の尊厳を守る女性となり、そのため、息子たちの名前も自分で決めた。それゆえ、ケイト叔母はエレンのことを「モーカン家の知恵袋 (the brains of carrier

of the Morkan family)』(186)と呼んでいる。彼の弟のコンスタンティン(Constantine)は、母の教育のおかげでダブリンからおよそ20マイル離れたバルブリガン(Balbriggan)で「主席助任司祭」(senior curate)に就くことができた。<sup>(14)</sup> ゲイブリエルは「王立大学」(Royal University)で学位を取得した。高等教育を受けた輝かしい経歴は母のおかげであり、ゲイブリエルは大学教師の職に就くことができた。妻のグレタとの間にはトム(Tom)とエヴァ(Eva)の二人の子供がいる。彼らの住まいは高級住宅地のモンクスタウン(Monkstown)にある。この夜ゲイブリエル夫妻は、ダブリンでも高級ホテルであり、Sackville Street(現在はO'Connell Street)に面しているグresham・ホテル(Gresham Hotel)に宿泊することになっている。

以下の描写は、コンロイ夫妻がモーカン姉妹の所にようやく到着した時の場面である。ゲイブリエルが妻と子供達にとってよき夫、よき父親であることが以下の描写から伝わってくる。ケイト叔母とグレタのやりとりである。

— Don't mind him, Aunt Kate, she said. He's really an awful bother, what with green shades for Tom's eyes at night and making him do the dumb-bells, and forcing Eva to eat stirabout. The poor child! And she simply hates the sight of it! . . . O, but you'll never guess what he makes me wear now!

She broke off into a peal of laughter and glanced at her husband, whose admiring and happy eyes had been wandering from her dress to her face and hair. The two aunts laughed heartily too, for Gabriel's solicitude was a standing joke with them. (180)

彼の年収ははっきりとわからないが、例えば、「デイリー・エクスプレス」(*The Daily Express*)の週一回の書評の謝礼は15シリングである。イーヴリンの週給が7シリングということを考えてすれば、かなりの額である。彼は上流とまではいかないが、安定した中流階級に属している。よき大学教師、よき父親、よき夫であり、親類や他人に対して思いやりに溢れた人間であり、欠点が見当たらない。彼は、各短編に登場する人物達とは異なり、「麻痺」とは無関係の人のようだ。<sup>(15)</sup>

### 3. ゲイブリエル・コンロイの価値観

アッシュャーズ・アイランドに到着してから、ゲイブリエルはパーティーの参加者たちとは教養の面で違いを感じている。彼は、応接間の外でワルツが終わるのを待つ間、パーティーの締めスピーチにロバート・ブラウニング(Robert Browning)の詩を引用するかどうか逡巡している。その時の描写は、「靴の踵を鳴らす男たちの無作法

な音や、靴底を引きずる音を聞いていると、自分とは教養の程度が違うことをあらためて思い知らされる。(The indelicate clacking of the men's heels and the shuffling of their soles reminded him that their grade of culture differed from his.)」(179) とある。彼は、「靴の踵を鳴らす男たちの無作法な音」、「自分とは教養の程度が違うこと」を認識している。ブラウニングはヴィクトリア朝の詩人で難解だが、人気のある詩人であった。例えば、ブラウニングについて、「経済的、物質的に余裕をもつ典型的な中流階級のイギリス人であった。典型的なヴィクトリア朝人であったと言い換えてもよい」という指摘もある。<sup>(16)</sup> 彼はイングランドの詩人を好んで読み、自分の教養について優越感を抱いている。

一方、当時、アイルランド文芸復興運動が盛んであった。例えば、1903年、W.B. イェイツ (W. B. Yeats) が「アイルランド国民演劇協会」(Irish National Theatre Society) の会長になった。同年、詩ではダグラス・ハイド (Douglas Hyde) が詩集『ラフタリーにちなむ歌』(*Songs ascribed to Raftery*, 1903) を編纂し、エイ・イー (A.E) は『神聖なまぼろし』(*The Divine Vision*, 1903) を書いた。戯曲では、ジョン・ミリングトン・シング (John Millington Synge) が『谷かげにて』(*In the Shadow of the Glen*, 1903) というウィックロー (Wicklow) を舞台とした戯曲を書いた。小説ではジョージ・ムア (George Moore) が『ダブリナーズ』と比較される短編集『未耕地』(*The Untilled Field*, 1903) を発表した。

続いて、1904年、「アベイ座」(The Abbey Theatre) という文芸復興運動において重要な役割を果たす劇場が設立された。戯曲ではグレゴリー夫人 (Lady Gregory) が『噂の広がり』(*Spreading News*, 1904) というコミカルな作品を発表し、シングは『海へ騎り行く者たち』(*Riders to the Sea*, 1904) という「アラン諸島」(Aran Isles) を舞台とした戯曲を書いた。以上はごく一部だが、「死者たち」と同時期、文芸復興運動は大いに盛んだった。<sup>(17)</sup>

しかしゲイブリエルは文芸復興運動に背を向け、見下してもいる。ダンスをしている間、愛国主義者のミス・アイヴァーズ (Miss Ivors) にアラン諸島を訪問することを勧められる。

— Oh, Mr Conroy, will you come for an excursion to the Aran Isles this summer? We're going to stay there a whole month. It will be splendid out in the Atlantic. You ought to come. Mr Clancy is coming, and Mr Kilkelly and Kathleen Kearney. It would be splendid for Gretta too if she'd come. She's from Connacht, isn't she?

— Her people are, said Gabriel shortly. (189)

「コナハト」(Connacht) はアイルランド西部にあり、アラン諸島ではアイルランド語が話されている。アイルランド西部は、アイルランドの伝統が生きている理想郷として見なされていた。グレタはアイルランド西部地方の「ゴールウェイ」(Galway) 出身だが、この事実をゲイブリエルは認めたくない。彼の母はグレタとの結婚に反対し、彼女のことを「田舎出のずる賢い女 (country cute)」(187) と悪口を言っていた。

ゲイブリエルは夏休暇の間、フランス、ベルギー、ドイツにサイクリングツアーに行くつもりだと答える。なぜアイルランドではなく、大陸に行くのかとミス・イヴァーズに詰問されて、ついに彼は本音を言ってしまう。

— And why do you go to France and Belgium, said Miss Ivors, instead of visiting your own land?

— Well, said Gabriel, it's partly to keep in touch with the languages and partly for a change.

— And haven't you your own language to keep in touch with — Irish? asked Miss Ivors.

— Well, said Gabriel, if it comes to that, you know, Irish is not my language. (189)

「アイルランド語は私の言語ではない」と答え、「ぼくは自分自身の国にうんざりしているんだ、本当にうんざりしてるんだ!(I'm sick of my own country, sick of it!)」(190) とゲイブリエルは述べている。アイルランド独自のすぐれた文学作品が発表されているにもかかわらず、彼はそれらが劣っていると見なしている。彼は、イングランドや大陸の文化や文学を評価している。大陸で流行しているゴム靴のゴロシュ (Goloshes) を履いていることもささやかだが、その証左である。

#### 4. ゲイブリエル・コンロイの感傷

パーティーが終わり、朝方フレディ・マリンス (Freddy Malins) と彼の母、ミスター・ブラウン (Mr Browne) が馬車で帰った後、ミスター・バーテル・ダーシー (Mr Bartell D'Arcy) が「オクリムの乙女」(*The Lass of Aughrim*) の断片を歌った。グレタは階段の手すりに寄りかかり、その歌をうっとりして聴いている。一方、ゲイブリエルは妻のその姿を見て、妻に対して感傷的な気持ちになる。

There was grace and mystery in her attitude as if she were a symbol of something. He asked himself what is a woman standing on the stairs in the shadow, listening to distant music, a symbol of. If he were a painter he would

paint her in that attitude. Her blue felt hat would show off the bronze of her hair against the darkness and the dark panels of her skirt would show off the light ones. *Distant Music* he would call the picture if he were a painter. (211)

ゲイブリエルは画家になったつもりで、グレタの姿勢、フェルト帽の青い色、ブロンズ色の髪、スカートの暗い色を際立たせて描写している。言い換えれば、自分の額縁に彼女をはめこんでいる。この場面から彼の思いと彼女の思いの乖離が始まっている。

この場面からゲイブリエルのグレタに対する一人よがりの感傷を見出すことができる。彼はグresham・ホテルの部屋に入り、妻と早く二人きりになりたい、妻も同じことを思っているのだと考えている。彼は彼女に求愛していた過去を思い出す。次は彼女から手紙をもらった場面である。手紙の内容は、おそらく彼女が結婚を承諾した返信であろう。

A heliotrope envelope was lying beside his breakfast-cup and he was caressing it with his hand. Birds were twittering in the ivy and the sunny web of the curtain was shimmering along the floor: he could not eat for happiness. (214)

第1文と第2文は“and”で接続された重文となっており、単純な構文である。朝食時、薄紫色の封筒がコップのそばに置いてあり、彼はそれを彼女の分身であるかのように優しく撫でている。鳥たちのさえずり、カーテンの網目からの光のゆらめきは、彼の「幸せ (happiness)」な気持を反映している。「幸せ」を表現するつもりなのだろうが、単調な重文の繰り返しや感傷的な表現は、教養ある大学教師の気持の反映とは思えないほど単純である。彼の感傷はさらに続く。

For the years, he felt, had not quenched his soul or hers. Their children, his writing, her household cares had not quenched all their souls' tender fire. In one letter that he had written to her then he had said: *Why is it that words like these seem to me so dull and cold? Is it because there is no word tender enough to be your name?* (215)

地の文とラヴレターの内容は、やはり単純で感傷的である。テーブルトークで昔の歌手を称賛したパーティーに参加した人たちは、過去を美化したが、彼らと同じように彼は過去を美化しつつ回顧している。

ホテルの一室で二人きりになると、ゲイブリエルの思いに反して、グレタは、「オクリムの乙女」を歌っていたマイケル・フュアリー (Michael Furey) を思い出した

と告白し、すすり泣く。マイケルは、彼女がゴールウェイに住んでいた頃、彼女の恋人だったが17歳で夭折した。ゲイブリエルは彼の死因を「結核」(consumption)だったのかと尋ねるが、「—彼はわたしのために死んだんだと思うわ、と彼女は答えた。(— I think he died for me, she answered.)」(221) とグレッタは答える。マイケルは、いい歌声を持ち、芸術家気質の青年だった。Susan Sontag は、結核の特徴について、“The melancholy character – or the tubercular – was a superior one (disease) : sensitive, creative, a being apart.”と指摘している。<sup>(18)</sup> Sontagは、そのような芸術家の例として、夭折した詩人ジョン・キーツ (John Keats) の名前を挙げている。<sup>(19)</sup> マイケルは結核で死んだのかとゲイブリエルが尋ねる理由として、結核に伴う紋切り型のイメージにゲイブリエルがからめとられているからだろう。文学を教える彼は、ロマン派詩人について通暁していたはずである。

グレッタが、マイケルは私のために死んだと答えると、ゲイブリエルは病名ではない答えに動揺する。冷たい雨が降る中、彼女に会いに来た病身のマイケルは、「でも、あの子は、生きてなんかいたくないって言うの。(But he said he did not want to live.)」(223) と言った。マイケルはグレッタに生きたくないとわざわざ伝えに来たのである。Sontag が、“TB was represented as the prototypical passive death. Often it was a kind of suicide.”<sup>(20)</sup> と指摘しているように、マイケルの死は、死を待つだけの受け身的な死であり、自殺行為である。テーブルトークで皆が昔の歌手の賛美をしている時、ゲイブリエルはその話に加わらない。彼は自分の存在を消しているかのようだ。過去の理想化や死は彼にとって無縁だと考えているからだろう。みずから死を求めることに、彼は全く考えが及ばなかった。それゆえ、グレッタの告白に恐怖を感じたのだろう。次は死者（おそらくマイケル）が彼に近づいて来る描写である。

A vague terror seized Gabriel at this answer as if, at that hour when he had hoped to triumph, some impalpable and vindictive being was coming against him, gathering forces against him in its vague world. (221-22)

死者が近づいているとゲイブリエルは恐れている。『ダブリナーズ』の特徴である不在の存在が生ける者に及ぼす影響である。この影響は、例えば、「蔦の日の委員会室」(“Ivy Day in the Committee Room”)に見られるパーネルの不在の影響が想起される。ミスター・ハインズ (Mr Hynes) が、「パーネルの死—1891年10月6日」(“The Death of Parnell 6th October 1891”)という自作の詩を読み上げると、この詩を聴いた者たちは一瞬静まり、拍手をする。そしてまた黙りこむ。政治家パーネルの死及び不在を、酒とわずかな報酬のために選挙活動をする人たちでさえも再認識している。すなわち、パーネルの偉大さとけちな人たちの狭量さの対比が浮かび上がっている。

しばらく時間が経ち、ゲイブリエルはグレタが眠っている姿を見る。妻を抱きしめたいという感情の高まりを客観視し、ジュリア叔母 (Aunt Julia) の死を予感し、さらに死そのものを意識している。そしてグレタの側に横たわり、彼は涙を流す。

Generous tears filled Gabriel's eyes. He had never felt like that himself towards any woman but he knew that such a feeling must be love. (224)

「寛大な涙 (Generous tears)」の“Generous”には、「—あなたは寛大な人ね、ゲイブリエル、と彼女は言った。(—You are a very generous person, Gabriel, she said.)」(219)というグレタの言葉が反映されている。ゲイブリエルは彼女の言葉をなぞることで自分の感傷を表現している。彼は、「こんな感情が女性に対する愛に違いない」と思っているが、この思いを読み手は素直に受け止めてよいのだろうか。やはり、彼の感傷しか見出せない。エンディングまで続く文章には、彼の眠りゆく意識が描かれている。彼の意識は、雪が降るイメージを伴いながらアイルランドの西部へとそして宇宙へと時空を超える。

Yes, the newspapers were right: snow was general all over Ireland. It was falling on every part of the dark central plain, on the treeless hills, falling softly upon the Bog of Allen and, farther westward, softly falling into the dark mutinous Shannon waves. It was falling, too, every part of the lonely churchyard drifted on the crooked crosses and headstones, on the spears of the little gate, on the barren thorn. His soul swooned slowly as he heard the snow falling faintly through the universe and faintly falling, like the descent of their last end, upon all the living and the dead. (225)

雪が降ることへの言及は、メアリー・ジェーン (Mary Jane) の「今朝の新聞によるとアイルランドじゅうに雪が降っているとか。(I read this morning in the newspaper that the snow is general all over Ireland.)」(212)という直接話法の反映である。西部への意識は、ミス・アイヴァーズの示唆の反映、マイケルが埋葬されている墓地への言及はグレタの告白の反映である。

「死者たち」の最後のゲイブリエルが眠りゆく意識は、確かに叙情的であり、評価されるかもしれない。しかし、この意識は、一日の出来事で見聞きした言葉の寄せ集めによって構成されているといっても過言ではない。彼の感傷はカタルシスの効果はあるものの、現実を直視していない。自分の感傷を「雪が降ること」に託したのだ。“snow”は代名詞も含めると4回、“falling”は6回繰り返されている。加えて、“falling

faintly”と“faintly falling”に見られる頭韻は文学者ゲイブリエルならではの技巧であるが、自己陶酔的である。彼は感傷に耽溺し、感傷という「麻痺」に蝕まれている。

Kevin Whelanによると、ゲイブリエルの眠りゆく意識において雪が降る描写は、ジョージ・ムアの『モスリンのドラマ』(*A Drama in Muslin*, 1886)と間テキストの関係にあるという。<sup>(21)</sup>『モスリンのドラマ』の女性主人公アリス・バートン(Alice Barton)が、夜、雪が降るのをじっと見つめる場面がある。この場面が、ゲイブリエルの眠りゆく意識の描写と対応する。アリスは、収入面で条件のよい男性との結婚以外、女性には人生の選択肢がないと苦悩している。

And pallid even as the snow, the scroll that held her life's history was unfolded; and with agonized mind she strove to read the decrees of Fate. But through her gazing eyes the plain of virginal snow, flecked with the cold blue shadows of the trees, sank into her soul, bleaching it of every of joy; and, gathering suggestions from the surroundings, she saw a white path extending before her — a sterile way that she would have to tread — a desolate way, with no songs in its sullen air, but only sad sighs, and only stainless tears, falling, falling, ever falling — falling silently. (97-8)

アリスは、結婚相手として選ばれる見込みがなく、将来に絶望して両手の中に顔をうずめ、自立するために何か仕事をしたいと強く願っている。しかし、今は、雪が降るのを彼女はじっと見つめ、積雪の中の道なき道に将来に対する不安を重ねている。雪の降下が涙を流すことの隠喩となっている。ジョイスはムアをじゅうぶん意識していた。例えば、『ユリシーズ』(*Ulysses*, 1922)の第9挿話において、ムアの主催による若手の文学者の集いが言及されている。

「死者たち」の最後の文体には物語内外での先行する言葉や文が散見されるので、オリジナルの文体とは完全には言えない。ジョイスとゲイブリエルは先行の文体を模倣している。ゲイブリエルの感傷は、寄せ集めの言葉でしか表現できていない。

## おわりに

『ダブリナーズ』の「麻痺」とは、「イーヴリン」の場合、イーヴリンが「家」という制度に強く束縛されてしまい、「家」からもダブリンからも脱出できない。結果、精神が麻痺し、恋人も認識できず、心身共に動かなくなってしまった悲惨な状態に陥る。「小さな雲」において、リトル・チャンドラーは、「家父長」、「父」、「夫」という3つの役割に対して完全に力不足である。加えて、彼は、詩人の才能がなく、結局、

詩人になれないと悟っている。そのフラストレーションの結果として静かに泣いてしまう。彼は、いわば、大人の子どもになってしまった。「死者たち」のゲイブリエル・コンロイは、感傷という「麻痺」に蝕まれている。その場にとどまってしまう、これ以上「身動きができない」という点でイーヴリン、リトル・チャンドラー、ゲイブリエルは共通している。

ジョイスは『ユリシーズ』(*Ulysses*, 1922)において再びダブリンを描いた。『ユリシーズ』、そして『フィネガンズ・ウェイク』(*Finnegans Wake*, 1939)では、「麻痺」の「症状」は見当たらない。「麻痺」というテーマをジョイスは『ダブリナーズ』で描き切ったと言える。スティーヴン・デーダラス (Stephen Dedalus)、続いて、レオポルド・ブルーム (Leopold Bloom)、モリー・ブルーム (Molly Bloom)、そしてハンフリー・チップデン・エアウィッカー (HCE)、アナ・リヴィア・プルーラベル (ALP)、シェム (Shem) とショーン (Shaun)、イシー (Issy) とスティーヴンを除いて多面的側面を持つ人物たちを造形することで、ジョイスは作家として成熟してゆく。彼は独自のテーマなり思想を深めてゆくタイプの作家ではなく、どちらかというと、書法や技巧を展開するタイプの作家である。仮に「麻痺」をテーマにして作品を書き続けても、彼は英語文学史の片隅に名前を残すのみだっただろう。

## 注

- (1) 「姉妹」("The Sisters") の冒頭で主人公の少年が、親しい神父の死が近いことを予想しながら「麻痺」("paralysis") とそとつぶやいている。少年が覚えたての言葉をつぶやいているのと同時に、『ダブリナーズ』の中心となるテーマをジョイスは早速埋め込んでいると私は捉えている。
- (2) *Letters* II, 134.
- (3) "the end of pleasure is pain." や "the end of song is raving madness." を意味するなまったアイルランド語など諸説ある (Gifford, 51-2)。Attridge は、ジョイス作品におけるオノマトペを "lexical onomatopoeia" と "nonlexical onomatopoeia" に区別した (Attridge, 55)。イーヴリンの母の最期のうめき声は、無意味かもしれないが、一方、様々な解釈を可能にするので二種類のオノマトペの中間にあると解したい。なお、以下、*Dubliners* からの引用は Penguin Books 版を用い、括弧内にページ数を示す。この版は Viking Critical Library edition (1969) を基にしている。日本語訳は結城英雄訳を参照したが、適宜、変更を加えた。
- (4) 奥原は、イーヴリンがフランクと共に彼女を束縛する家庭及びダブリンから脱出することができたという David Ben-Mere の解釈を紹介している (奥原, 99)。つまり、イーヴリンは「麻痺」から逃れることが出来たという読みも可能である。
- (5) C.H.Peake の指摘は次の通り。"She is a victim of those idols whom Stephen Dedalus declares he will not serve — home, Fatherland and Church — and unlike him, cannot say, 'I do not fear . . . to leave whatever I have to leave.'" (23)。イーヴリンは「家」、「祖国」、「カトリック」の制度に束縛されており、それらの制度からどうしても逃げ出すことができない。

- (6) Hart, 51.
- (7) Torchiana, 68-76. Torchiana は、Frank と Eveline をそれぞれキリストとマルグリット = マリ・アラコックになぞらえている。マルグリット = マリ・アラコックはキリストを受け入れたが、一方、イーヴリンは救済者たるフランクを拒否した。例えば、Torchiana は次のように指摘している。“In other words, she rejects the call of her savior, establishes the rail as a barrier, and turns the possible sacrament or union of hearts into a black mass rather than any elevation sacred to her own name and the connotations of Melbourne and Buenos Ayres.” (75)。
- (8) Gifford, 49.
- (9) Norris, 119.
- (10) 本来大泣きをする人はチャンドラーであるが、代わりに息子が大泣きをしており、そこにアイロニーがあると横内は読んでいる。(横内、189-90)。
- (11) 尾島庄太郎・鈴木弘、47。
- (12) *Letters* II, 122-23.
- (13) *Letters* II, 166.
- (14) 『新カトリック大事典Ⅲ』によれば、“curate”とはカトリックでは「助任司祭」で、「助任司祭とは主任司祭の協同者であり、またその労苦にあずかる者として、主任司祭の権威のもとに司牧的役務に助力する司祭である」(332)。推測すれば、助任司祭は主任司祭の補佐をするので、教区において高い地位にある。
- (15) コンロイ家は、当時、カトリックとしてはかなりの富裕層であった(河原、357-60)。
- (16) 富士川義之、325。
- (17) 尾島庄太郎・鈴木弘、181。
- (18) Sontag, 32.
- (19) Sontag, 32.
- (20) Sontag, 24.
- (21) Whelan, 72-3. Alice が雪を見つめる描写はジョイスに影響を与えたと Kevin Whelan は指摘している。その指摘は次の通り。“This passage influenced Joyce, from the highly polished Paterian patina even to the celebrated chiasmic cadence of the “falling faintly” — “faintly falling” snow. Joyce has also redeployed Moore’s use of a figure gazing through a window at snow as a metaphor for desolate detachment and isolation, and the snow as a proleptic evocation of future psychological pain.”(73)。また、結城は、ジョイスとムアは敵対関係にあったと結論づけてはいるものの、ジョイスがムアに負う所もあり、雪が降る描写は『モスリンのドラマ』と『むなしき運命』(*Vain Fortune*, 1895) の場面が混在していると指摘している(結城、56)。

## 参考文献

- Attridge, Derek. *Forms of Modernist Fiction: Reading the Novel from James Joyce to Tom McCarthy*. Edinburgh UP, 2023.
- Ellmann, Richard, eds. *Letters of James Joyce*, vols II and III. Faber and Faber, 1966.
- Gifford, Don Creighton, *Joyce Annotated: Notes for Dubliners and A Portrait of the Artist as a Young Man*. 2nd ed. U of California P, 1982.
- Hart, Clive, eds. *James Joyce’s Dubliners: Critical Essays*. Faber and Faber, 1969.
- Joyce, James. *Dubliners*. Penguin Books, 2000.
- . *Ulysses*. Edited by Hans Walter Gabler and Wolhand Steppe and Claus Melchior. Random House, 1986.

- Moore, George. *A Drama in Muslin*. Colin Smythe, 1981.
- Norris, Margot. *Suspicious Readings of Joyce's Dubliners*. U of Pennsylvania Press, 2003.
- Peake, C.H. *James Joyce: The Citizen and the Artist*. Stanford UP, 1977.
- Sontag, Susan. *Illness as Metaphor and AIDS and Its Metaphors*. Anchor Books, 1989.
- Torchiana, Donald T. *Backgrounds for Joyce's Dubliners*. Allen and Unwin, 1986.
- Whelan, Kevin. "The Memory of "The Dead." *The Yale Journal of Criticism*. vol.15. no. 1, 2002. pp. 59-97.
- 奥原宇「難を逃れたエヴリン—フランク女術<sup>せげん</sup>説再考」『ジョイスの罨—『ダブリナーズ』に嵌る方法』言叢社、金井嘉彦・吉川信編、2016年、99-118。
- 尾島庄太郎・鈴木弘『アイルランド文学史』北星堂書店、1977年。
- 河原真也「「死者たち」にみるカトリック中流階級の諸相—ウェスト・ブリトン／大学問題／アイルランド西部」『ジョイスの罨—『ダブリナーズ』に嵌る方法』言叢社、金井嘉彦・吉川信編、2016年、353-72。
- 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典Ⅲ』研究社、2002年。
- 富士川義之編『対訳ブラウニング詩集—イギリス詩人選 (6)』岩波書店、2005年。
- 結城英雄「アイルランド文学ルネサンスとジェイムズ・ジョイス (2) —ジョージ・ムアとジェイムズ・ジョイス—」『法政大学文学部紀要』、第65号、2012年、49-62。
- 横内一雄「晴れのち曇り、所によって雨—「小さな雲」の気象学」『ジョイスの罨—『ダブリナーズ』に嵌る方法』言叢社、金井嘉彦・吉川信編、2016年、181-97。

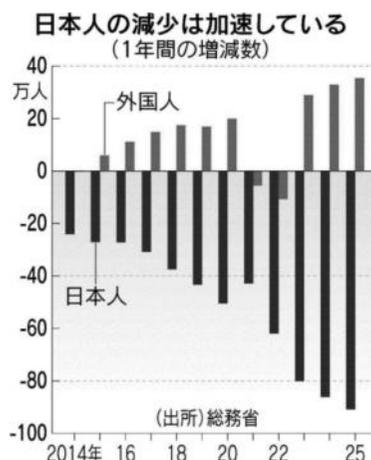
# 観光産業を基軸とした 地域活性化に関する一考察

齋藤 高志

## 1. はじめに

総務省の令和7年1月1日現在の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数の調査」によれば、日本人住民の人口は、調査開始（昭和43年）以降、平成21年をピークに16年連続で減少し、外国人住民の人口は、調査開始（平成25年）以降最多となっている。すなわち、図1が示すように、日本人人口の減少は加速する一方で、外国人住民の割合は増加している。特に日本国籍を有する自然人の出生が減ると共に外国人留学生や日本国内で就労を行う永住希望者等が増えている。この調査結果を踏まえ筆者は、日本では出生率の低下により人口減少が進むが、都市部では外国人移住や地方からの流入により一定の社会増が続くものの、日本人の減少数が外国人の増加数を上回っていることから日本の人口減少は継続すると予測する。つまり日本人の労働力確保と、人口減少を補完する外国人人材の安定的・計画的な活用は、日本社会が抱える構造的な課題である。この課題を克服するには、国内外の人材を日本社会の一員として取り込む視点が必要である。

図1 住民基本台帳（令和7年1月1日現在）に基づく日本の人口動態



出所：日本経済新聞（2025）「日本人の減少が過去最大90万人 外国人11%増、労働力依存」から転載

人口が減少することで、地域経済の規模が縮小し、商業施設の減少といった地域内

サービス水準の低下だけでなく、道路、鉄道、上下水道などの都市生活を営むために不可欠なインフラの維持管理が不可能になっていく恐れがある。日本の各地域が存続し、住民が豊かな生活を続けていくためには、今後迎える様々な構造変化に対して適切に予測を行いながら準備を進めていく必要がある。

観光業は、COVID-19による世界的な感染症対策によって、対面接触を極力避ける措置が取られたため、都市間の移動だけでなく地域内の人的交流が少なくなり宿泊業や運輸業、小売業などの主要観光業が大きな打撃を受けた。しかし筆者は、支出を誘引しやすいことや、観光需要の多様化が進んだことにより、複数の業種が連携を進めることで、観光業をコアとした多様な業態で構成される観光産業を形成し、多くの都市で事業展開することが可能な産業となると考える。

表1は、観光庁（2025）「旅行・観光消費動向2024年 年間値（確報）」で報告された、日本人の国内外旅行と訪日外国人の観光消費額を示している。COVID-19によって、2020年から2022年は海外渡航が規制を受けたため、ほとんどの観光需要は大きく減少した。しかし収束に伴って観光需要は回復している。表1の旅行消費額は、2024年に34.3兆円とCOVID-19以前を上回るV字回復を遂げている。同調査は表2では、日本人国内旅行1人1回当たり旅行支出（旅行単価）が宿泊旅行で対前年比9.7%増、日帰り旅行で対前年比2.7%増、国内旅行全体で5.8%増とも報告しており、旅行単価の増加が全体額を押し上げている。筆者は、旅行消費額の増加と旅行単価の増加を踏まえ、多様な観光産業が連携して生み出す高付加価値型の観光商品への潜在的な市場ニーズが高まっていると推測する。

表1 旅行消費額の推移（2015年～2024年） （単位：兆円）

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
日本人国内 宿泊旅行	15.8	16.0	16.1	15.8	17.2	7.8	7.0	13.7	17.8	20.3
日本人国内 日帰り旅行	4.6	4.9	5.0	4.7	4.8	2.2	2.2	3.4	4.1	4.8
日本人海外旅行 （国内分）	1.0	1.1	1.2	1.1	1.2	※1 0.3	※1 0.1	※1 0.6	0.9	1.0
訪日外国人旅行	3.5	3.7	4.4	4.5	4.8	※2 0.7	※2 0.1	※2 0.9	5.3	8.1
合計	24.8	25.8	26.7	26.1	27.9	11.0	9.4	18.7	28.1	34.3

※1 「日本人海外旅行（国内分）」は、新型コロナウイルス感染症の影響により試算値

※2 「訪日外国人旅行」は、新型コロナウイルス感染症の影響により試算値

注）四捨五入した値を表示しているため、個々の数字の合計は必ずしも総数と一致しない。

出所：観光庁（2025）から転載

表2 日本人国内旅行1人1回当たり旅行支出(旅行単価)(確報) 単位:円/人

国内旅行全体	うち宿泊旅行						うち日帰り旅行		
	旅行単価	2019年比	前年比	旅行単価	2019年比	前年比	旅行単価	2019年比	前年比
	2015年	33,750		+9.1%	50,520		+8.1%	15,758	
2016年	32,687		-3.2%	49,234		-2.5%	15,602		-1.0%
2017年	32,606		-0.2%	49,732		+1.0%	15,526		-0.5%
2018年	36,462		+11.8%	54,300		+9.2%	17,285		+11.3%
2019年	37,355		+2.4%	55,054		+1.4%	17,334		+0.3%
2020年	33,994	-9.0%	-9.0%	48,361	-12.2%	-12.2%	16,596	-4.3%	-4.3%
2021年	34,221	-8.4%	+0.7%	49,270	-10.5%	+1.9%	17,348	+0.1%	+4.5%
2022年	41,069	+9.9%	+20.0%	59,042	+7.2%	+19.8%	18,532	+6.9%	+6.8%
2023年	44,034	+17.9%	+7.2%	63,253	+14.9%	+7.1%	19,027	+9.8%	+2.7%
2024年	46,585	+24.7%	+5.8%	69,362	+26.0%	+9.7%	19,533	+12.7%	+2.7%

出所:観光庁(2025)から転載

図1と表1及び表2は、人口減少に伴う労働力不足という構造的な課題と、観光業の需要回復という市場の将来的な成長の可能性という二つの重要な事実を示している。本論は、これらの課題に対応するため、ICT技術と異業種連携を活用した「ネットワーク活用型産業集積」の形成が、観光産業を基軸とした地域経済の持続的な発展に不可欠であると仮定する。以下では先行研究(経済基盤説、ソローモデル)を踏まえ、特に技術革新とネットワーク形成が持続的な成長に不可欠であると仮定し、その実現に向けた具体的な課題と解決策を明らかにすることを目的に検討を進める。

第2章では、地域経済構造に関する先行研究を確認する。経済基盤説を地域経済構造分析の基本とし、財政投入部門、域内市場部門、域外市場部門の3つの部門の相互循環構造が地域経済活性化を促進すると定義する。第3章では、多くの地域で取り組み可能と想定される観光産業を主軸として、地域経済活性化策を検討する。観光産業は、観光業をコアとした多様な業態で構成する産業で業種間の連携によって様々な産業分野に拡張される可能性を有する産業である。つまり地域内の域外市場部門で展開されるサービス産業であるが、その事業活動は、宿泊業や観光施設といったサービス部門が単体で活動するだけでなく、観光客の居住地から観光地までの広域移動や地域内移動を担う運輸業、土産物を生産する食品加工業や雑貨類等製造業、廃棄物の省資源化や適正処理などを担うサーキュラーエコノミーなど、他産業との連携が不可欠であり、観光業と関連産業との連携によって新たに振興される観光産業として検討する。加えて財政投入部門での産業振興の基盤整備を行う政府の役割、域内市場部門に期待される役割についても考察する。第4章では、産業集積間のネットワーク形成について検討する。第1段階として、ネットワークを活かした産業集積の魅力向上。第2段階として、魅力的な産業都市間の連携による地域活性化について検討する。各段階において、ネットワークの形成方法、ネットワークを担う事業や人材の選任方法を検討する。特にネットワークのミスマッチが生じた場合、負の効果が生じかねないことも

指摘し、適切なネットワーク形成方法について考察する。最後に、ICT 技術の発達により産業の生産性が向上するとともに、ネットワーク形成に関しても有効であることを確認する。以上の考察を踏まえ、本論は、人口減少社会を迎えた日本での経済活動の維持・活発化を目指した地域活性化の実現には様々な困難が想定されるものの、決して不可能ではないことを明らかにする。

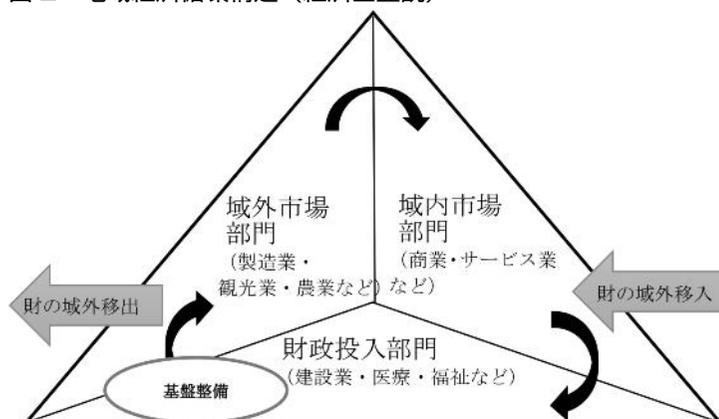
## 2. 地域経済構造分析に資する先行研究

### 2.1 経済基盤説による地域経済構造分析

様々な経済主体の活動を分析するには、マクロ的な視点から地域経済を俯瞰的に分析し、地域内で構成される産業部門毎に分析する必要がある。

地域経済の存立構造及びそれに関わる変動要因について、松原（2014）は、3つの部門に分けて分析している（図2参照）。

図2 地域経済循環構造（経済基盤説）



出所：松原宏（2014）p.226 を参照し、一部修正して筆者作成。

松原（2014）での地域経済循環構造に関する分析を踏まえ、筆者は地域経済循環構造を形成する各部門の活動を次のように定義する。インフラ整備は政府主導で行われ、財政投入部門として地域経済を下支えする。これらのインフラは公共財としての性質を持ち、多くは整備者の意思とは関係なく利用者が自由に使用して便益を受けられる財となる。不特定多数が利用することや初期投資額が巨額になる事等から、インフラ設備は政府による整備が一般的である。この政府とそれを取り巻く産業を形成するのが財政投入部門である。財政投入部門の中心となる政府（国の出先機関や地方公共団体）は、市場メカニズムとは異なる公的な所得再分配（累進的な所得税等の課税、社会保障制度など）を行って域内・域外市場部門の維持発展を促すとともに、補助金制

度の運営や公共事業の発注などを通じて、道路や港湾などの都市インフラの建設、高度な中核医療や福祉などのサービスを提供、上下水道など都市基盤を整備する。地方の小規模自治体は財政基盤が弱く、国や都道府県から交付金や補助金といった名目で財源補填を受けることもあるが、一般的には地域経済運営は基礎的自治体の業務であり、国からの補助金等は財政投入部門への基盤整備支援や地域政府が行う産業振興への財政の補完的な支援となる。域内市場部門は、地域住民の利用によって成り立つ産業で、商業施設、小売業のほか、飲食店や理容業など様々なサービス業によって構成される。地域の中で生産された財やサービスが地域内で消費される地産地消型が想定される。そのため、域内市場部門の産業規模は地域の経済規模にとどまるが、人口減少社会では域内の需要が更に縮小傾向となる。また、域内市場部門は地域住民向けの財やサービス提供を目的としており、市場規模は地域人口の規模の範囲内にとどまり、域内市場部門を活性化させても地域経済規模は拡大しない。域外市場部門は、地域内で生産した製品（商品）を地域外に移出（出荷）し、あるいは域外から仕入れた商品を域外の消費者に販売して売り上げによる利益を地域内に還流させる産業群である。域外と取引を行うのは、製造業のように製品の生産販売を行う産業だけではなく、地域外に農産物等を出荷する農林水産業、地域外から買い物客を呼び込む商業施設や飲食店などのサービス業、地域外の人々を観光客として受け入れる宿泊業や博物館や美術館などの各種観光関連施設によって構成される観光業が該当する。土産物を生産する食品加工業や雑貨類等製造業は、地域内外で商品を生産して域外から来た観光客に販売するため域外市場部門となる。域内市場部門の企業は、単独企業では商品の企画や販売が出来なかったとしても他地域と競争力のある商品やサービスを連携して生産することで、域外へ移出できるまでに生産・販売力を高めて域外市場部門の機能を担うことがある。域外市場部門は、販売先を地域外に設定し、国内だけでなく海外の巨大市場を含めたビジネス展開を行う。域外市場ニーズに適切に対応できれば（マーケットイン）、人口減少で縮小傾向にある地域経済を維持し、発展に導く可能性がある。域外市場部門の活性化が地域経済活性化に向けて重要な取り組みとなる。

なお、地域経済で活動する住民については、行政区域内に定住している住民だけでなく、通勤や通学で越境する隣接地域の住民や遠方から積極的に地域経済の活動に関与する2拠点居住者（いわゆる関係人口）や後述する域外の専門家（仲介者）など地域に関与する主体に大きな広がりが見られるが、本論ではある特定の地域での経済活動及びそれに関わる人材の関係性（ネットワーク）について考察を進める。

## 2.2 ネットワーク活用型産業集積と地域活性化の展望

域外市場部門での企業活動が活発化すると産業集積（Industrial Agglomeration）が形成される。産業集積とは、特定の産業に関連する企業や研究機関、支援機関など

が地理的に近接した地域に集中して立地している状態である。単に企業が集まっているだけでなく、それぞれの主体が相互に連携し、知識や技術、人材、情報などを共有・交換することで、イノベーションが促進され、生産性を向上させる。集積する産業の種類や規模、連携の程度によって、地域産業の発展状況に違いが生じる。主な産業集積の形態として、次の4つが挙げられる。

第1にフルセット型産業集積である。関（1993）は、フルセット型産業集積をすべての産業を一定レベルで国内に抱え込んでいる産業構造と指摘している<sup>(1)</sup>が、筆者はこれを踏まえ次のように整理する。フルセット型産業集積は、地域内に産業活動に必要な機能を取り込み、完結的に備えた状態となった産業構造である。製造業を例に挙げると、部品製造から最終製品の組み立てまで、幅広い産業が垂直的に連携して集積している構造を意味する。このように特定の産業分野に特化するのではなく、関連する多くの産業が網羅的に地域内に存在することで、高い自給自足性と競争力を持つ産業構造状態である。サプライチェーンが地域内で完結している状態ともいえる。域外との交流を極力避け、都市間競争に打ち勝つためには望ましい地域経済構造であるが、サプライチェーンを形成する産業を整備するイニシャルコストを負担しなければならない上に、各産業を運営するための資金、労働力を確保し、市場での販売力を常に維持しなければならないなど、関連産業とその企業群を維持・発展させるには課題の多い集積形態である。垂直的な分業構造を形成することが多く、一般的には企業城下町といわれるコア産業を中心とした都市構造を形成する。

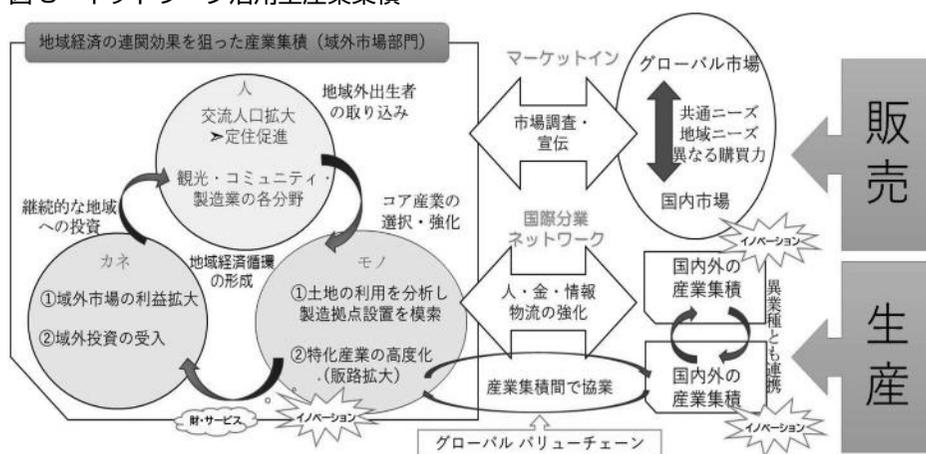
第2にジェイコブス型産業集積である。ジェイン・ジェイコブスが提唱した産業集積の考え方で、異なる業種の企業が混在し、多様な知識や技術が隣接する環境で相互に影響を与えている産業集積である。松原（2006）は同集積の説明に対して、都市の発展は諸都市間のネットワークによるとし、都市外部から所得を獲得してくる産業の多角化とイノベーションが都市の成長にとって重要であると指摘している<sup>(2)</sup>。筆者はこれを踏まえると次のように整理できると考える。大都市のように多様な産業が共存する環境では、各産業が独自の取引先や学術的なつながりを持ちながら、異業種との接触機会も得やすい。その結果、特定の産業分野に限定されない都市間ネットワークが形成されやすい。業種の壁を越えた連携や競争により、異業種間の交流や組み合わせが誘引され、新しいアイデアや製品が生まれるプロダクト・イノベーション（新製品・新サービスの創出）が促進される。事例として、イギリスのロンドンでは、金融街の「シティ」と、テクノロジー企業の集積地である「シリコン・ラウンドアバウト」が近接しており、異業種間の交流が、FinTech（金融とテクノロジーの融合）のような新しい分野を生み出すきっかけとなっている<sup>(3)</sup>。

第3にマーシャル型産業集積である。アルフレッド・マーシャルが提唱した産業集積の考え方で、同業者や関連産業の企業が一つの地域に集中する形態である。松原

(2006)は同集積の説明に対して、ある特定の地区に同種の小企業が多数集積することで外部経済により発展すると指摘している<sup>(4)</sup>。筆者はこれを踏まえると次のように整理できると考える。地域内に関連産業が発達することで熟練労働者が蓄積され、集積した産業を維持させるための補助産業（中間財や資本財の供給企業）も存在する。同業種内での知識や技術の共有が自然に起こることで知識のスピルオーバー（意図しない知識の漏出や伝達）が生じ、プロセス・イノベーション（生産性の向上や効率化）を促進する。近接地での対面接触が増えることで、暗黙知の継承もしやすい環境となる。企業あるいは産業間の連携で、産業全体としての生産量が増加するとともにその産業に属する企業の生産費用が逡減する。事例として、東京都大田区では、東京湾や多摩川の周辺を中心に町工場が集積し、精密加工や金型製作といったものづくり産業のサプライチェーンが形成されている。多様な下請け企業が近接地内に立地することで、「仲間回し」といわれる迅速な発注や技術的な連携を実現している<sup>(5)</sup>。

第4にネットワーク活用型産業集積である。本論は、筆者の別稿（2018）に基づき、筆者が再整理したものである。日本経済は生産及び販売に関して、ICT技術を活用した国際分業によりグローバル・バリューチェーン（GVCs）が形成されている。つまり、産業集積は域外との連携を前提とした新たな形態が成立しており、この形態が、ネットワーク活用型産業集積である。これを経済基盤説による地域経済循環構造で整理すると、各地域に合った特化産業を育成し、他都市とのネットワーク形成により、経済の活性化を目指すことになる（図3参照）。

図3 ネットワーク活用型産業集積



出所：筆者別稿（2018）p.78 を筆者一部修正

域外市場部門のネットワークは、市場内にある人材（ヒト）、資金（カネ）、製品・サービス開発（モノ）の3要素でそれぞれ形成される。ヒトに関しては、定住人口の

拡大から交流人口拡大により、人材が多い地域と同時期に活動することで、各地域の労働力を増加させる。人材のネットワーク化には観光業も貢献する可能性が高い。日本人や外国人も含め、地域に足を運び魅力を感じた人々は、リピーターとなり、現在の居住地と活性化を狙う地域との二拠点居住を経て、移住に至る可能性がある。また、インターネット回線を用いた画像通話技術は、遠隔地との会議を手軽に行えるようにし、移動時間の短縮による情報共有機会の拡大を実現している<sup>(6)</sup>。さらにロボットの円滑操作技術を用いたグロボティクス (GLOBOTICS)<sup>(7)</sup>により、遠隔手術や産業用機器 (工作機械など) の隔地管理を使用可能とし、国境を越えた人材の活動範囲の拡大を実現している。ICT技術によって、ヒトの活動ネットワークが拡大し、高度人材が多地点で同時期に活動することで、活動拠点として選定された各地域の生産性が向上する。居住地移転は容易ではないものの、活性化した地域への共感などにより関係を持つ人 (関係人口) が増えることで、実質的な人材確保を促していく。カネに関しては、域外市場の成長に伴う製品やサービスの売り上げ増による利益確保が重要である。加えて投資を促進させるために域外の投資資金を取り込むことも期待される。金融機関だけでなく、ベンチャーキャピタル、多国籍企業の分工場や営業拠点などの設立など、新たな取引先の受け入れも効果がある。モノに関しては、域外にある国内外の様々な市場ニーズに合った商品の製造やサービスの提供が重要となる。インターネットを介して情報提供を行うことが可能となっていることから、言語、宗教などの社会環境の違いや、所得分布状況 (富裕層かミドル層か)、気候などの自然環境の違い (降雪や降雨量、海や川などの水辺環境の有無など) によって地域内での生産活動が変化していく。

ネットワーク活用型産業集積は、地域経済内ではある特定の産業分野に特化しても成立するが、域外とのネットワーク化により多様な産業との異業種連携も可能となる。このため、マーシャル型を基盤としながらジェイコブス型の特徴も取り込むことのできる新たな産業集積の形態である。そしてフルセット型のようにすべての産業を取り込む必要はなく、地域に無い産業はネットワークで結んだ他の産業集積の産業で補完すればよく、人口減少社会には最適な集積形態である。このように地域の実情に応じて特色ある産業集積を形成できることから、観光産業を基軸とした地域活性化に適しているのは、ネットワーク活用型産業集積の形成である。

### 2.3 技術革新とネットワークがもたらす地域経済の持続可能性

国または地域の生産量や所得の実質的な水準が長期的に増加し、生活水準が上がることを経済成長という。企業は、金融市場を通じて資金を調達して設備投資を行い生産量の増大を目指す。増加した生産量によりより多くの販売収益を確保し、企業利益、労働者所得の向上、設備の再投資を実施して経済成長する。経済成長に関する先行研

究は多数あり、主な著作を挙げると、アギヨン（2022）はシュンペーター理論を引用し、イノベーションの積み重ねが成長の最大の原動力だと指摘している<sup>(8)</sup>。本論では、ソローモデルが説明した経済発展の基本的理論に着目する。ソローモデルは、一人当たりの国民所得の増加要因について、資本と貯蓄率、労働の関係から分析し、持続的な発展には技術の進歩が重要であると指摘している<sup>(9)</sup>。すなわち、国全体の生産量(Y)は、資本(K)と労働(L)、技術(A)の3要素から算定できるとし、 $Y=A \times F(K,L)$ によって決まるとする。

資本が増えれば増えるほど、モノをたくさん作れるが、資本には限界逓減性があり、いずれ資本の量が増えも減りもしない定常状態（貯蓄と減価償却がバランス状態となる）に至るとする。また日本は人口減少社会に突入しており、就労人口の増加は期待できない状況にある。国際分業によって、日本と取引関係のある外国人が日本に滞在し経済活動を行うことが増える傾向にある。外国人の日本国内での就労は、単に日本人の人口減を補う労働力の受け入れだけではなく、国際分業を担うための高度人材の受け入れにも拡大されている。こうした社会状況から外国人労働者の日本社会への受け入れが想定されるが、在留資格や参政権の付与など法制度の整備や政治的な判断に一部遅れがみられ、受け入れ環境の整備が不十分な状況である。技術が進歩すると、同じ資本と労働でもより多くのモノを生産できるようになる。ソローモデルが示す「技術」は、その後の研究で様々な要因が指摘されている。その中でも重要な研究成果として挙げられるポール・ローマーは、技術進歩を経済主体（企業や研究者）の利潤最大化行動の結果とし、研究開発の数が経済成長に影響を及ぼす（内生的成長理論）と指摘している<sup>(10)</sup>。筆者は、技術革新は研究者がもたらすアイデアの数（研究開発の成果）だけでなく、ICT技術のような物理的な進歩、多文化共生社会の構築や法制度の整備、観光地域づくり法人（DMO：Destination Management/Marketing Organization）のガバナンス強化といった「社会・制度的技術」を含む広範な概念に拡張できると考える。人口減少と外国人材の増加という社会動態、資本増加の限界逓減性を考慮すれば、両者を合わせた技術革新が地域経済の持続的成長に不可欠となる。民間が活用を考えている技術を使用できる社会的環境整備（例えば、規制法の運用）を行う政府の政策も技術力の実現に影響を及ぼす。都市間人材交流による知識（特に暗黙知）の伝播も技術の維持・高度化に貢献する。こうした多岐にわたる技術を取り巻く環境を整備し、発展を促すことが地域活性化を誘引する。

一方、ネットワークによる企業間連携が生産性の向上にどのような影響を与えるのかに関しては、先行の研究成果がある。まずネットワークとは何かを確認するにあたり、ニコラス（2010）によれば、ネットワークの基本的性質にはつながりと伝染の二つの性質があるとする<sup>(11)</sup>。つながりは、人と人をつなぐものであり、非常に複雑である。家族、友人、仕事仲間、学友、SNS上の知り合い、匿名の人間関係など構築

の仕方は多様であり、短期のものもあれば一生続くものもある。相手への信頼度にも強弱があり、単なる顔見知りよりは、人格、識見への敬愛、愛情が強くなると、信頼がより強固となる。伝染は、絆を経て流れていくもので、感染症のウイルス、お金、暴力から、生活習慣に伴う肥満症や飲酒習慣、運動など様々なものが伝染していく、としている。基本的に人はネットワークを作ろうとし、作られたネットワークから様々な影響を受ける。伝染した影響は、伝言ゲームのように新たな関係者に伝染していく。感染症も同様である。ネットワークは個人の意思によってのみコントロールされず、サッカー観戦時のウェーブ応援、魚や鳥の群れのように、事前の調整も明瞭な意識もなく共有されることがある。人は、相手と会った際に心の中に名簿を作り、その関係の強弱や相手と接触することへの安心感や恐怖感、愛憎など感情も整理する、と整理している。

企業活動におけるネットワークの効果に関して、藤井他（2015）によれば、鉄鋼業や食品業など、輸送コストが高い産業では企業間取引が集積と生産性の両方に強く影響するとする。筆者は、このように企業間取引による外部性は、生産性向上に正の影響を与える傾向がみられると考える。一方知識スピルオーバーについては生産性向上に限定的な影響しか示さないとしているが、この研究で用いた分析対象は特許の共同申請数であり、異業種との広範なネットワークを想定した本論の根拠を否定するものではない。

企業でのネットワークの活用状況に関して、中小企業庁（2022）『小規模企業白書2022』によれば、地域外の企業や団体との連携を行っているのは22%で、検討をしている事業者を含めても40%程度にとどまっている。連携先は、知人や取引先、支援機関（公的支援機関、金融機関、士業等）を通じて、見つけることが多く、信頼関係を結んだ相手を仲介者として選定する傾向が確認されている。実体経済では企業間のネットワーク化を活用していることが、この調査で明らかになっている。

ネットワークの観光業との関係について、石（2020）は、観光企業ネットワークと都市間観光ネットワークの相互関係について、両者は相互補完的かつ依存的な関係であると指摘している。観光企業のネットワーク化は都市間の観光資源の流動性を高め、それによって都市間ネットワークの発展を促進する。また都市間ネットワークは、観光企業にインフラ・政策支援・市場情報を提供し、企業の競争力を強化する。さらに、異質な企業間の協力は観光商品の多様化と革新を促進し、国際的な連携は地域観光のグローバル化を推進する。市場主導の統合戦略が必要である一方、中小企業の資源不足や情報格差はネットワーク参加の障壁となる、としている。筆者は、この分析を踏まえ、都市間ネットワークの形成を通じて地域の観光産業発展を促すには、地域の実情を理解した仲介者の存在が不可欠であると考ええる。

## 2.4 小括 - 先行研究の成果と残されている課題 -

以上の既存研究から、次のことが明らかである。

地域経済は、財政投入部門、域内市場部門、域外市場部門の3部門による循環構造で構成され、活性化させるには域外市場部門を担う産業を通じて地域外から財の受け入れを増やさなければならない。したがって、地域活性化を促すには、域外市場部門を形成する製造業、地域外に農産物等を出荷する農林水産業、地域外から買い物客を呼び込む商業、飲食店などのサービス業、地域外の人々を観光客として受け入れる宿泊業や博物館や美術館などの各種観光関連施設によって構成される観光産業を活性化させることが課題となる。産業が活性化することで、地域に産業集積が形成される。産業集積の形態には、フルセット型産業集積、ジェイコブス型産業集積、マーシャル型産業集積、ネットワーク活用型産業集積の4つが挙げられ、多くの地域が取り組める可能性を有する観光産業を基軸とした地域活性化に適しているのは、ネットワーク活用型産業集積である。

ネットワーク活用型産業集積の活性化には、ソローモデルを踏まえると、資本では増加の限界逓減性、労働力では確保の困難性に直面している中、技術革新による経済活性化が重要な選択肢となる。ネットワークによる企業間連携は、生産性向上に正の影響を与える傾向が確認されている。観光関連企業のネットワーク化は、都市間の観光資源の流動性を高め、都市間ネットワークの発展を促進する。

しかしながら、ネットワーク活用型産業集積の形成には課題もある。まず、連携先(連携事業ニーズ)の発掘である。地域外の市場関係者がどのような事情を抱えているのか、日常的に接する機会の少ない地域関係者は知る機会が少ない。特化産業の情報発信力が強く、相手先から見つけてもらえれば容易に新規需要を取り込めるが、それまでは国内外の需要を見つけ出す必要がある。また、新たな取引関係を開始するためには、信頼関係を構築する必要がある。提供される製品やサービスの品質や納期に関する価値観の共有も必要となる<sup>(12)</sup>。

そこで本論では、人口減少社会において、観光産業はどのような条件下で地域経済循環を促進できるのか検討を進める。観光業単独では地域経済循環を維持するのは難しいが、ネットワーク活用型産業集積が地域活性化を促すと仮定し、関連産業・政府・域外事業者とのネットワーク形成をどのように進めるべきか明らかにしていく。

## 3. 地域経済活性化策としての観光業

### 3.1 地域資源を活用した観光産業の事業活動

域外市場部門は、地域内で生産された財やサービスを地域の外に移出して取引を行える産業が担う。そのため、第1次産業から第3次産業まで、全ての産業が域外市場

部門を形成することが可能である。このうち観光産業は、地域内で生産された農畜水産物を食事として提供し、宿泊施設や観光施設に加え、お土産品となる食品加工品（お菓子類や日常雑貨など）の生産を行う製造業、宿泊施設や交通機関といったサービス業、土産物品を地域内外から仕入れて観光客に販売する商業施設などを含み、産業間への波及効果の大きい産業であり、比較的小規模の都市から大規模の都市に至るまで産業振興しやすいという特徴を有する。よって本論では、観光産業を基軸として地域経済活性化について検討を行う。まず、主体となる観光業の取組について。次に政府の役割について検討する。

観光業は、地域外の住民が対象地域に旅行し、財やサービスを販売するのが主な事業活動となる。観光産業の主軸となる観光業は、①観光客が目的地を探す段階（行ってみたい）、②滞在地で楽しい思い出を作る（くつろぎと喜び、買い物）、③帰ってから思い出を振り返る（追憶とファンによる地域産品（お土産品）リピート購入）の3段階で事業展開される。このうち、第2段階の現地での滞在体験が、観光事業の主軸商品となる。

地域が観光客に提供する観光メニューは、観光客の関心によって幅広い分野に広がり、地域毎に差別化できる商品開発が可能である。伝統的な観光資源であれば、自然の景観、温泉や滝、鍾乳洞、河川や海などの天然資源を利用した滞在メニューが一般的である。日の出や日の入り、夜の星空観測など、時間帯に制限はない。地域資源を活かした花火大会やマラソン大会などのイベント開催による臨時収入事業も多くの地域で行われる。

地域内にある、公園や医療機関（病院）など、域内で生活する住民向けのサービス提供施設であっても、優れた特性を有することで域外の人々を招き入れることができる。また、大学が立地している場合、学内の研究成果の公開が学術の振興のみならず、企業の事業活動支援につながることもある。教員の研究活動や知見に接するだけでも企業活動の参考になることもあれば、教員にとっても実体経済の動向を知ることで、実証分析の参考情報を得ることもある。このように、地域住民にとっては当たり前が存在する施設や資源であっても、域外の住民にとっては、観光資源として発見されることがある。

映画、アニメ、小説、音楽、テレビドラマなどの芸術作品は、熱狂的なファンを生み、撮影地や作品の登場地域などに新たな集客スポットを誕生させる。これは、作品が持つ物語が現実の地域資源とリンクし、観光客に感動を引き起こすからである。加えて、従来地域内住民のための施設として捉えられていた病院や商業施設であっても、観光客のニーズに合ったサービス（高度医療や滞在型の人間ドック）や商品（高級品や特産品などお土産となれる商品）を提供することで域外から観光客を呼び込む観光資源となる。こうした新しい観光資源は、今ある地域資源を見直し、活用ストーリー

の丁寧な発信と観光滞在時の心地よさを演出することで、商品化が促進される。公園やその区域内に併設される美術館、植物園、博物館なども域外から観光客を呼び込む資源となる。展示方法の工夫、開園時間の調整など地域住民向けのサービスであっても地域外の観光客のニーズに合えば誘客施設となる。製造業に関しても、生産工程に見学コースの開設、製作体験できるメニューを提供して製品の売り場を設置するなど、産業観光としても整備することができる。

### 3.2 観光業を支える関連産業の構造と展望戦略

観光業を運営するには、それを支える関連産業の整備と連携が不可欠である。このため多くの関連産業が観光業と連携することで観光産業を形成することになる。観光が行われる区域が地域住民の生活圏と重なる場合、住民と観光客双方にとって快適な居住・滞在環境が必要となる。この問題は、急激な観光客の増加に直面した地域で多く見られ、交通渋滞やごみ処理不足など複合的課題が顕在化している<sup>(13)</sup>。事例を挙げると、神奈川県鎌倉市では、食べ歩きのごみ捨て問題、公衆トイレの不足、江ノ電付近での危険な撮影行為が起きている。京都府京都市では、市営バスへの観光客乗車が増えたため、市民の通勤や通学時に混雑だけでなく乗車困難事例も発生した。都市機能の需給バランスの崩壊や利用上の相互理解の不足（マナー違反）など複数の原因により発生する。観光地が快適に機能し、地域住民と観光客双方が気持ちよく過ごすためには、日常的な都市の基盤整備や観光関連施設の整備だけでなく、このようなオーバーツーリズム対策も視野に入れ、新技術開発を活用した地域政策や企業投資が必要となる。分野毎に具体的に検討する。

#### ①運輸業（交通対策）

高齢化が進む地域住民だけでなく、一定期間だけ滞在する観光客にとっても目的地にアクセスできる交通機関の確保は重要である。航空機、船舶、鉄道やLRTなどは、比較的広域の移動に適しており、地域外とのネットワーク構築に適している。都市間移動を確保するためには、これらの高速・多人数移動機関の整備が必要となる。一方、地域内での移動では、バスやタクシー、レンタカーやレンタサイクルなどの中小グループ用の比較的近距离用の交通機関が主流となる。バスに関しては、路線や運行時間が認可制であることや、採算性の確保、近年の運転士不足などにより便数の確保が困難となってきた。スマートモビリティ（Smart Mobility）を活用し、需要に応じたバスやタクシーの運行を行うなど、限られた輸送機関を効率的に運行させる制度が必要となる。自動運転技術が発達すれば、運転士不足は改善され、資本を増強することによりバスの運行台数や運行範囲を増やすことができる。開発中の空飛ぶクルマが実用化されれば、空港から直接観光地へ移動ができるだけでなく、東京から東北、北海

道といった広域の周遊ルートを設定しても所要時間の短縮と空の旅による上空からの観光といった新たなメニューを開発できる。時間短縮や新たな感動体験は観光滞在メニューの高付加価値化を実現させ、新たな観光客の発掘や高収益体制が期待される。

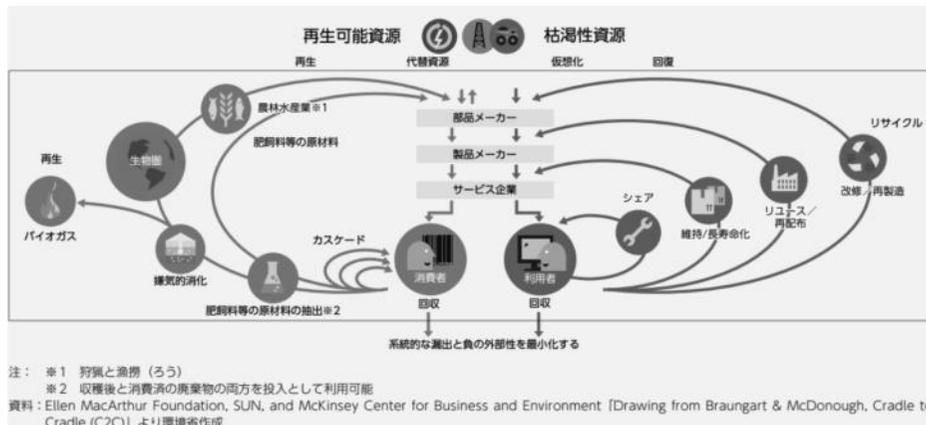
多様な交通機関の特徴を生かしたネットワークの構築には、MaaS (Mobility as a Service) の整備が有効である。これは、複数の交通手段 (電車、バス、タクシー、シェアサイクルなど) を一つのアプリで統合し、検索・予約・決済まで可能にする仕組みで、円滑な乗り継ぎを実現できるシステムである。交通機関の効率的な運用によって地域で活用できる様々な運輸機関の稼働率を引き上げ、前払いやクレジットカード決済などにより資金回収の確実性を上げながら料金収受コストを引き下げることにより、比較的運賃を抑えながら各事業主体が事業収益を確保できるような運用を目指す。先行事例として NIKKO MaaS (栃木県日光市) が挙げられる。この事業では、東武鉄道・トヨタ・JTB など 6 社が連携し、EV カーシェア、公共交通、観光施設の情報を統合した。観光客はスマホで交通・施設情報を一括取得・予約可能である<sup>(14)</sup>。日光でも今後、移動手段に空飛ぶクルマの導入を期待している。事例を挙げると、空飛ぶクルマによる遊覧飛行や多地点間移動を観光商品化することが可能となり、地域の観光資源と空からの移動を含めた新しい観光ルートを開発することができる<sup>(15)</sup>。

## ②廃棄物産業 (資源循環業)

ゴミとは、生産活動や商品の消費活動から生じた残渣 (廃棄物) のうち、経済的に無価値とされた物体の総称である。ゴミ処理は基礎的自治体の事務とされ、ごみの回収、分別、焼却、埋め立てという活動は負担となりやすい。特に観光客が出すごみは、分別が不徹底になる場合が多く、排出量も多くなりやすい。もしゴミとされる物体に何らかの価値が残っていれば、ごみ減量を持続的な事業にできる。

笹尾 (2023) は、日本の「循環型社会」は 3R (リデュース・リユース・リサイクル) をスローガンに廃棄物処理の効率化を図ってきたのに対し、欧州連合 (EU) を中心に活発化している「循環経済」と対比しながら、製品の供給網や消費スタイルも見直した経済の仕組みそのものを再設計する新しい成長戦略としてサーキュラーエコノミー (循環経済) への転換を提示している。サーキュラーエコノミーに関しては、エレン・マッカーサー財団が、バタフライ ダイアグラムの考え方を整理し、環境省も『平成 28 年度環境白書』でその考えを引用している (図 4 参照)。この図は、利用後の物体の状況に応じて残渣の価値を見出し、工業系と自然物系の 2 系統からアプローチして廃棄物として出した産業だけでなく異業種の産業での再利用を視野に入れ、段階的に、価値ある財としての継続利用を目指すことを示している。

図4 バタフライ ダイアグラム



出所：環境省（2016）『平成28年度環境白書』第3章，p.88より転載

この理論を踏まえ、地域経済に活かす方策について筆者は次のように考える。サーキュラーエコノミーは、具体的には①製品そのものを他の利用者が継続使用する。②製品を分解して部品（中間財）として再利用する。③構成部品そのものを素材別に分別し、新たな産業資源として活用する。という3段階の利用を目指している。いずれも再利用を目的として製品の手入れや分解、物質レベルでの再組成といった工程が必要となるだけでなく、得られた財を有価物として引き取る需要者とのマッチング（特に規模の拡大を検討するには、国内外に広く需要者を探さなければならない。）が必要となる。通常の生産活動は、生産者から必要な材料や資源を求めることになるが、再利用の場合は、供給者からの提案が主要となるため、取引成立がより困難となる。廃棄物行政は、基本的に基礎的自治体の役割となっており、サーキュラーエコノミーに関わる段階的な財の仕訳と再生事業は小規模自治体には大きな負担となり持続的に実施することが難しい。製品の生産は、大企業による大量生産がなされ、広域利用が進んでいる現代では、ごみが排出される限られた地域内だけでの資源循環では十分なりサイクルができない構造となっている。事例を挙げると、飲料を詰めて運ぶペットボトルやアルミニウム缶などは大企業が生産し、国内外の市場で大量販売している。同種のゴミは、複数の自治体に広域的に発生するのである。特に、「③構成部品そのものを素材別に分別し、新たな産業資源として活用する。」段階では、小規模自治体が個別に処理を行うと、処理費用が高み継続的な処理活動を維持させることができない。観光産業に取組む地域社会を発展させるには、廃棄物の適正処理は不可欠である。広域で同種の商品が消費される大量消費時代にゴミ減量化を促進させるためには、国家レベルで廃棄物を資源として循環させるよう制度設計しなければならない。特に廃棄プラスチックなどの産業廃棄物の海外輸出が生じている実態を踏まえると、国家レベルの行政によるサーキュラーエコノミーの制度構築と合わせ、輸出規制などの法的

監視体制を備えた国際連携も行わなければならない。このように、地域経済の成長を可能にするための制度資本を技術進歩の要因として捉え、内生的成長理論で指摘した研究開発の成果（知識ストックやアイデアの概念）を、地域経営の組織能力や制度的信頼へ拡張していくべきと考える。

また、企業の取り組み事例として、磯貝（2024）は企業がサーキュラービジネスを導入・実現するための具体的な手順として、現状把握から戦略策定の方法などを示している。トーマス・ラウ他（2025）は、循環型ビジネスモデルとして、所有権ではなく性能（パフォーマンス）を売ることに焦点を当てることを示し、企業は製品の売り手から材料の管理者へと変わり、貴重な原材料を経済システム内で永遠に循環させるべきとする。これらの先行研究から明らかなように、事業手法は複数あり、地域の事情や企業の経営戦略を踏まえて取り組む必要がある。

### ③情報発信産業（メディア）

観光客は訪問先を選ぶ際、旅行雑誌、インターネットやSNS、口コミなどから情報収集する。特に地方の観光地は、知名度やアクセスの面で都市部に比べて不利なため、効果的な情報発信が集客の鍵となる。観光情報の発信は、地域の個々の企業が行うのが一般的であるが、国や地域の観光ブランドの構築、地域間の連携を促進し、誘客の端緒とするには、ポータルサイトのような一体的な情報発信が効果的である。特にインバウンドに関しては、訪日外国人向けに地域情報やアクセス情報に加え、多言語での情報発信やマナー啓発動画の提供など、地域観光情報の連携を図った情報発信が必要となる。また、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）などのデジタル技術を活用した体験型観光コンテンツの導入は、新たな滞在メニューの提供であると同時に、情報発信のチャンネル増加にもつながる<sup>(16)</sup>。

情報発信は、観光情報の発信にとどまらない。観光の動機が、推し活のように何らかの物語に触発されたファン行動もきっかけとなる。事例を挙げると、韓国の金大中政権時代に始めたK-pop文化の政策誘導による国外情報発信は、2020年代にはBTS（防弾少年団）などの国際的なスター集団を生み出し、国の知名度を上げた。音楽界のスターは世界中にファンを獲得しただけでなく、韓国の観光地としての価値を高めた。韓国観光公社はファンによる聖地巡礼やインバウンド増加を見込んで情報発信に取り組んでいる<sup>(17)</sup>。メンバーが紹介した商品の販売促進、韓国製品の輸出支援、国際交流における韓国のイメージアップなど、韓国経済に大きな正の経済循環を生み出した。国内の限られた芸能資源を国外市場開拓にも注力させ、アーティストだけでなく国内産業にも広く影響を与えながら経済発展を牽引している。

#### ④コンサルティング産業

オーバーツーリズム対策として、物理的なインフラ整備やサーキュラーエコノミーのような技術的解決策に加え、観光客の行動変容を促すソフトな施策も不可欠である。多言語対応のマナー啓発動画やサインの設置を通じて、地域住民と観光客が共生するためのルールを発信する。観光情報発信者としてのDMOを地域内コミュニケーションの中心として位置づけ、観光客と住民双方の相互理解を深めるコミュニティ形成が促進されるよう、自治体など関係機関による支援を強化する。事例を挙げると、観光客が出すゴミ、特に食べ歩きによるプラスチック容器や包装材は、分別が徹底されにくく、地域の廃棄物処理システムに大きな負担をかけている。この問題に対し、広域的な資源循環システムを構築するサーキュラーエコノミーの概念を適用する際には、まず観光地で排出される特定の廃棄物に焦点を当て、その回収・分別から再利用までのプロセスを地域内外の事業者と連携して設計し、そのうえで適切な情報発信を行うコンサルティング産業の仲介が地域活性化を促す。

### 3.3 観光産業を振興する政府の役割

観光産業を振興するには、財政投入部門を担う政府による基盤整備も必要である。

#### ①安全対策

観光客が快適に滞在するためには、安全対策が不可欠である。日本では台風、地震や津波などの自然災害が発生することが想定され、事前に住民、昼間住民（住民登録はないが通勤や通学等で滞在している周辺住民）、国内外の観光客に対して対策を立てなければならない。避難基準の設定、避難路や避難所の設定、防災放送、テレビ、スマートフォンなど多様な情報発信手段を用いた情報提供は不可欠である。外国人の在住者やインバウンドによる短期滞在者を想定して、多言語発信や様々な宗教や文化を想定した受け入れ態勢の構築なども必要である。また、交通機関の運航の安全確保も必要である。近年では遊覧船の転覆<sup>(18)</sup>、電車の運行装置故障による移動困難<sup>(19)</sup>など、輸送事業者の運行問題による障害事象が発生している。船舶、航空機、列車、車両などの輸送用機械や運行管理設備の安全性の向上と乗客の安全に配慮した運行ルールの励行が不可欠である。車両、船舶、航空機に搭載される安全装置にAIを活用した自動制御システムを導入、列車の運輸指令や航空管制などの第三者による見守り体制の強化など、技術開発の動向と現場への最新機器の導入、運行状況の監視など、行政当局の不断の取組が必要である。

空飛ぶクルマに関しては、騒音や景観への影響などが危惧されるが、とりわけ上空を自由に動く物体が複数機運行されることを想定すると、飛行や離着陸地点（パーティポート）のルール整備のため航空法や都市計画法、建築基準法などとの整合性を図る

など、法的な枠組みを整備しなければならない<sup>(20)</sup>。

COVID-19に見られたような世界的な感染症の流行は、人との接触を制限し、外出や外食など観光業にも大きな制約をもたらした。今後も感染症が起きる可能性はあり、衛生環境の確保や治療体制の構築などの事前の対策事業が不可欠である<sup>(21)</sup>。

## ②事業者支援

観光業に従事する企業は、中小零細企業が多く、観光客が持つ様々なニーズを単独で対応するのは困難な地域が多い。そのため、DMOを設立して、持続可能で魅力的な観光地づくりを推進するための中核的な組織を設立し、共通課題をDMOで集中的に取り組ませる自治体が多い。DMO設立には、運営を担う人材や参加企業の確保が必要であるが、担い手すらいない自治体が多い。既存事業者の中から、意欲のある担い手候補を選任し、必要な研修を行うとともに、各地域のDMO間のネットワーキング支援が必要である。また、資金不足も課題となるため、国や自治体の補助金事業や受託事業の発注などを通じて、運営支援を行うことが多い。ただし従来の補助金中心の政策は、企業数や雇用の増加にはつながったものの、近年の日本のGDPの推移から生産性の向上には十分な効果を発揮できなかったと考えられる。むしろ、補助金が生産性の低い企業の集積を招いた可能性がある。これは、コロナ対策での支援金支給により、例年ならば倒産した企業の倒産先送りを生じたことも寄与したと考えられる。ネットワーク形成に関しては、企業への直接的な資金支援よりも、産業集積内のネットワーク支援に対する間接的な助成に重点を置く方が経済の持続性を高める。

DMOが地域の中核組織として機能すれば、観光ガイドの育成など地域人材の底上げを図り、DXの導入支援で効率的な企業運営を促進できる。地域内のネットワーキングだけでなく、国内外の様々な観光地とのネットワークを図った滞在メニュー開発やMaaSとの連携を促進させ、付加価値が高く満足度の高い観光地へ変革を図っていく。地域資源開発では、博物館などの教育・観光施設だけでなく国際会議場や展示会場などMICE<sup>(22)</sup>関連施設の整備や運営にも関与していく。国際会議は、会議前後にスタディーツアーが組まれるだけでなく、参加者の家族を対象とした観光滞在が行われることもあり、会議誘致による観光需要の発掘には効果的である。国際間連携では、自治体や国の政府が持つ組織力でネットワークの端緒を探り、積極的に地域企業との連携を促し、多様なつながりを構築していく。また、ネットワークを構築した後もその関係が途切れないように、継続的な交流が必要である。誘客促進や新たな滞在メニューの開発など、観光事業のブラッシュアップを促す。加えて、日常的に情報共有が積極的に図られているネットワークは、災害などの突発的な事態においても迅速かつ適正な対応が可能になる。事例を挙げると、地震が起きた際には、自国民の安否を確認したい各国大使館との情報共有を迅速に行い、避難場所への誘導から、帰国手段

への案内など、地域と政府が一体となった取り組みが不可欠である。観光事業の運営は、基本的に民間資金で整備し運営するのが健全な事業形態ではある。一方で、政府が観光事業の役割の一部を担うことも想定され、政府が産業界に支援を行うことは合理的な理由が存在する。

## 4. 観光産業を軸としたネットワーク形成

### 4.1 都市間ネットワーク形成による観光産業の活性化

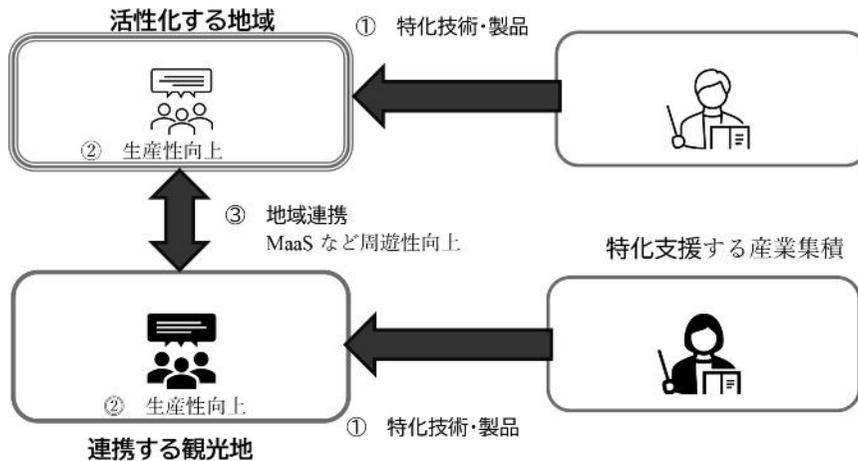
ある地域が産業集積の生産性を向上させ、他地域との連携を活かして産業分野や規模を拡大するには、ネットワークの構築を効果的に行わなければならない。そのためにはまず、ネットワークを活かして、地域の観光産業の魅力を向上させなければならない（第1段階）。次に魅力的となった観光地（観光産業の産業集積）を他の産業集積地（多くは観光客の送客地となる大都市）とネットワークを形成して観光産業の持続的な循環構造を形成しなければならない（第2段階）。観光産業におけるネットワーク化の形成は、需要側と供給側の目的によって行動や実現する事業効果が異なる。ネットワーク産業型観光の構築について筆者は別稿（2024）で提示しているが、本論では都市間連携に焦点を当て考察を深める。

都市間連携は、活性化対象となる地域が生産性を向上させるために、観光施設の改善、料理やお土産の見直しなど、先進的な特化技術を有する他都市の企業が知見を提供し、生産性の向上を図る共有側の行動である（図5の①）。観光資源は地域ごとに異なるだけでなく、老朽化の程度や新たな滞在メニューの開発など、投資目的も異なる。それらに合わせた専門的な技術や製品は、地域外の特化企業と連携して、地域に合ったものに調整したうえで導入することで、地域の企業群によって地域の特色を生かした観光産業に磨かれていく（図5の②）。こうして特化支援する地域外の産業集積と連携をすることで観光地の魅力が高まれば、滞在型観光の拠点として活性化することが期待される。（第1段階の達成）

観光地間周遊は、都市間連携で魅力が高まった複数の観光地が連携して、周遊型観光地を形成し、多様な観光ニーズを掘り起こす需要型（マーケットイン）のネットワーク形成である（図5の③）。事例を挙げると、東京が拠点となったとしても、鎌倉、日光などの周辺県まで周遊する。観光客の旅行日数が長くなり、バカンス型になっていくと1つの都市に滞在を続けるよりは、周辺の観光地に足を運ぶことが多くなる。日本国内では、東京に加えて、札幌、青森、仙台、名古屋、京都、広島、鹿児島、那覇など日本各地をネットワーク化することが想定される。加えてMaaSの整備によって、多様な交通手段の乗り換え時間の短縮や決済の簡便性などを実現させ、スムーズな移動を観光客に提供して周遊性を高める。インバウンド需要を想定した場合、日本

のほか、韓国、台湾、中国、ベトナム、タイ、インドネシアなど周辺国への周遊も想定される。ヨーロッパでは、シェンゲン条約や域内共通通貨ユーロによって、複数国観光も気軽にできる環境が整備され、周遊メニュー開発を促進している。1回の旅行で多様な体験や景観を楽しむことができることも、観光需要の喚起になる。(第2段階の達成)

図5 都市間連携による産業集積の活性化と集積地間周遊の概念図



出所：筆者作成

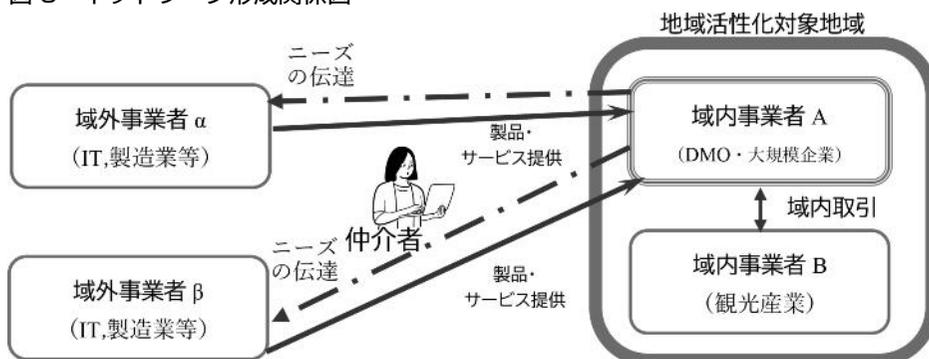
#### 4.2 ネットワーク形成での仲介者の重要性

産業集積内取引は、DMOや大規模事業者が中心となって、地域内ブランドの強化や滞在メニューの開発を推進していく(図6の域内事業者A)。こうした取りまとめ役を担える法人が、産業集積内の需要を取りまとめ、コネクターハブとなって域内の様々な企業と新たな取引を開拓していく(図6の域内事業者AとBによる域内取引)。そのため、観光産業を基軸とした地域間成果を目指すには、DMOに域内の観光事業者の状況を把握し、提供できるサービス内容や企業の経営上の課題を把握できる人材を配置することが望ましい。

中島他(2013)は、企業間取引は、その費用を節約するという経路から、産業集積を促進する効果を持つことを指摘している。つまり取引を行う企業同士が地理的に近接して立地することで、物理的な製品の輸送費用や、取引に必要なさまざまなコスト(仕様決定のための打ち合わせ費用等、取引に必要なあらゆるコスト)が削減でき、このことが企業利潤の向上につながるというのである。加えて、取引距離の短縮のみが集積の要因であるわけではなく、取引ネットワークの中に大きなハブとなる企業がいるかどうかといった、ネットワーク構造までもが企業の立地に大きな影響を与えていることを示している。これを踏まえれば、筆者はDMOのように地域の中核を担える

組織をまず地域内に持たなければならないと考える。よって中核組織を担える人材を地域観光産業に関わる人材の中から育成を着実に行う必要がある。また、2章で確認したように、ネットワーク型産業集積の活性化には、中核となる組織・人材が技術革新を主導することが期待される。

図6 ネットワーク形成関係図



出所：筆者作成

図6の域内事業者Aは、地域内で観光業を地域内の中核となって活動する事業主体である。域内事業者Bなど多くの域内事業者と取引を通じて、地域が抱える課題を知り改善したいという意欲を持っている。しかし、域内での事業活動に専念しているため、どのようにして解決してよいのかアイデアすら浮かばず困っている状態にある。このように、地域単独では地域活性化に取り組めない状態の場合、域外の先進的な産業集積地で活動する企業や専門家との連携が必要となる。しかしAには地域が抱える様々な課題を解決に一緒に取り組める域外事業者を探すことが時間や事業能力の制約から難しいことが多い。そこで域外の事業者地域観光産業が持つニーズを伝え、適切な製品やサービスを取り込むに仲介者が必要となる。求められる製品・サービスの種類や価格、品質などは現地ニーズと国内外にある様々な業種の企業情報とのすり合わせが必要である。しかし域内事業者Bは中小零細企業が多く、ニーズを自覚することすら難しい。また地域の観光ブランドを統一的に高めるには、個々の事業者の取り組みに任せるのではなく、地域の中核的役割を果たすDMO等の域内事業者Aが窓口役となり、仲介者を通じて、地域課題と一緒に取り組める先進的な事業者である域外事業者αやβと取引を介することが望ましい。この仲介者としての役割を期待できる事業者は、山内他(2022)の第4章「仲介業」によれば、旅行会社やオンライン旅行会社(OTA: Online Travel Agency)といった旅行業法で登録された旅行者である。こうした企業は、都市に居住する観光客に様々な地域の観光情報を提供し、送客を推進する一方、観光需要を取りまとめ、観光地側に改善のきっかけを提供

してきた。しかし、旅行業者は旅行者側のニーズや観光地の受け入れ態勢への改善要望を知りうる立場にあるものの、観光地の活性化に向けて具体的な支援を行う業務には進出できていない。しかし、観光産業の活性化を行うためには、建設業者、運輸事業者、製造業やIT専門企業、行政機関など様々な関係者と連携することが必要であり、こうした多様な業種の事業者と適切につながるには、仲介役にも専門性向上が期待される。

#### 4.3 効率的な事業連携の鍵 - 仲介者を活用した地域ニーズと域外事業者との結合 -

図6の域内事業者Aが技術革新（イノベーション）を主導したいと欲した時、その連携の相手となる域外事業者 $a$ が必要となる。課題は、Aが $a$ と出会い、事業連携を継続できる信頼関係をどうやって築くかである。イノベーションに関する知識の源泉は人である。新たな事業、新たな製品、新たな起業・企業形態を考えるのは人である。書籍やSNS、WEB会議による伝播の可能性は否定できないが、伝播の効用が高いのは対面接触である。特に暗黙知の共有や信頼関係の構築を伴う知識の伝播においては、対面接触の効用が高いとされる。産業に関するネットワークは、取引先、学友・留学仲間、商工団体、政府系支援機関、同一系列、ハブ企業など、何らかの形で、すでに知り合った集団を紹介することが多い。またGVCsを活用することで、海外との生産ネットワークから仲介者をリレー的に探し当てることも可能である。こうした既存のネットワーク手段で探し当てることもありうる。

本論でのネットワークによる事業連携にはイノベーションを期待することから、ネットワークの態様について確認しておく。加藤（2024）は、国内の中小企業が集積地域で形成するネットワークの実態とその変容について、企業は社内資源に限界があるため、外部資源を活用することで効率化を図るとする。ネットワークは信頼関係を築き、取引費用を低減する手段となる。効果として経済面と社会面の両面で発現する。経済的側面は、企業の収益や地域産業の活性化に直結するが、単独では硬直化や依存を招きやすい。一方社会的側面では、信頼・学習・情報交換を通じて、イノベーションや新規事業の創出を促す。両者をバランスよく組み合わせることで、地域産業は「安定性」と「柔軟性」を両立し、持続可能な発展が可能になる。経済的ネットワークとは、共同受注や取引関係の再構築を目的とし、企業の収益や地域産業の活性化に直結する。社会的環境ネットワークは、情報交換や学習、技術開発を目的とし、信頼・学習・情報交換を通じて、イノベーションや新規事業の創出を促す。経済的側面（受注・利益）だけではネットワークが硬直化しやすく、イノベーションが停滞するリスクがある。社会的側面（情報共有・信頼構築）は、柔軟性や学習能力を高め、環境変化への適応力を強化するため、両者をバランスよく組み合わせることで、地域産業は「安定性」と「柔軟性」を両立し、持続可能な発展が可能になる、とする。つまり域外事

業者  $a$  には、単に域内事業者  $A$  が必要とする技術や製品を提供するだけでは足りず、イノベーションを巻き起こせるような環境変化に適応を果たせる事業者としての体力、能力、意欲が必要である。

このことから筆者は、産業間のネットワーク形成には、取引関係を介するか、政府や金融機関など中立的な機関を介する方法が、信用保証も受けられ一般的であることを確認した。HP や SNS を通じたネットワーキングも可能である。しかしこの方法では連携の端緒にはなるものの、経済面と社会面の両面での信頼関係構築に時間や労力をかける必要があるという課題が残されたままである。効率的に地域活性化に取り組むには、図6にあるように仲介者が  $A$  のニーズを十分に把握し、多くの連携候補者の中から域外事業者  $a$  とのマッチングを促すことが必要となる。

#### 4.4 地域活性化のための専門家派遣におけるミスマッチ要因の分析と克服

新たなネットワーク形成者の情報提供は、国や自治体が政府関係機関に寄せる住民の信頼に応え、それぞれ専門家の紹介を行っている。経済産業省は、地域未来スペシャリストアドバイザーを設定して、各専門家の経歴や事業意欲などを公開し、各地域で活動する企業のニーズに合った専門家とのマッチングを促進している<sup>(23)</sup>。専門家派遣業は、大学、自治体、民間のコンサルタントでも行われている。また、東京都は庁内で準委任（単価）契約を結び、アジャイル型開発によって都庁職員と専門家が一体となった課題解決型デジタル化事業に取り組んでいる。NECはAIを活用した政策立案支援サービスを提供し、データ分析を活用したコンサルティングサービスを提供している<sup>(24)</sup>。

しかし、専門家リストや事業者による支援サービス事業があっても、地域とのマッチングには課題が多い。人口減少社会の日本では、地方都市の人口減少と高齢化が都市部以上に進行している。そのため、全国一律の政策ではなく、地域の特性に応じて「コンパクトで高質な産業集積」の形成が求められる。特に各自治体では、地域ごとの産業構造や人材状況（居住者や交流人口を含めた地域に貢献できる人材や企業の状況）を的確に把握し、地域ニーズに合わせた政策設計が必要である。一方で、受け入れを行う観光事業者、地元で仲介を担う自治体関係者に必ずしも専門家を選任できる知識や経験があるとは限らない。専門家の方は、事業として受注を目指してくるので、能力や実績が十分なくても自薦してくる恐れがある。選任を誤ると、地域課題を踏まえた価値あるイノベーションを誘導できる報告書を提示する能力のない専門家を相手にする事態も発生しており、公的資金の不適切支出につながる懸念がある<sup>(25)</sup>。もちろんどんな優秀な専門家であっても、個別案件に対応する中で困難に直面して成果が出ない場合もありうる。よって専門家の活用にあたっては、避けられない結果は受容せざるを得ないとして、悪意をもって地域介入を行う専門家とネットワーキングをしない、あるいは、後日発覚したら速やかに契約を打ちきれる態勢を整えておくことが必

要である。

専門家の活動結果は、予見可能性が低く、必ずしも期待通りの結果が得られるとは限らないという問題を内包している。そのため専門家の適正な選任は、経歴や実績、人物評である程度の妥協を交えながら判断せざるを得ない。仲介者には、単なる情報伝達者としての役割だけでなく、「ニーズの特定・言語化」「信頼性の担保・評価」「プロジェクトの進行管理」といった具体的な機能が求められる。専門家選任の失敗は、これらの機能が十分に果たせなかったことに起因する。この問題を解決するためには、既存の人材情報と活動結果を可視化する制度的な仕組みを構築する必要がある。想定事例を挙げると、政府関係機関や全国の大学、DMO ネットワークなどが連携し、専門家の実績や評価を共有する「実績評価データベース（仮称）」を構築・運用し、地域経済活性化の情報発信（成果・実績と合わせて誘客を宣伝）と同時に専門家の評価を広く関係者間で共有していく。これは、専門家を評価・選定する能力が不足している自治体の構造的課題にも貢献する。これにより、ネットワーキングを常に見直し、再構築を行いながら地域全体で観光産業の活性化に取り組み、期待する地域活性化の状態（産業の創出・規模の拡大、域内総生産額の向上、関係人口の増加などの地域が掲げた目標）へと着実に地域活動を促していくのである。

#### 4.5 「強い意志」が拓く地域観光の未来 - 外部ネットワーク構築と特化技術の導入 -

観光産業活性化に取り組む際には、地域の個別の課題を整理する必要がある。選任した仲介者が実情を把握するとともに、基礎的自治体関係者、DMOなど観光事業団体、宿泊や飲食業、運輸業、工芸品や食品加工業など地域で観光に携わる様々な事業者のヒヤリング、従前の観光客がいる場合はお客様の反応など、状況を把握することから始まる。その結果を踏まえ、対象地域固有の課題を整理し対策を検討する。

日本の観光事業者が多く抱えている共通課題として、日単位、季節単位で生じている繁忙期と人手不足が挙げられる。繁忙期を意識した専門家や労働者の受け入れを行うと人材が定着しない。職業として人材を受け入れるためには、年間を通じた事業量を確保する必要がある。受け入れる地域でも新たに、受け入れ体制を構築しなければならないが、宿泊場所の確保、業務指導などを十分に行えないことが多い。そもそも人手不足が生じている観光施設にとって、短期間しかいない人材への教育指導に割く時間の確保は難しい。地域と新たに関りを持つ専門家や労働者にとって、自身が有する技術や滞在先での生活希望と地域の企業が求めるニーズのマッチングも必要である。様々な希望をもって地域に足を運んでもミスマッチにより早期離脱や不満が発生することがある。

人手不足問題に関しては、ピーク時に対応する為にグロボティクスを導入するか、パート労働力の活用も考えられる。地域内のパート労働に関しては、他産業（農業や

漁業、建設業など)の労働者や自治体職員など、観光産業の繁閑期と異にする仕事スケジュールをもつ域内事業の労働者との兼業を促進しさせる。また、旅行滞在型パート雇用によっても、膨れ上がった需要時期だけに人員を確保できる<sup>(26)</sup>。空き家を活用した商店の改装、雪かき、災害時の復興支援など、状況に合わせた受け入れ態勢を構築する。魅力を高めた地域に対する域外人材の関心事項とマッチングを進めれば、新たな滞在メニューが開発される。

一方、観光産業に不慣れな地域では、外部人材との交流に抵抗感を持つ住民もいる。日本人同士での意思疎通にも支障をきたすことがあるが、外国人の場合は母国語が異なるだけでなくお互いの宗教、地域文化や慣習に対する理解不足がトラブルにつながることもある。病気や怪我などが生じることもあり、事前に保険などの制度設計を行っておかなければならない。そのうえで、滞在者の健康管理や災害時対応などの体制も合わせて構築していく。ネットワーク活用型産業集積の維持には、事業継続の仕組みを社会全体で構築していかなければならない。

これらの対策自体は理論上有効であるが、それを実行に移すためには地域で事業に従事するすべての専門家や労働者と共に外部とのネットワークを活かしていくという強い意志が不可欠である。そのうえで、適切な地域資源と外部にある様々な特化技術を発見し、外部の知見を地域に取り込みながら地域環境を変化させる地域文化を醸成できれば、より大きな活性化効果が発揮される。

## 5. おわりに

優れた産業集積には、GVCsの限られたニーズの中で専門性の高い高付加価値製品を供給し、グローバルニッチトップ企業が成長している。観光業においても、地域資源を活かした、その地域固有の観光地として特徴を磨き、国内外の観光客の受け入れを行っていく。観光を基軸とした産業集積の形成には、財政投入部門との連携を密にしながら地域内のクラスター形成を促し、加えて優れた仲介者の助力を得ながら、地域を超えたグローバルネットワーク形成を目指していかなければならない。

ICT技術の発達で、地域連携の地理的範囲が拡大しただけでなく、急速に外国語の同時翻訳機能が向上し、言語の壁も急速に低くなってきている<sup>(27)</sup>。イノベーションにはface-to-faceのコミュニケーションが重要だが、地理的な距離があると知的交流が阻害される。空港や新幹線などの高速交通網の整備によってこの制約を緩和する必要があるが、交通インフラの整備には時間とコストがかかる。そこでICT技術を活用した遠隔地交流の仕組み(交流場所)を現実世界と仮想現実の併用を視野に構築する。対面による打ち合わせに加え、ICT技術を活用したインターネットビデオ会議やメールなどを併用し、地理的距離を克服した信頼関係の構築が活性化の礎である。

こうした取り組みにより、様々な産業と連携が可能な観光業に関連産業を巻き込み、観光産業を基軸とした地域活性化を促進していく事が出来る。

本論は、人口減少社会における地域活性化の鍵を、観光産業を軸としたネットワーク活用型産業集積に求め、特に「技術」の概念を物理的な側面と社会・制度的な側面の両方から捉え直すことで、持続可能な発展の条件を理論的に提示した。この知見は、単なる観光振興策の羅列に留まらず、多角的な連携による地域経済再構築の考察から示した。観光を基軸としたネットワーク形成の重要性は、全国の自治体やDMOが直面する課題に対する具体的な指針となる。今後、仲介者としての役割を担う専門家を選任・評価するための「実績評価データベース（仮称）」の構築や、地域内外の企業・人材が円滑に交流できる「観光活性化情報プラットフォーム（仮称）」の整備といった、実践的な議論が実行されるのを期待したい。なお理論的な考察を通じてネットワーク活用型産業集積の有効性を示したが、その効果を実証的に検証することが残されている。具体的には、特定の地域を対象としたケーススタディを実施し、本論が提言した「物理的・デジタル技術」と「社会・制度的技術」の導入が、実際に地域経済の生産性向上や人材の定着にどのような影響を与えたのかを定量的に分析する必要があるが、これは今後の課題である。

## 【注】

- (1) 関（1993）pp.36-46を参照。
- (2) 松原（2006）pp.200-201及びp.277を参照。
- (3) ZDNET「英国式シリコンバレーは成功するか？ - ロンドンの「テック・シティ」（前・後編）」<https://japan.zdnet.com/article/35043741/2/>（2025年8月11日最終閲覧）、日本経済新聞（2019年5月28日）「「砂場」が育む金融の新芽 英国に見る日本の道」を参照。
- (4) 松原（2006）pp.95-97及びp.277を参照。
- (5) 大田区「仲間回し」参照。[https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/kagayake/monozukurimachi/fri\\_tur.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/kagayake/monozukurimachi/fri_tur.html)（2025年8月24日最終閲覧）
- (6) Teams、Zoom、LINE電話などの通信サービスはインターネット回線を用いて、世界同時通話や多地点間での多人数会議を可能としている。
- (7) リチャード・ボードウィン（2019）が指摘した第3のアンバンドリング（グローバル化とロボット導入を活用した『グローバルロボティクス』）である。
- (8) フィリップ・アギオン（2022）『創造的破壊の力：資本主義を改革する22世紀の国富論』、村井章子訳 §1を参照。本書では、イノベーションと創造的破壊について詳細に検討がされている。
- (9) 平口他（2020）pp.273-285参照
- (10) 平口他（2020）pp.289-290参照
- (11) ジェイムズ・H・ファウラー（2010）『つながり：社会的ネットワークの驚くべき力』鬼澤忍訳を参照。
- (12) 製造業での製品納品に際しては、外観の傷の有無など品質基準に関して、生産事業者

と発注企業の間で共通認識が得られない場合、納品検査が完了せず、結果として取引が成立しない。

- (13) NHK (2023)「日本各地で「オーバーツーリズム」が問題に 解決策はあるのか」参照 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231023/k10014234211000.html> (2025年8月23日最終閲覧)
- (14) 株式会社JTBC コミュニケーションデザイン (2021)「観光 MaaS で目指す、持続可能な地域づくりと観光マーケティング」参照 <https://www.jtbcom.co.jp/article/chiiki/1237.html> (2025年8月16日最終閲覧)
- (15) JTBC (2024年12月2日)「JTBC と SkyDrive 連携協定を締結「空飛ぶクルマ」を活用した新しい観光体験による地域活性化を促進」参照 [https://www.jtbcorp.jp/jp/newsroom/2024/12/02\\_14\\_jtb\\_skydrive.html](https://www.jtbcorp.jp/jp/newsroom/2024/12/02_14_jtb_skydrive.html) (2025年8月16日最終閲覧)
- (16) TOPPAN (2025年5月30日)「観光振興の成功例9選 | 地域活性化につながる取り組みとは」 <https://www.toppan.com/ja/joho/social/column/column20.html> 参照 (2025年8月16日最終閲覧)
- (17) 韓国観光公社 (2022)「ARMY 必見! BTS が訪れた古宮・韓屋を巡る旅♀」♪ (2025年8月16日最終閲覧) <https://japanese.visitkorea.or.kr/svc/contents/infoHtmlView.do?vcontsId=138098>  
韓国観光公社 (2025)「KPOP ガールズ! デーモン・ハンターズ' ファン必見! アニメを観て韓国文化&観光地をより深く知ろう!」(2025年9月13日最終閲覧) <https://japanese.visitkorea.or.kr/svc/contents/contentsView.do?vcontsId=229524>
- (18) 2022年4月23日 午後1時50分頃、北海道斜里町・知床半島沖で KAZU I (カズワン) が転覆し、乗客24名、乗員2名、計26名が全員が死亡または行方不明となる事故が発生した。  
TBS ニュース「「冷た過ぎて泳ぐことはできない」…沈没の要因と最後の電話 知床観光船事故 運輸安全委員会の経過報告」 <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/235602?display=1> 参照 (2025年8月16日最終閲覧)
- (19) 2025年8月13日夜、大阪・関西万博の会場に直結する大阪メトロ中央線で電気系統のトラブルが発生し、運転が一時停止し、約3万人の来場者とスタッフが帰宅困難となり、会場内で一夜を過ごす事態が発生した。大阪メトロは、車両に電気を供給する「サードレール」の継ぎ目付近に鉄粉などが付着し、回路がショートした可能性によると発表した。読売新聞(2025年8月14日)「「未来の万博期待してきたのに災害みたい」…地下鉄停止直撃、大屋根リングの下で待機・体調崩し搬送も」 <https://www.yomiuri.co.jp/expo2025/20250814-OYT1T50031/> (2025年8月16日最終閲覧)
- (20) 国土交通省 航空局 (令和5年3月)「空飛ぶクルマに関する基準の方向性の整理」参照
- (21) 内閣感染症危機管理統括庁では、行動計画の策定や訓練などに取り組んでいる。 <https://www.caicm.go.jp/about/index.html> (2025年8月23日最終閲覧)
- (22) MICE とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。 <https://mice.jnto.go.jp/about-mice/whats-mice.html> (2025年12月6日最終閲覧)
- (23) 経済産業省「専門家派遣事業」 [https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyuu/concierge/senmonka/senmonka.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/concierge/senmonka/senmonka.html) (2025年8月23日最終閲覧)
- (24) 東京都「観光まちづくりアドバイザー人材バンク」では、専門家候補者リストを提供している。 <https://www.tokyo-adviser.jp/> (2025年8月23日最終閲覧)。  
東京都「東京都アジャイル型開発」では、職員と専門家の一体型事業開発事例が報告されている。 <https://digi-acad.metro.tokyo.lg.jp/contents/001-00058.html> (2025年9月

13日最終閲覧)

ほかに、国や自治体は大学教員を審議会委員などに選任することも多い。株式会社日本能率協会コンサルティング、株式会社日本総合研究所、Boston Consulting Groupなどのコンサルタント会社の研究員も専門家として派遣されている。NECは、AIを活用した政策立案支援サービスを提供している。<https://jpn.nec.com/government/solution01/index.html?cid=GOV-250916-009-01> (2025年9月13日最終閲覧)

(25) 東洋経済オンライン (2024年2月15日) 『「過疎ビジネス」にすぎた福島・国見町の過ち』では、自治体職員の専門知識不足を利用して、コンサルタントが企業版ふるさと納税の約4.3億円の寄付で、町民が使用しない救急車12台を購入させた事例が報告されている。<https://toyokeizai.net/articles/-/733673?display=b> (2025年8月17日最終閲覧)

(26) 「おてつたび」では、短期アルバイトと地域滞在を組み合わせたマッチングサービスを提供している。<https://otetsutabi.com/> (2025年8月17日最終閲覧)

(27) Google レンズを使って、外国語のメニューを読みこなす外国人観光客が2025年の都内観光地で多く見られるようになっている。<https://lens.google/intl/ja/#identify> (2025年8月17日最終閲覧)

## 【参考文献】

石 建中 (2020) 「観光企業ネットワークと都市間観光ネットワークの関係研究」『東アジア評論』  
長崎県立大学東アジア研究所第12号 pp.179-186

磯貝友紀 (2024) 『サーキュラービジネス』日経BP

加藤秋人 (2024) 「産業集積地域におけるネットワーク化を通じた企業間連携に関する研究  
動向と一考察」、『機械経済研究』, 第49号, pp.33-53, 一般財団法人機械振興協会経済  
研究所

齋藤高志 (2018) 「グローバル時代における国際分業の新たな展開と地域経済活性化」日本  
大学大学院総合社会情報研究科, 博士学位論文

齋藤高志 (2024) 「アフターコロナを見据えた観光産業活性化に関する一考察」研究紀要 =  
Journal of Distance Learning Division, Nihon University / 日本大学通信教育部

笹尾俊明 (2023) 『循環経済入門—廃棄物から考える新しい経済』岩波新書

関光博 (1993) 『フルセット型産業構造を超えて』中公新書

中小企業庁 (2022) 『2022年版 小規模企業白書』

平口良司・稲葉大 (2020) 『マクロ経済学 [第3版]』有斐閣ストゥディア

藤井大輔他 (2015) 「集積の要因とそれによる生産性上昇効果についての実証研究」独立行  
政法人経済産業研究所

松原宏 (2006) 『経済地理学』東京大学出版会

松原宏 (2014) 『地域経済論入門』古今書院

山内弘隆・山本史門・山崎茂雄・川口明子 (2022) 『観光経済学』有斐閣

Aghion, P., Antonin, C., & Bunel, S. (2021). "The Power of Creative Destruction: Economic  
Upheaval and the Wealth of Nations" *Harvard University Press (Belknap Press)* (フイ  
リップ・アギヨン (2022) 『創造的破壊の力：資本主義を改革する 22世紀の国富論』,  
村井章子 訳, 東洋経済新報社)

Baldwin, R. (2019). "The Globotics Upheaval: Globalization, Robotics, and the Future of  
Work." *Oxford University Press*. (リチャード・ボールドウィン (2019) 『GLOBOTICS (グ  
ロボティクス) グローバル化+ロボット化がもたらす大激変』, 高遠裕子 訳, 日本経済  
新聞出版)

- Christakis, Nicholas A., and James H. Fowler (2009) . “Connected: The Surprising Power of Our Social Networks and How They Shape Our Lives.” *Little, Brown and Company*. (ニコラス・A・クリスタキス, ジェイムズ・H・ファウラー (2010) 『つながり：社会的ネットワークの驚くべき力』 鬼澤忍訳, 講談社.)
- Thomas Rau and Sabine Oberhuber (2025) “ MATERIAL MATTERS DEVELOPING BUSINESS FOR CIRCULAR ECONOMY” *Routledge*. (トーマス・ラウ、サビーネ・オーパーフーパー (2025) 『MATERIAL』 野田由美子監訳, 彰国社)

## 【参考資料】

- おてつたび <https://otetsutabi.com/> (2025年8月17日最終閲覧)
- 環境省 (2016) 『平成28年度 環境白書』
- 観光庁 (2025) 「旅行・観光消費動向2024年 年間値 (確報)」
- 韓国観光公社 (2022) 「ARMY 必見！ BTS が訪れた古宮・韓屋を巡る旅」(2025年8月16日最終閲覧) <https://japanese.visitkorea.or.kr/svc/contents/infoHtmlView.do?vcontsId=138098>
- 経済産業省「専門家派遣事業」 (2025年8月23日最終閲覧) [https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/chiiki\\_kenin\\_kigyuu/concierge/senmonka/senmonka.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyuu/concierge/senmonka/senmonka.html)
- 国土交通省 航空局 (令和5年3月) 「空飛ぶクルマに関する基準の方向性の整理」 <https://www.mlit.go.jp/common/001598475.pdf> (2025年8月23日最終閲覧)
- 総務省 (2023) 『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数のポイント』
- 東京都「観光まちづくりアドバイザー人材バンク」 <https://www.tokyo-adviser.jp/> (2025年8月23日最終閲覧)
- 東洋経済オンライン (2024年2月15日) 『「過疎ビジネス」にすぎた福島・国見町の過ち』 <https://toyokeizai.net/articles/-/733673?display=b> 参照 (2025年8月17日最終閲覧)
- 内閣感染症危機管理統括庁 <https://www.caicm.go.jp/about/index.html> (2025年8月23日最終閲覧)
- 日本経済新聞 (2025) 「日本人の減少が過去最大90万人 外国人11%増、労働力依存」
- 日本経済新聞 (2019年5月28日) 「「砂場」が育む金融の新芽 英国に見る日本の道」
- 大田区「仲間回し」 [https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/kagayake/monozukurimachi/fri\\_tur.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/kagayake/monozukurimachi/fri_tur.html) (2025年8月24日最終閲覧)
- 読売新聞 (2025年8月14日) 「「未来の万博期待してきたのに災害みたい」…地下鉄停止直撃、大屋根リングの下で待機・体調崩し搬送も」 <https://www.yomiuri.co.jp/expo2025/20250814-OYT1T50031/> (2025年8月16日最終閲覧)
- TBS ニュース 「「冷た過ぎて泳ぐことはできない」…沈没の要因と最後の電話 知床観光船事故 運輸安全委員会の経過報告」 <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/235602?display=1> (2025年8月16日最終閲覧)
- TOPPAN (2025年5月30日) 「観光振興の成功例9選 | 地域活性化につながる取り組みとは」 <https://www.toppan.com/ja/joho/social/column/column20.html> (2025年8月16日最終閲覧)
- NHK (2023) 「日本各地で「オーバーツーリズム」が問題に 解決策はあるのか」 <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231023/k10014234211000.html> (2025年8月23日最終閲覧)
- JTB コミュニケーションデザイン (2021) 「観光 MaaS で目指す、持続可能な地域づくりと観光マーケティング」 <https://www.jtbcom.co.jp/article/chiiki/1237.html> (2025年8月16日最終閲覧)

JTB (2024年12月2日)「JTBとSkyDrive 連携協定を締結「空飛ぶクルマ」を活用した新しい観光体験による地域活性化を促進」[https://www.jtbcorp.jp/jp/newsroom/2024/12/02\\_14\\_jtb\\_skydrive.html](https://www.jtbcorp.jp/jp/newsroom/2024/12/02_14_jtb_skydrive.html) (2025年8月16日最終閲覧)

ZDNET「英国式シリコンバレーは成功するか? -- ロンドンの「テック・シティ」(前・後編)」<https://japan.zdnet.com/article/35043741/2/> (2025年8月11日最終閲覧)

# フェミニスト現象学とインターセクショナリティ

中 澤 瞳

## はじめに

インターセクショナリティは、キンバリー・クレンショアの論文（1989）においてまず示された、人種やジェンダーといった単一軸に基づいてなされる分析への批判を含む概念である。クレンショアは、セクシズムにおいては白人女性の経験が基準となり、レイシズムにおいては黒人男性の経験が基準となってきたことを、判例を通じて示し、単一の争点では黒人女性の経験を捉えることができない点を明らかにした。アメリカにおけるレイシズム、セクシズムなどを批判するブラック・フェミニストや有色女性の思想と運動の中で生み出されたこの概念は、現在では様々な学問分野、またそれを超えて社会運動とも結びつき、さらに政策立案にも関与する概念となっている。

パトリシア・ヒル・コリンズとスルマ・ビルゲが、『インターセクショナリティ』において、大多数の人がおそらくは受け入れるであろう一般的な定義として示したインターセクショナリティ概念は次のようなものである。

インターセクショナリティとは、交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念である。分析ツールとしてのインターセクショナリティは、とりわけ人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、ネイション、アビリティ、エスニシティ、そして年齢など数々のカテゴリーを、相互に関係し、形成し合っているものとして捉える。インターセクショナリティは、世界や人々、そして人間経験における複雑さを理解し、説明する方法である<sup>1</sup>。

コリンズとビルマは、インターセクショナリティ概念が「交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念」であり、また「自分自身や周りの人々が直面している問題を解決するための分析ツール」<sup>2</sup>であると述べる。この定義を踏まえるならば、日常的な経験を考察の出発点に据える現象学的アプローチにとってもインターセクショナリティ概念は、重要な概念であるといえる。

そこで本稿では、インターセクショナリティという観点から見たフェミニスト現象

学のアプローチを確認し、今後の課題を導き出す。まず、フェミニスト現象学のアプローチについて簡単に確認する。次に、パトリシア・ヒル・コリンズ『インターセクショナリティの批判的社会理論』における、ボーヴォワール批判を取り上げる。最後に、フェミニスト現象学のアプローチが留意すべき点を確認する。

## 1. フェミニスト現象学における「女性」の身体的経験

フェミニスト現象学は、現象学の方法論を用いて、主流の現象学が見落としていたジェンダー化された主観性、経験を考察の中心に据えるところからスタートした。とりわけ、知覚経験や他人との関係において身体が果たす役割に着目する。こうしたアプローチは、ジェンダーの問題を抽象的なカテゴリーとしてではなく、個々の経験のなかで生起する現象として捉えることを可能にする。女性が直面する身体的な制約や社会的期待、そしてアイデンティティの形成過程を、具体的に理解しようとする点で重要である。

フェミニスト現象学の代表的な論者として、シモーン・ド・ボーヴォワール、サンドラー・リー・バートキー、アイリス・マリオン・ヤングらを挙げることができる。フェミニスト現象学者たちは、メルロ＝ポンティの身体論を参照し、「女性」として性別化された実存に視点を向けて、特定の身体経験に関与する権力、社会文化的な理解、そして規範を明るみに出すことを試みた。こうしたフェミニズムと現象学の関係について、ジュディス・バトラーは次のようにまとめている。

彼女〔＝I. M. ヤング〕の世代に属する他の多くのフェミニスト（私もそのひとりである）にとって現象学は、フェミニストたちが支配と規律の構造を省察し、それを変えようと模索するなかで、その構造を理解するための道を開いてくれる。われわれの導き手であるそうした学問の目的は、生きた経験をめぐる普遍的な説明と、経験の特殊な社会的、歴史的構造とを区別することではない。そうではなく、それはまさに、社会的構造が生きたものになるか、そしてその構造が生きた存在において身体のレベルでいかに再生産されるかを示すことである<sup>3</sup>。

「社会的、歴史的構造が生きた存在において身体のレベルでいかに再生産されるか」を示すこと、これは生きた経験の記述を通して試みられるが、この記述によって、経験が支配的な言説によって客体化されていることへの気づきをもたらされることが期待される。そうした気づきは、批判的な思考を促進し、社会正義を求める運動につながっていくこともまた期待されるのである。

他方で、フェミニスト現象学には批判も向けられてきた。そのひとつに、ボーヴォ

ワールは「西洋の、高等教育を受けた白人女性の経験」を暗にモデルとしていながら、それを一般化してしまったという批判がある。当然のことながら、一言で「女性」といっても、さまざまな状況を生きているはずである。だから「女性」というカテゴリーのもとに、あらゆる女性を包摂するのは不可能である。有色の女性、非西洋を生きる女性、レズビアンとして生きる女性、トランスジェンダーの女性など、「女性」という同じ言葉で一括りにしてしまえば、多様な生きられた経験の相を取り逃してしまう。ボーヴォワールが『第二の性』で立てた「女性とは何か」という問いは、性差だけではなく、階級、人種、年齢、セクシュアリティ、病、障害といった差異からなる、複雑で、錯綜した網の目のもとで捉えられなければならない。もしも、性差だけから女性の経験を記述できると考えるのであれば、それは暗に、経験を記述する上で性差を特権的なものとして捉えていることになるだろう。この問題は、インターセクショナルリティ概念によって、より明らかになってくる。このことを次に見ていきたい。

## 2. 『インターセクショナルリティの批判的社会理論』におけるボーヴォワール批判

コリンズは、『インターセクショナルリティの批判的社会理論』において、ボーヴォワールと、パウリ・マレーを取り上げ、両者の方法論を比較検討している。

コリンズによれば、ボーヴォワールとマレーは、共に人種と階級、ジェンダー、セクシュアリティの関係性を分析の一環として概念化している。しかし、その扱い方には大きな違いがみられる。

ボーヴォワールは人種やジェンダー、階級、エスニシティ、年齢といったお馴染みの分析カテゴリーを用いて自由と抑圧に関する議論を組み立てており、それゆえその著作は一見インターセクショナルに映る。しかし、ボーヴォワールがこれらのカテゴリーを用いるやり方は、彼女のインターセクショナルな分析のあり方を表しているだけではなく、そもそもそれがインターセクショナルな分析かどうかについても表している<sup>4</sup>。

コリンズの結論から言えば、ボーヴォワールの取り組みはインターセクショナルとはいえない。ボーヴォワールは、ジェンダー、人種、階級、セクシュアリティ、年齢といった重要なカテゴリーを分析の中に全て登場させているのだが、その扱い方には問題がある。なぜなら、諸カテゴリーは分析の中に登場はしているが、ボーヴォワールが設定した定義に基づき、それらはアナログ的に結ばれている状態にとどまっているからである。実際、コリンズが指摘する際に取り上げている『両義性のモラル』、『第二の性』というボーヴォワールの著作を見てみると、確かに、ボーヴォワールは人種

とジェンダーを次のようにアナロジカルに捉えて、女性の抑圧とその特異性を説明しようとしているように見える。一例として、以下の二つを引用する。

アメリカ南部の農場主たちの家父長的支配に従順にしたがう黒人たちを、農場主たちが「大きな子供」とみなしてきたのはまったく間違いだったわけではない。黒人たちが白人たちの世界を尊敬していた限り、黒人奴隷たちの状況はまったく子供じみた状況であった。多くの文明においては、この状況は、男によって作り出されたもろもろの法律、神々、風俗、真理を感受することしかできない女性たちの状況でもある<sup>5</sup>。

一つのカテゴリーに属する人々が別のカテゴリーの人々をかなり長いあいだ絶対的支配下においた例は他にもある。こうした特権をもたらすのは、数の上での不均衡である場合が多い。多数者が少数者に自分たちの方を強要したり、迫害したりするのだ。しかし、女はアメリカの黒人やユダヤ人のような少数者ではない<sup>6</sup>。

最初の引用では、黒人たちと女性たちが、家父長的支配のもとでの子どもとみなされる点においてアナロジカルに結びつけられている。また二つ目の引用箇所では、被支配的カテゴリーとして、アメリカの黒人、ユダヤ人、そして女性に共通性が見て取られ、結びつけられている。

ポーヴォワールは女性と黒人、ユダヤ人というカテゴリーの共通性を指摘しているのだが、同時にそれぞれのカテゴリーは対立的に捉えられてもいる。『第二の性』の引用箇所をみると、黒人、ユダヤ人、女性は被支配的カテゴリーに属する点で共通しているが、実際の数からすると女性は少数者ではないとされている。また、他の箇所になるが、ユダヤ人は抑圧と抑圧への抵抗の伝統の両方を証明する歴史がある、黒人は虐げられた状況を諦観し、奴隷制の苦痛を感じていない、しかし女性というカテゴリーはこうしたものを持っていないというように位置づけられる。

対立的に捉えるという点についても、コリンズは批判的に取り上げている。コリンズによれば、ポーヴォワールはカテゴリー同士を対立的差異で捉えていて、関係的差異において捉えていない（なお、ポーヴォワールと比較されるマレーは関係的差異において捉えているとされる）。対立的差異においては、対象が同じなのか、異なるのか、そのどちらなのかについての比較が強調される。他方、関係的差異においては、異なるものとして理解されている対象同士のつながりや重なりあいのポイントが検討される。コリンズの例をとれば、人種とジェンダーを対立的差異において比較すると、レイシズムと性差別がどのように似通って、どのように異なるかが問われる。他方、関係的差異を前提とすると、レイシズムと性差別の間の関係性が、異なる権力システム

としてのこれらの差別について何を明らかにし、そしてそれらがどのようにもう一方を形づくっているのかが問われることになる。

こうしたことから、ボーヴォワールの女性の抑圧に対する分析は、女性と他の抑圧された集団をアナロジーに基づき比較したが、それはインターセクショナリティを考慮した分析を抑制するアプローチであり、結果として抑圧と自由に関する視座を部分的なものとしてしまったとコリンズはみなすのである。

### 3. フェミニスト現象学とインターセクショナリティ

コリンズの結論にしたがえば、ボーヴォワールの取り組みはインターセクショナルではない。したがって、コリンズの見立てが妥当であるならば、経験を分析する際、ボーヴォワールのアプローチには一定の制約が伴う可能性がある。しかし「社会的、歴史的構造が生きた存在において身体のレベルでいかに再生産されるか」ということをフェミニスト現象学が探求していくためには、インターセクショナリティの視点をフェミニスト現象学のアプローチと結びつけていく必要があるだろう。では、それはどのようにするべきなのだろうか。

そのひとつは、上でみたように、コリンズが指摘する意味でのボーヴォワールのアプローチの見落としした点に注意を払うことだろう。加えて、インターセクショナリティの加算的アプローチに対する注意も必要だろう。コリンズは、インターセクショナリティの加算的アプローチに注意を促す文脈で、ボーヴォワールを再び取り上げて、次のように述べている。

ボーヴォワールは女性の抑圧の分析に際してジェンダーをマスターカテゴリーとして用い、そのジェンダー化された分析の中に人種やエスニシティ、階級、年齢というカテゴリーを加算している。彼女はジェンダーを研究対象としてのみならず、主たる分析カテゴリーとしても捉えていた。これに対して人種や年齢、階級は、彼女にとって記述的で自明のものであり、その多くは分析を全く要しないとみなされたのである<sup>7</sup>。

コリンズによれば、ボーヴォワールのアナロジーは、ジェンダー抑圧の根本的な性質に関する彼女の仮説を裏付けるような、他の分析カテゴリーを単に加算したにとどまる。このことを『第二の性』の次のような場面を取り上げて見てみよう。

苦しい状況のただなかで、つまり、伝統的に、女であることにまつわる負担に依然としてしばられながら、女はキャリアの道を進んで行くのである。…リチャー

ド・ライトは『ブラック・ボーイ』のなかで、アメリカのある若い黒人の野心が最初からどれほどの妨害に出会うか、そして白人にとってはじめて難題が生ずる水準に達するためだけでも、どんな闘いを続けなくてはならないかを教えてくれる。アフリカからフランスにやってきた黒人たちもまた—自分の内と外で—女たちが会おうのと同じ困難を経験している<sup>8</sup>。

キャリア形成における女性の困難が、外国人として働く若い黒人の困難と同じ困難として捉えられている。しかし、外国人として働く若い黒人の困難はこれ以上記述されることはない。したがって、一般にイメージされる限りでの外国人労働者、黒人労働者の困難を前提した上で、それが女性の困難に上乘せられるかたちで示されているのであり、論述の力点はあくまで女性のキャリア形成の困難さを示すことにあるとみることができる。

人種やエスニシティ、階級、年齢というカテゴリーを分析自体に組み込んでも、インターセクショナルな抑圧がどのようにしてジェンダー抑圧を形成するのかを示さない限りは、その取り組みは、実際には、インターセクショナルリティを組み込んだことにはならないだろう。

## まとめ

インターセクショナルリティは、「交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念」であり、日常的な経験を考察の出発点に据える現象学的アプローチにとってもインターセクショナルリティは、重要な概念であるといえる。ここでは最後に、土屋和代の指摘を取り上げておきたい。土屋の指摘はインターセクショナルリティ概念を広くアカデミズムの場で取り扱う際に、一般に留意すべき事柄に向けられているが、フェミニスト現象学のアプローチを検討する上でも、参照に値する示唆を含んでいると考えられる。

土屋の指摘は3つある。まず、1) 複雑さを中心に据えること。インターセクショナルリティという分析枠組みは、「単一争点」の運動の中でかき消されてきた声を響かせる、あるいはその声に耳を傾けるように人々に促すものである。インターセクショナルリティという枠組みによって、「単一争点」の運動が細分化され、「単一争点」の運動が発揮しうる威力を減じ得るものになりかねない点にたびたび懸念が表明されてきたし、また細分化された集団が差別と不平等をめぐって競い合うと「抑圧のオリンピック」が生じかねないという点にも懸念が出されてきた。

そこで、こうしたことが起こらないように、インターセクショナルリティは単一争点の運動やその基盤となる特定のカテゴリー自体が関係性の中で気づかれ、相互に運動

しあう姿を捉える試みであることを中心に考える必要がある。これは、先に見た、対立的な差異ではなく、関係的な差異でカテゴリー間を捉えることが重要だというコリンズの指摘に近いだろう。

次は、2)「インターセクショナリティ」をグローバルな文脈で考えるという点である。インターセクショナリティは、アメリカにおける、黒人や他の有色女性の経験のなかから生み出された分析枠組みである。それを他の地域の事例に当てはめることに問題はないかということが指摘される。そして、人種、階級、ジェンダーといったアメリカで重視されてきたカテゴリーをただ当てはめるのではなく、対象地域の社会的、歴史的、地理的コンテクストを踏まえて、そのカテゴリーがいかなる意味を持ちうるか、あるいは別のカテゴリーを用い得るのかを検討すべきである。日本という場所で考察をしていく際には、この点についても留意する必要がある。

最後は、3) 社会運動と学知の関係である。インターセクショナリティは社会運動の中から生まれた、社会的不平等を批判するための分析枠組みである。インターセクショナリティという言葉に埋め込まれたブラック・フェミニズムの歴史が捨象され、不平等や不正を問うという本来の目的が失われることへの危機感から、インターセクショナリティが「白人のものにされる」ことを批判する声はアメリカにおいて根強い。フェミニスト現象学のアプローチにおいても、不平等や不正を問うということとの関わりは留意する必要がある。

以上、人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、国籍、世代、アビリティなどのカテゴリーがそれぞれ別個にではなく、相互に関係し、人びとの経験を形づくっていることを、フェミニスト現象学が取り入れるためには、いくつか注意すべき点がある。こうしたことは、先に見た、ボーヴォワールに対するコリンズの指摘に現れている。

もちろん、コリンズの指摘がどの程度妥当なものであるのかについては、なお検討の余地があるだろう。とりわけ、人種や年齢、階級といった諸要素が、ボーヴォワールにおいて記述的で自明なものとして扱われているのか、またその多くが分析を要しないものと理解されているのかについては、他の文献も参照しながら慎重に検討される必要があると考えられる。

## 注

<sup>1</sup> 『インターセクショナリティ』 p. 16.

<sup>2</sup> 『インターセクショナリティ』 p. 16.

<sup>3</sup> 『この世界はどんな世界か?』 pp. 98-99.

<sup>4</sup> 『インターセクショナリティの批判的社会理論』 pp. 258-259.

<sup>5</sup> 『両義性のモラル』 p. 123.

<sup>6</sup> 『第二の性』 p. 21.

<sup>7</sup> 『インターセクショナリティの批判的社会理論』 pp. 303-304.

<sup>8</sup> 『第二の性』 p. 413.

## 参考文献

コリンズ, パトリシア・ヒル., ビルゲ・スルマ, 小原理乃訳・下地ローレンス吉孝監訳『インターセクショナリティ』人文書院, 2021年.

コリンズ, パトリシア・ヒル., 湯川やよい・松坂裕晃・佐原彩子・藤浪海訳『インターセクショナリティの批判的社会理論』勁草書房, 2024年.

土屋和代, 井坂理穂編『インターセクショナリティ 現代世界を織りなす力学』東京大学出版会, 2024年.

バトラー, ジュディス., 中山徹訳『この世界はどんな世界か? - パンデミックの現象学 -』青土社, 2023年.

ボーヴォワール, シモーヌ・ド., 青柳瑞穂他訳「両義性のモラル」『ボーヴォワール著作集2』人文書院, 1967年.

——, 『第二の性』を原文で読み直す会訳『第二の性 I 事実と神話』, 『第二の性 II 体験上』, 『第二の性 II 体験 下』河出書房新社, 2023年.

# 映像作品に対する日本語学習者の語り にみられる文化翻訳

— 映画『マイスマールランド』を事例として —

保坂敏子・島田めぐみ

## はじめに

映画やドラマ、アニメーションなどの映像作品は、日本語教育において言語学習と文化理解を統合的に促す教材として広く用いられてきた。映像作品は、言語表現だけでなく、社会的文脈、価値観、人間関係、感情の動きなどを視覚的・物的に提示するため、学習者が日本社会の多層的な側面に触れる契機となり得る。その一方で、映像作品を視聴した学習者が、作品に描かれた社会や文化をどのように理解し、どのような意味を見出しているのかという解釈のプロセスについては、必ずしも十分に明らかにされてきたとは言い難い。

映像教材を扱う先行研究では、教材としての効果や学習者の理解度、態度変容に焦点が当てられることが多く、学習者の反応は「感想」や「意見」として扱われがちである。しかし、映像作品の理解は、単なる内容把握や評価にとどまるものではなく、学習者が自らの文化的背景や経験を参照しながら、作品世界に描かれた出来事や価値観に意味づけを行う動的な過程であると考えられる。このような視点から、学習者の解釈を文化的意味の再構成プロセスとして捉え直す必要がある。

本研究が対象とする映画『マイスマールランド』(川和田 2022) は、在日クルド人家族が日本の難民認定制度のもとで生活の自由を制限されていく現実を描いた作品である。本作品は、難民制度、国籍や在留資格、家族関係の変容、教育の機会といった社会的課題を扱っており、日本語学習者にとっては、日本社会の「見えにくい現実」に向き合うとともに、メディアが流す情報をクリティカルに検討する契機にもなり得る映像作品である。同時に、視聴者の文化的背景や社会経験によって解釈が大きく異なる可能性を含んでおり、学習者がどのような文化的視座から作品を理解しているのかを検討する上で適切な題材であると考えられる。

本研究では、この映画を視聴した日本語学習者の文章による語りおよびインタビューにおける語りに注目し、学習者の映像作品理解を「文化翻訳 (cultural translation)」の観点から検討する。すなわち、学習者が作品世界と自分自身の文化のあいだで意味を交渉し、再構成していく過程を、文化翻訳の実践として位置づけるものである。

以上を踏まえ、本研究では、学習者の語りを手がかりに、映像作品を介した異文化間理解が、日本語学習者による主体的な意味生成としてどのように遂行されているのかを明らかにすることを目的とする。その際、映像作品理解を、単なる内容理解や感想の表明ではなく、自文化と作品世界のあいだで意味が交渉・再構成される文化翻訳のプロセスとして捉える。

本論文の構成は以下のとおりである。第1節では、映像作品を用いた言語教育・異文化間理解研究の先行研究を整理し、本研究の理論的枠組みとして文化翻訳の概念およびナラティブ分析の視点を提示する。第2節では、研究対象、データ、分析方法について述べる。第3節では、学習者の語りをもとに文化翻訳の多様な様相を分析結果として示す。第4節では、分析結果を踏まえた考察を行い、日本語教育研究への示唆と今後の課題を述べる。

## 1. 先行研究と理論的枠組み

本節では、本研究の分析視座を明確にするために、まず映像作品を用いた言語教育・異文化間理解研究に関する先行研究を整理し、本研究の位置づけを示す。次に、「文化翻訳」の概念について、Bhabha および Pym の議論を中心に整理し、本研究における文化翻訳の定義を明確にする。最後に、学習者の語りを分析する本研究において参照するナラティブ分析の視点について述べる。

### 1.1 映像作品を用いた言語教育・異文化間理解の研究

映画、ドラマ、アニメーションなどの映像作品は、言語教育および異文化間理解の分野において、学習者に言語的・文化的文脈を具体的に提示する教材として注目されてきた。とりわけ、教育用に制作された教材映像ではなく、一般に流通しているオーセンティックな映像作品は、特定の社会や文化に根差した価値観、行動様式、人間関係を物語として提示する点に特徴がある。そのため、映像作品は、言語形式の学習にとどまらず、文化的意味の理解や異文化的視点の形成を促す媒介として位置づけられている。

言語教育分野では、英語教育を中心に、映像作品を教材として用いる研究が蓄積されてきた。これらの研究では、映像作品が語彙や表現の習得に加え、談話理解や語用能力の育成、さらには学習者の動機づけの向上に寄与することが指摘されている (Bahrani & Tam 2012)。また近年では、ポップカルチャーとしての映像作品を、言語使用の文脈だけでなく、文化的意味や価値観を読み取る資源として位置づける研究も見られるようになっている (Werner & Tegge 2021)。映像作品は、言語が実際に使用される社会的文脈を可視化する点で、教科書中心の学習では得にくい言語使用の

リアリティを提供するとされる。

日本語教育においても、同様の観点から映像作品の教育的可能性が論じられてきた(牧野 2008, 吉村 2010, 臼井 2020)。保坂 (2020a, 2020b) では、映画やテレビドラマ、アニメといった映像作品が、文化知識の提示にとどまらず学習者が多様な文化的視点に触れ、解釈を深めるための媒介として位置づけられている。映像作品を通じた異文化間理解は、固定的な文化知識の獲得ではなく、作品世界と学習者自身の経験を往還しながら意味を構築する過程であると論じている。

一方、異文化間理解・異文化間コミュニケーション教育の分野では、映像作品は、他文化の価値観や行動様式を具体的に理解するための素材として用いられてきた。外国映画を教材として用いた研究では、学習者が登場人物の行動や人間関係を観察し、そこに表れる文化的前提や規範を解釈する過程が促進されることが示されている(Okenova et al. 2022)。また、ドラマ視聴に関する研究では、物語への感情移入を通じて、学習者の異文化に対する態度や認識が、ステレオタイプの理解から生活世界としての理解へと変容する可能性が指摘されている(長谷川 2007)。さらに、アニメ作品を対象とした研究では、象徴的表現や非言語的要素の多さが、学習者に多様な解釈を促し、自文化と他文化を比較しながら意味を構築する活動につながることを報告されている(門脇 2013)。

以上のように、映像作品を用いた研究は、言語教育および異文化間理解の双方の分野で蓄積が見られる。しかし、先行研究の多くは、映像作品を用いた授業実践の効果や態度変容に焦点を当てており、学習者が映像作品をどのように理解し、どのような文化的意味を生成しているのかという解釈プロセスそのものを分析対象とする研究は必ずしも多くない。本研究は、この点に着目し、映像作品理解を文化的意味の再構成過程として捉える立場から、学習者の語りを分析対象とし、文化翻訳の視点から異文化間理解を検討する。

## 1.2 「文化翻訳」の概念整理と本研究での位置づけ

「文化翻訳 (cultural translation)」は、文化の出会いや交流によって生じる相互作用、文化の変容、文化の混淆などのプロセスを「翻訳」にたとえた間口の広い概念である(井上他 2017)。人類学、ポストコロニアル理論、翻訳学、比較文化研究など、複数の研究領域で用いられ、それぞれの領域で異なる含意を持つ。人類学においては、フィールドワークで観察された特定文化の「意味」を解釈し、その意味を他者に伝える行為を指す(河原2014)。ポストコロニアル理論では、移民や亡命者などの移動によって生じる文化的異種混雑性を説明する概念として位置づけられ、翻訳学では言語を越えた文化的意味の移動や再構成を指す概念として議論されてきた(Pym 2009/2010)。また、比較文化研究では、小説や漫画から映画への翻案など、異なる記号やメディア、

ジャンル間における意味変換を指す場合にも用いられる(井上他 2017)。本研究では、これらの文化翻訳概念のうち、特に Bhabha (1994/2005) および Pym (2009/2010) の議論に依拠し、日本語学習者の映像作品理解を分析する理論的枠組みとして採用する。

ポストコロニアリズム理論の研究者である Bhabha は、文化翻訳を、文化と文化が交差する境界領域において意味が交渉され、新たな意味が生成される動的な過程として捉えている(Bhabha 1994/2005)。彼が提唱する「第三の空間(Third Space)」とは、文化が固定的なものとして存在するのではなく、相互作用を通じて変容し続ける場であり、文化翻訳が生起する中心的な場である。この第三の空間において、主体は意味の受け手ではなく、意味生成に関与する当事者として位置づけられる。この枠組みを日本語学習者の映像作品理解に適用すると、学習者が日本の映像作品を見る行為は、自文化と日本文化が交差する第三の空間を形成し、学習者は自身の文化的背景や経験を参照しながら、作品に描かれた出来事や価値観を再解釈する主体として位置づけられる。

一方、翻訳研究者である Pym は、文化翻訳とは、有限のテキストを前提としない、異文化間コミュニケーションの実践として捉えている(Pym 2009/2010)。そこで焦点となるのは、文化的意味がどのように再構築されるかというプロセスであり、文化翻訳を牽引するのは、主体としての翻訳者の行為である。すなわち、文化翻訳は異文化間の媒介行為として位置づけられ、文化と文化をつなぐためには、仲介者としての翻訳者の存在が不可欠であるとされる。Pym の文化翻訳概念は、翻訳者が複数の文化的価値や規範のあいだを移動しながら、意味を選択・調整・再構成する実践として理解することができる。この視点では、翻訳は中立的な操作ではなく、翻訳者の立場、目的、経験に依存する行為であり、文化翻訳は常に主体の判断を伴うプロセスであるとされる。このような視点は、学習者による映像作品理解にも適用可能である。学習者は、どの場面に注目するか、どこに違和感を覚えるか、どの価値観を参照し、どのような評価を与えるかといった選択を、自身の文化的立ち位置に基づいて行っている。したがって、学習者は、映像作品の世界と自文化のあいだに立つ「文化間の仲介者」として捉えることができる。

以上を踏まえ、本研究では、Bhabha の「第三の空間」による文化的意味生成の視点と、Pym の「仲介者としての主体性」による意味選択の視点を参照し、学習者の映像作品理解における文化翻訳を分析する。本研究における文化翻訳は、文化的意味が第三の空間で交渉され、学習者という主体によって選択・再構成された結果として生じるプロセスであると定義する。

### 1.3 学習者の語りに注目するための視点としてのナラティブ分析

本研究では、日本語学習者の映像作品理解を文化翻訳のプロセスとして捉えるにあたり、学習者が映画視聴後に行った文章およびインタビューにおける語り（ナラティブ）を主要な分析対象とする。これらの語りは、映画の出来事を客観的に再述したものではなく、学習者が自身の文化的背景、価値観、経験を参照しながら、出来事に意味づけを行い、再構成した結果として生成されたものである。本研究では、こうした語りの性質を踏まえ、学習者の文化翻訳のあり方を読み解くための視点として、質的研究で用いられてきたナラティブ分析の考え方を参考にする。

ナラティブ分析は、語りを単なる事実の報告や意見表明としてではなく、語り手が世界をどのように理解し、どのような意味を付与しているかを示す構造的な営みとして捉える分析視座である。Riessman (2008/2014) によると、語り手はある出来事について語る際、「その後の行動や意味づけが当然だと、その話から聴き手に受け取ってもらえるようなシークエンスとして出来事をつなげる」(p.7) とされる。すなわち、語り手は、ある目的をもって重要だと考える出来事を選別し、繋ぎ合わせて、一つのシークエンスのある語りを再構成するのである。その語りには、語り手の文化的背景や価値判断、立場性が反映されており、それらは語りの焦点化や評価表現、自己と他者の位置づけといった形で表面化すると考えられる。

本研究においてナラティブ分析の視点が有効だと考えた理由は、文化翻訳を意味の移動や文化的意味の再構成のプロセスとして捉える点にある。Bhabha の第三の空間やPymの仲介者としての主体性はいずれも、文化間の境界において意味が固定されず、主体による選択と交渉を通じて生成されることを前提としている。このような意味生成の過程は、学習者がどの場面に注目し、どの価値観や経験を参照し、どのような評価語を用いて語るかといった語りの中に具体的に表れる。そのため、学習者の語りをナラティブとして捉え、そこに表出する意味づけのあり方を読み解くことは、文化翻訳のプロセスを検討する上で有効な手がかりとなるものと思われる。

ただし、本研究はナラティブ分析を方法論として厳密に適用し、語りの構造類型や物語形式そのものを分析対象とするものではない。あくまで、学習者の語りを文化翻訳の実践として解釈するための視点として、ナラティブ研究の知見を参照する立場を取る。本研究で特に注目するのは、①学習者がどの場面や要素に関心を向けているか、②それらをどのように意味づけ、評価しているか、③その解釈にどのような文化的立ち位置や経験が反映されているか、という点である。これらの観点から学習者の語りを検討することで、本研究では、学習者の映像作品理解を、単なる感想や知識の理解にとどまらず、自文化と作品世界のあいだで意味が交渉・再構成される文化翻訳のプロセスとして捉える。

## 2. 研究方法

本節では、本研究の研究課題を再確認したうえで、研究対象、データの収集方法、および分析方法について述べる。

### 2.1 研究課題

本研究の目的は、日本語学習者が映画『マイスマールランド』をどのように理解し、その理解の過程においてどのような文化翻訳が生起しているのかを明らかにすることである。第1節で整理したように、本研究は、Bhabhaの「第三の空間」およびPymの「仲介者としての主体性」という二つの文化翻訳概念を理論的枠組みとして参照し、学習者の映像作品理解を、文化的意味の交渉・選択・再構成のプロセスとして捉える。上記の目的を達成するために、本研究では以下の研究課題を設定する。

研究課題1：日本語学習者は、映画『マイスマールランド』に描かれた社会・文化について、どのように意味づけて語っているか。

研究課題2：学習者の文化的立ち位置（文化的背景や経験の違い）は、その語りにどのように反映されているか。

以上の分析結果を基に、学習者の語りにみられる意味づけが、文化翻訳（Bhabha・Pym）の観点からどのようなプロセスとして捉えられるかについて考察を行う。

### 2.2 研究対象

#### 2.2.1 対象作品

本研究で対象とする映画『マイスマールランド』は、日本とフランスの合作映画で、2022年5月6日に日本で公開された作品である。監督は川和田恵真氏で、長編映画デビュー作である。イギリスと日本にルーツを持つ川和田監督は、自分の国はどこかを問い続けるなど、アイデンティティの揺らぎを経験していることから、国とは何かを問う存在として、クルド人に興味を持ち、2年間をかけて制作したものである<sup>1</sup>。本作品は、2022年第72回ベルリン国際映画祭においてアムネスティ国際映画賞特別表彰を受けるなど、国際的にも評価を得ている。

本作品では、埼玉県に住む難民申請中のクルド人一家の物語が、幼いころに日本に移動してきた高校生の長女サーリヤの目を通して語られていく。日本語を母語のように使い、日本社会の中で将来を思い描いていたサーリヤが、難民申請の不認定という制度的判断をきっかけに、進学や就労といった選択肢を奪われていく状況に直面する

ところから展開する。家族の生活不安や関係の緊張が高まる中で、サーリヤ自身も、日本社会に属しているという感覚と、「外国人」「難民申請者」として扱われる現実とのあいだで葛藤を深めていく。

以上のように、本作品は難民制度や在留資格、教育機会といった社会的課題とともに、異文化間の接触や排除、家族の絆、人間の尊厳といった心理的側面を重層的に描いている。日本において難民問題を正面から扱った映像作品が少ない中、在日クルド人を題材として取り上げ、難民申請者が日常生活の中で直面する困難を具体的に描いた点に、本作品の特徴がある。近年、「在日クルド人」をめぐる報道が散見されるようになった一方で、難民制度の実態や当事者の生活上の問題は十分に共有されているとは言い難い。本作品はそうした「見えにくい現実」に光を当てている。日本語学習者にとっては、「難民」や「行政手続き」など社会文化的知識が不足しがちな領域が描かれるため、作品の理解には必然的に学習者自身の文化的知識や経験を参照することが必要となる。このことは本研究の分析目的と合致しており、学習者がどのような文化的資源を用いて意味づけを行うかが語りの中に可視化されると思われたため、文化翻訳のプロセスを捉える題材として適切であると判断した。

## 2.2.2 調査参加者

本研究の調査参加者は、日本の大学において日本語および専門科目を学ぶ中上級レベルの日本語学習者4名である。各調査参加者のプロフィールを表1に示す。

表1 調査参加者のプロフィール

	国籍	性別	第一言語	その他の使える言語	日本語学習歴	来日回数 (過去の留学経験)
A	フィリピン	F	Kinaray-a語(母) Hiligaynon語(父)	英語, タガログ語, 日本語, 韓国語	4年	1回目
B	台湾	F	中国語	台湾語, 日本語, 英語	4年	5回目(留学1回)
C	タイ	M	タイ語	日本語, 英語	6年	3回目
D	ドイツ	M	ドイツ語	英語, 日本語	9年	2回目(留学2回)

(筆者作成)

調査参加者の出身地域はフィリピン、台湾、タイ、ドイツであり、それぞれ異なる文化的背景や社会経験を有している。言語的背景を見ると、第一言語については、Aは両親それぞれの言語を挙げているのに対し、B、C、Dはいずれも出身国の標準的な言語を第一言語としている。調査参加者全員が、第一言語以外に使用可能な言語を2言語以上挙げており、全員が複言語能力を有していることが分かる。日本との関わりに着目すると、日本語学習歴はいずれの調査参加者も4年以上であり、Aを除く3

名は複数回来日した経験を有している。特に B と D は、調査時点の留学以前にも、日本で留学生活を送った経験がある。

以上のように、多様な文化的背景を持つ参加者が含まれていることは、本研究にとって重要である。なぜなら、参加者の語りに現れる文化翻訳の内容や焦点化には、それぞれの異なる文化的立ち位置が反映されると考えられるからである。また、本研究の調査参加者数は少数であるが、量的な一般化を目的とするものではなく、学習者個々の語りを精緻に読み解く質的研究として位置づけられる。そのため、多様な文化的立ち位置をもつ学習者の語りを、比較可能な形で収集することを重視した。

### 2.3 データと調査手順

本研究で用いたデータは、映画視聴後に実施した半構造化インタビューにおける発話記録と、インタビュー後に学習者が作成した文章である。調査の手順は、以下のとおりである。

#### (1) 映画の視聴およびタスクシートへの回答

映画視聴後の内容理解やコメントを記述するためのタスクシートを、Google Forms を用いて配信した。調査参加者は、映画を全編視聴した上で、タスクシートの各質問に回答した。

映画の視聴方法は調査参加者によって異なり、A と B はそれぞれ個別に映画を視聴した。一方、C と D は対面集合形式で視聴を行った。具体的には、両名が一か所に集まり、調査実施者ととも映画の内容について適宜質疑応答を行いながら視聴し、その後、Google Forms 上のタスクシートに回答した。

タスクシートの質問は、以下の5つの領域から構成された。

- A. 言語的・文化的背景に関する質問
- B. 日本語使用経験および日本社会との関係性に関する質問
- C. 映像作品の理解と解釈に関する質問
- D. 映像作品に対する評価および意味づけに関する質問
- E. 自由記述コメント

#### (2) オンライン・インタビュー

インタビューは、タスクシートへの回答内容を踏まえた半構造化インタビューを採用し、Zoom を使用し、1人あたり約60分を目安として、個別に実施した。インタビューでは、各質問に対する回答について、その背景にある考え方や、自身の経験・価値観との関連などを中心に、自由に語ってもらった。インタビューは録画したが、インタ

ビューの進行と同時に発話記録を作成し、記録内容が調査参加者の意図に沿っているかをその場で確認した。

倫理的配慮として、インタビュー開始前に、参加者に対して口頭および書面により研究の目的を説明し、研究参加への同意を得た。また、インタビューの録音および記述内容の研究利用について、事前に許可を得た。

### (3) 映画に対する考えをまとめた文章の作成

インタビュー後、映画に対する最終的な解釈として、学習者に400字～500字程度で「映画に描かれた社会や文化」について自らの考えを文章にまとめる課題を課し、文章による語りを収集した。

以上のインタビュー発話記録および文章を、本研究では、学習者による文化翻訳のプロセスが表出した質的データとして扱う。

## 2.4 分析方法

本研究で分析の対象とするのは、インタビューの発話記録および、インタビュー後に学習者がまとめた文章である。本研究では、学習者が映画という文化的テキストをどのように解釈し、自身の文化的背景や経験を参照しながら意味づけていくかという過程を、「文化翻訳」のプロセスとして捉え、その具体的なあり方を質的に分析する。

分析の主たる対象は、映画に対する最終的な考えを総括した文章による語りである。まず文章を分析したうえで、インタビューの発話記録と照らし合わせ、文章では明示的に語られなかった内容や、時間経過による解釈の変化を確認し、分析を深めた。分析作業の手順として、まず学習者の文章を意味のまとまりごとに切片化した。次に、各切片について内容を精査し、設定した分析視点に基づいてラベリングを行った。さらに、この文章データのラベル付けを基点として、インタビューの発話資料を参照しながら、ラベルの追加および修正を行った。

本研究で用いた分析視点は、以下の三点である。

- (1) 注目点：学習者が映画のどの場面や要素に関心を向けているか。
- (2) 解釈：注目した場面や要素を、どのように意味づけ、評価しているか。
- (3) 文化的立ち位置：その解釈に、学習者自身の文化的背景、経験、価値観がどのように反映されているか。

これらの分析視点は、第1節で整理した文化翻訳概念およびナラティブ分析の視点と対応している。すなわち、学習者の語りにおける注目点と解釈は、文化的テキストと学習者の経験とが交差する「第三の空間」における意味生成のあり方を示すもので

あり、文化的立ち位置は、その意味生成において学習者が仲介者としてどのような主体性を発揮しているかを読み解くための手がかりとなる。

分析では、エクセルシートを用いてラベル付けを行った。その具体例を表2に示す。

表2 分析視点に基づくラベル付けの例

A	言い換え	注目した文化要素（何に着目したか）	自文化との比較	文化的立ち位置や背景要因	文化的内容をどのように言語化・再構成したか ＝翻訳の方法・表現	文化的内容をどう枠づけたか 翻訳タイプ（共感/反発/再解釈）	補足メモ（自由記述）
タイトル：社会と文化が私たちをどう形作るか この映画を見て、私は人々が社会でどのように生活しているか、そして社会が私たちをどのようにコントロールしているのかに気づきました。 たとえば、日本の社会はサーリアに、ヨーロッパ人であることには特権があると言って、クルド人であることは多くの人に受け入れられていないと考えさせました。	社会は人々をコントロールしている					社会がコントロールする	
フィリピンでも、白い肌が美しいとされる考えが強いです。	白い肌は美しい（価値観）	白い肌は美しいとする価値観	自国も同じ	外見に対する同じ社会規範の経験を持つ	白い肌は美しいとされる考え（価値観）	共感	
これは社会が私たちに強制していることだと思います。	社会の強制				社会が強制（社会が強い序列）	批判的解釈	
サーリアは、父親が捕まった時には、仲間クルド人を助けるように言われました。					父親に言われた（家族の強制）		

（筆者作成）

以上の手順を通して、学習者の語りを個別に分析するとともに、学習者間の共通点および差異を比較し、文化翻訳の多様なプロセスを明らかにした。

### 3. 分析結果

本節では、映画『マイスマールランド』を視聴した日本語学習者4名の文章およびインタビューにおける語りをもとに、学習者が作品に描かれた社会・文化をどのように意味づけているかを分析結果として示す。まず、分析の結果得られた4名のストーリーラインを提示し、次に、研究課題1の分析結果として、学習者の語りに共通して見られた注目点と解釈の特徴を整理する。続いて、学習者ごとの語りにみられる文化翻訳の様相を記述し、最後に、研究課題2の分析結果として、文化的立ち位置の違いと翻訳プロセスの関係について考察する。

#### 3.1 調査参加者のストーリーライン

まず、4名の調査参加者における『マイスマールランド』に対する意味づけの概要をつかむために、分析結果を基にまとめたストーリーラインを提示する。

#### フィリピン出身学習者：A

映画を見て、社会が人々に価値観を押し付け、特権や差別を生み出していることに気づいた。日本社会やフィリピン社会の例を挙げ、文化や社会は秩序を保つためのルールである一方、人権を無視する文化には従うべきではないと主張している。

#### 台湾出身学習者：B

映画を通して日本社会の整然さや安全さを再確認する一方で、難民にとっては規則や制度が厳しく、人間性を無視する冷たさがあることに気づいた。サーリヤが国籍や在留資格によって選択肢を失っていく姿に、国際的に中途半端な立場に置かれやすい台湾人としての自身の経験を重ね合わせた。文化や制度の違いは対話を生む契機になり得ると捉え、多様性を受け入れる社会の必要性を感じている。

#### タイ出身学習者：C

映画を通して、日本にも難民問題が存在していることを初めて知り、日本社会における難民申請の厳しさや経済的困窮の実態に衝撃を受けた。サーリヤが家族を支えるために「パパ活」を行っていた点に注目し、難民が生き延びるためには支援者の存在が不可欠であると強く感じている。映画を通じて、日本は安全で豊かな国であるという先入観が崩れ、日本社会においても難民支援への理解と協力が必要であると考えようになった。

#### ドイツ出身学習者：D

映画を通じて、在日クルド人家庭の子どもが在留カードの失効によって進学や就労、移動の自由すら奪われる現実を知った。日本社会が難民を社会の一員として十分に認めず、生活圏を制限することで精神的にも閉じ込めている状況に問題意識を抱いている。また、日本社会におけるクルド人への理解の乏しさや、SNS上での差別的言説にも言及し、映画が多くの人に見られることで状況改善のきっかけになることを期待している。

以上のストーリーラインから、学習者はいずれも作品全体の物語を要約するのではなく、特定の場面や出来事に強く焦点を当て、そこから日本社会の制度や価値観、自身の経験や問題意識と結びつけた意味づけを行っていることが分かる。これらの語りには、作品世界と学習者自身の文化的・社会的経験とを往還しながら形成されており、映画理解が単なる内容把握にとどまらず、文化翻訳のプロセスとして遂行されていることを示している。

### 3.2 学習者の語りにみられる注目点と解釈の特徴

本節では、研究課題1「学習者は映画に描かれた社会・文化をどのように解釈するか」に基づき、各調査参加者の語りに見られた注目点とそれに対応する解釈の特徴を整理する。

分析の結果、学習者の語りには、作品全体のストーリーを包括的に捉えるのではなく、特定の場面や要素に注目し、そこから社会的・文化的意味を読み取る形で解釈を行う傾向が共通して見られた。とりわけ、「難民制度や在留資格による制約」「経済的困窮を象徴する行為」「日本社会の価値観や規範」「主人公のアイデンティティの揺らぎ」といった点が、注目点として繰り返し語られていた。例えば、主人公サーリヤが在留資格の問題によって進学や移動の自由を失っていく場面に注目した学習者は、この出来事を単なる個人の不運としてではなく、日本社会の制度が人々の生をどのように制約しているかを示す象徴的な場面として意味づけていた。また、生活費を得るためにサーリヤが「パパ活」を行う場面に注目した学習者は、この行為を経済的困窮の深刻さを示す具体的行動として捉え、難民制度の理不尽さや、社会的支援の不足を浮き彫りにするものとして解釈していた。

さらに、日本社会の「整然さ」「安全さ」といった一般に肯定的に評価されがちな特徴に注目した学習者の語りでは、それらが規則や制度によって人間の生活を抑圧する側面と結びつけて解釈されていた。日本社会の秩序性に対する注目は、制度が人間性よりも優先される社会の在り方への批判へと転じている。

以上のように、学習者は「白い肌＝美」や「パパ活」、在留資格による制約といった特定の要素に注目し、それらを社会的序列意識や難民制度の理不尽さと結びつけて解釈していた。このことから、学習者の語りでは、どこに注目したかという選択が、どのような意味づけや評価を行うかということと密接に結びついており、出来事の再述よりも、社会や文化に対する解釈や評価が中心となって語られていたことが分かる。

### 3.3 学習者ごとの語りにみられる文化翻訳の多様性

本節では、研究課題1の分析結果を踏まえ、学習者ごとの語りに着目し、それぞれに見られる文化翻訳の多様な様相を記述する。

#### 3.3.1 フィリピン出身学習者 A の語り

フィリピン出身の学習者は、3.2で示した「日本社会の価値観や規範」への注目点に基づき、映画の中で描かれる「白い肌＝美しい」という認識を、社会が人々に押し付ける序列意識の問題として捉えていた。この学習者は、日本社会における外見に関する価値観を、フィリピン社会における自身の経験と結びつけて語っており、文化や社会が人々に特定の価値観を強制する構造そのものを批判的に捉えている。

語りの中では、「文化や社会は秩序を保つためのルールである一方、人権を無視するものであれば従う必要はない」という評価が示されており、作品の一場面を通して、社会規範と個人の尊厳の関係を問い直す姿勢が見られた。この語りは、作品世界と自文化の経験を往還しながら、新たな価値判断を構築する文化翻訳の一例といえる。

### 3.3.2 台湾出身学習者 B の語り

台湾出身の学習者は、3.2 で整理した「日本社会の価値観や規範」への注目点に基づき、日本社会の整然さや安全さといった肯定的イメージを再確認しつつも、難民に対しては規則や制度が冷酷に作用する側面があることに注目していた。特に、国籍や在留資格によってサーリヤの選択肢が次第に失われていく過程を、日本社会の制度的特徴として批判的に捉えている。

この学習者は、自身が国際的に中途半端な立場に置かれやすい台湾人であることに言及し、「主人公のアイデンティティの揺らぎ」と自身の経験を重ね合わせて語っていた。語りの中では、制度や文化の違いが対話を生む契機になり得るという前向きな評価も示されており、作品理解が自己経験と接続されることで、多層的な意味づけが行われていることがうかがえる。

### 3.3.3 タイ出身学習者 C の語り

タイ出身の学習者は、3.2 で示した「経済的困窮を象徴する行為」への注目を中心に、映画を通して日本にも難民問題が存在していることを初めて知ったと述べており、日本社会に対する既存のイメージが大きく揺さぶられたことを語っていた。この学習者は、難民申請中であっても生活のために収入を得る必要がある点に注目し、申請が不認定となって在留カードを失った後、サーリヤが家族を支えるために「パパ活」を行ったことを、日本で生き延びるための切実な選択として捉えている。

語りの中では、難民に対する社会的支援の必要性が強調されており、日本社会においても難民問題への理解と協力が不可欠であるという評価が示されていた。作品理解は、日本社会への驚きと批判を含みつつ、支援のあり方を考える方向へと展開している。

### 3.3.4 ドイツ出身学習者 D の語り

ドイツ出身の学習者は、3.2 で整理した「難民制度や在留資格による制約」への注目点に基づき、在日クルド人家庭の子どもが在留カードの失効によって進学や就労、移動の自由を奪われる点に強い問題意識を示していた。この学習者は、日本社会が難民を社会の一員として十分に受け入れていないと感じたことを述べ、子どもに対しても非情に制度が適用される現実を批判的に語っている。

また、日本社会におけるクルド人への理解の乏しさや、SNS上での差別的言説にも言及し、映画が多くの人に見られることで社会的議論が喚起されることを期待する姿勢を示していた。語りは、制度批判にとどまらず、映像作品の社会的役割にまで及んでおり、作品理解が公共的視点へと拡張されている点が特徴的である。

### 3.4 文化的立ち位置と翻訳プロセスの差異

本節では、研究課題2「学習者の文化的立ち位置によって翻訳プロセスはどのように異なるか」に基づき、学習者ごとの語りを比較しながら、文化的立ち位置と翻訳プロセスの関係を整理する。

3.3で示した個別分析から、学習者はいずれも作品に描かれた出来事を自らの経験や関心と結びつけて解釈していたが、どの要素に注目し、それをどのような意味づけへと展開したかは、学習者の文化的立ち位置によって異なっていた。ここでいう文化的立ち位置とは、学習者がこれまでに経験してきた社会規範や文化的経験、難民問題に対する知識や態度、国籍や自己認識のあり方などを含むものである。具体的には、外見に関する社会規範の経験の有無、難民問題に対する知識や批判的姿勢の有無、国籍や自己認識の揺らぎを経験してきたかどうかといった点が、翻訳プロセスの差異を生み出す重要な要因となっていた。

たとえば、フィリピン出身の学習者は、外見に関する社会規範をめぐる経験を背景に、「白い肌=美」という認識に注目し、それを社会的序列意識への批判として意味づけていた。一方、台湾出身の学習者は、国籍や自己認識の揺らぎという立ち位置から、主人公のアイデンティティの不安定さに共感し、日本社会の制度的特徴を批判的に捉えつつ、相互尊重や共存の必要性へと解釈を展開していた。また、タイ出身の学習者は、難民問題に関する事前知識が少ない立場から、「パパ活」という行為に強い衝撃を受け、難民が置かれた経済的困窮や支援の必要性に焦点を当てて解釈していた。これに対し、ドイツ出身の学習者は、日本の難民制度そのものに対する疑問や複数文化での生活経験を背景に、子どもへの制度的対応に注目し、難民制度への批判や、映画が社会的議論を喚起する可能性への期待へと意味づけを広げていた。

以上の関係を整理したものが、表3である。表3は、学習者の文化的立ち位置、注目点、およびそれに基づく解釈を対応づけて示しており、同一の映像作品であっても、学習者の立ち位置の違いによって、翻訳プロセスが多様に展開されることを示している。このように、本研究の分析結果から、学習者による映画理解は一様なものではなく、文化的立ち位置に基づく意味の選択と再構成という文化翻訳のプロセスとして遂行されていることが明らかになった。

表3 4名の文化翻訳プロセス比較表

出身	文化的立ち位置	注目点	解釈
フィリピン	外見規範の経験あり	白い肌	社会的序列（価値観）への批判
台湾	国籍・自己認識にゆらぎ	アイデンティティのゆらぎ 日本社会の二面性	自己の経験と接続（共感） 社会制度批判 相互尊重と共存の必要性
タイ	難民に関する知識が少ない	パパ活	難民制度理不尽さへの批判 支援の必要性の強調
ドイツ	日本の難民制度に疑問 複数文化の経験あり	子供への対応	難民制度への批判 映画が起す社会変革への期待

（筆者作成）

## 4. 考察

本節では、第3節で示した分析結果を踏まえ、日本語学習者による映像作品理解を文化翻訳のプロセスとして捉えることの意義について考察する。具体的には、まず、学習者の語りにみられた意味生成の特徴を「第三の空間」という観点から整理し、次に、学習者を文化翻訳の主体（仲介者）として捉えることの意味を検討する。さらに、学習者の語りを分析対象とすることの意義を明らかにし、映像作品を用いた日本語教育研究への示唆を論じる。

### 4.1 第三の空間としての映像作品理解

第3節の分析から、日本語学習者は映画『マイスマールランド』を視聴する際、作品に描かれた出来事をそのまま受け取るのではなく、自文化の経験や価値観を参照しながら意味づけを行っていることが明らかになった。学習者の語りは、作品世界と自文化が交差する場において生成されており、この場はBhabhaのいう「第三の空間」として捉えることができる。

第三の空間においては、文化的意味は固定的なものとして存在するのではなく、主体による解釈や評価を通じて再構成される。本研究における学習者の語りも、映画の内容理解にとどまらず、難民制度、社会規範、アイデンティティといった問題を、自身の文化的文脈と結びつけながら再解釈する過程を示していた。たとえば、日本社会の制度的特徴や価値観に対する評価は学習者ごとに異なっており、その差異は、学習者が第三の空間においてどのような文化的資源を用いて意味を構築したかを反映している。

このように、映像作品を理解する場は、単なる情報受容の場ではなく、学習者が自文化と他文化を往還しながら意味を交渉する第三の空間として機能していると考えられる。本研究の結果は、第3節で示した学習者ごとの解釈の差異が、第三の空間にお

ける意味生成として理解できることを示している。

#### 4.2 学習者を文化翻訳の主体として捉える意義

本研究では、学習者の映像作品理解を文化翻訳の実践として捉え、学習者を文化間の仲介者として位置づけた。この視点から見ると、学習者の語りにみられる注目点や評価の違いは、単なる理解の差ではなく、意味を選択し、再構成する主体的な判断の結果であると解釈できる。

第3節で示したように、学習者はそれぞれ異なる文化的立ち位置から、作品の中の特定の場面に意味を見出ししていた。外見に関する社会規範に注目する語り、国籍やアイデンティティの揺らぎに共感する語り、難民制度の理不尽さや支援の必要性を強調する語りなどは、いずれも学習者が自身の経験や価値観を参照しながら意味を再構成していることを示している。これは、Pymが指摘するように、文化翻訳が常に主体の立場や経験に依存する行為であることと一致する。

このように学習者を文化翻訳の主体として捉えることで、映像作品理解を「正しい解釈に近づく過程」としてではなく、「多様な意味が生成される過程」として理解することが可能になる。本研究の結果は、学習者の語りの多様性そのものが、文化翻訳の豊かさを示すものであることを示唆している。

#### 4.3 学習者の語りを分析対象とすることの意義

本研究では、学習者の文章およびインタビューにおける語りを主要な分析対象とし、ナラティブ分析の視点を参照して文化翻訳のプロセスを検討した。その結果、学習者の語りには、どの場面が重要だとみなされたか、どのような評価が与えられたか、自己と他者がどのように位置づけられているかといった点から、意味生成の過程を読み取ることができた。学習者の語りに注目することで、映像作品理解が、単なる知識獲得や感情的反応ではなく、文化的意味を再構成する行為であることが可視化される。語りは、文化翻訳が実際にどのように行われているかを示す具体的な表出であり、文化理解研究において重要な分析資料となり得る。

この点において、本研究は、映像作品を用いた日本語教育研究に対し、学習者の語りを文化翻訳の実践として理論的に位置づける可能性を提示している。すなわち、学習者が映像作品について語る行為を、単なる感想や理解の結果としてではなく、自文化と作品世界のあいだで意味を選択し、再構成する主体的な意味生成の過程として捉える視点を示したものと言える。映像作品を通じた異文化間理解を考える際、学習者がどのように語るかに注目することは、文化理解の多様性や動態性を捉える上で有効な視点であると考えられる。

## 5. おわりに

本研究は、映画『マインモールランド』を視聴した日本語学習者の文章およびインタビューにおける語りを分析対象とし、学習者の映像作品理解を「文化翻訳」のプロセスとして捉えることを目的とした。映像作品を通じた異文化間理解が、単なる内容理解や感想の表明にとどまらず、学習者が自文化と作品世界のあいだで意味を交渉し、再構成していく動的な営みであることを明らかにすることを目指した。

本研究では、Bhabhaの「第三の空間」およびPymの「仲介者としての主体性」という文化翻訳概念を理論的枠組みとして参照し、学習者の語りをナラティブとして分析した。その結果、学習者は同一の映像作品を視聴していても、それぞれ異なる場面に注目し、自身の文化的背景や社会経験を参照しながら、多様な意味づけを行っていることが示された。これらの語りは、作品世界と自文化が交差する第三の空間において生成されたものであり、学習者が文化翻訳の主体として能動的に意味を再構成していることを示している。

本研究の意義は、映像作品を用いた日本語教育・異文化間理解研究において、学習者の語りそのものを文化翻訳の実践として理論的に位置づけた点にある。従来の研究が、映像教材の効果や学習成果に焦点を当てる傾向にあったのに対し、本研究は、学習者がどのように理解しているかという解釈のプロセスに光を当て、その多様性と動態性を明らかにした。この視点は、映像作品理解を「正解に近づく過程」としてではなく、「意味が生成され続ける過程」として捉える可能性を示している。

一方で、本研究にはいくつかの限界も存在する。調査参加者数が4名と少数であるため、結果を一般化することには慎重である必要がある。また、対象作品が一つの映画に限定されている点や、学習者の言語レベルや学習環境の違いについて十分に検討できていない点も課題として挙げられる。今後は、調査参加者数や作品の種類を拡大し、異なるジャンルやテーマの映像作品における文化翻訳のあり方を比較検討することが求められるだろう。

さらに、学習者の語りを分析する枠組みとして参照したナラティブ分析についても、今後はより精緻な分析視点の導入が検討され得る。本研究では、語りを文化翻訳のプロセスを読み解くための補助的視点として用いたが、語りの構造や語用的特徴に着目することで、文化的意味生成の過程をより詳細に捉えることが可能になると考えられる。

本研究が示したように、映像作品を介した文化理解は、学習者が自らの立ち位置を問い直しながら意味を構築していく営みである。学習者の語りに注目することは、異文化間理解研究において、文化がどのように翻訳され、どのように生成されているの

かを捉える有効な手がかりとなる。本稿が、今後の日本語教育研究および映像作品を用いた文化理解研究において、学習者の解釈プロセスに目を向ける議論の一助となれば幸いである。

## 附記

本論文は、2025年8月21日に開催された第29回東アジア日本語教育・日本文化研究学会国際学術大会における口頭発表の内容を基に、加筆・修正を行ったものです。

## 謝辞

本研究はJSPS科研費23K00614の助成を受けたものです。

## 注

1. 朝日新聞の関連サイト『telling, あなただけに言うね』に2022年5月3日に掲載された記事「映画監督・川和田恵真さん アイデンティティの葛藤が作品に繋がった」を参照した。(https://telling.asahi.com/article/14610034 2025年12月25日閲覧)

## 参考文献

- 井上健・呉川・古賀太・近藤健史・高網博文・ドーシー ジョン T・松岡直美・保坂敏子・椎名正博 (2018)「文化翻訳が拓く異文化間コミュニケーション—文学, メディア・アート, パフォーマンスにおける事例研究—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』18, 279-290
- 白井直也 (2020)「アニメと日本語教育:2020年以降のアニメ活用の新たな地平に向けて」公益財団法人日本のローマ字社編『ことばと文字』(13号, pp.80-87), くろしお出版
- 門脇薫 (2013)「映像作品を利用した異文化理解のための日本語教育」『日本学刊』16号, 4-22, 香港日本語教育研究会
- 河原清志 (2014)「翻訳概念の射程—文化の翻訳と喩としての翻訳」『金城学院大学人文・社会科学研究所紀要』18, 1-14
- 長谷川尚子 (2007)「韓国テレビドラマ視聴と態度変容—異文化間教育の視点から—」『異文化間教育』26, 121-135
- Bhabha, H. K. (1994), 本橋哲也・正木恒夫・外岡尚美・阪元留美 (訳) (2005)『文化の場所—ポストコロニアリズムの位相—』法政大学出版局
- Pym, A. (2009), 武田珂代子 (訳) (2010)『翻訳理論を探る』みすず書房
- 保坂敏子 (2020a)「映画を介したことばと文化の学び—学習者の「文化翻訳」に注目して—」公益財団法人日本のローマ字社 (編)『ことばと文字』(13号, pp.42-70), くろしお出版
- 保坂敏子 (2020b)「文化認識の多様性と多層性—映像作品から何を「日本文化」と捉えるか—」『第5回スペイン日本語教師会シンポジウム発表論文集』, 17-34

- 牧野成一 (2008)「日本語・日本文化教育とアニメー『千と千尋の神隠し』の場合」畑佐由紀子 (編)『外国語としての日本語教育』(pp.61-81), くろしお出版
- 吉村弓子 (2010)「映画を用いた日本語教育」『北海道言語文化研究』8, 3-20
- Riessman, C. K. (2008), 大久保功子・宮坂道夫 (監訳) (2014)『人間科学のためのナラティブ研究法』クオリティケア
- Bahrani, T., & Tam, M. (2012) . Audiovisual news, cartoons, and films as sources of authentic language input and language proficiency enhancement. *The Turkish online journal of educational technology*, 11 (4) , 56-64
- Werner, V., & Tegge, F. (Eds.) . (2021) . *Pop culture in language education: Theory, research and practice*. London: Routledge.

## 参考資料

- 川和田真美 (監督) (2022)『マイスマールランド』[映画], AOI Pro.

# マンション管理組合同規約における 規約自治の原則とその限界 —弁護士費用敗訴者負担条項との関係—

根 本 晋 一

## 第1 緒 言

いわゆるマンションとは、人の居住の一形式であり、端的な表現でいえば集合住宅のことである(1)。そのなかでも分譲マンションについては、一つの建物と敷地を複数の所有者が共有することになるので、法律上は、建物と敷地は全所有者の共有物となり、購入者は、その共有持分権者になるはずである(民法第2編第3章第3節「共有」249条乃至264条)。しかしながら、敷地は格別として、住戸については特定部分を個別に購入していることから、この部分について全所有者の共有とするのは実情にそぐわない。そこで、一物一権主義、つまり所有権の単独性の例外として、一つの建物の構成部分に過ぎない各個別住戸について、とくに独立した単独の所有権を認め(専有部分)、それ以外の共同使用部分については共有(共用部分)とする新たな所有形態を法律上認めたものが、建物区分所有(または単に区分所有)という所有権の一形式なのである。

そして、建物区分所有については、民法典の特別法として建物区分所有法が存在し、この法律によって規律されている(同法1条)。建物区分所有法は、建物の共有持分権の者のことを、とくに区分所有者と規定し(同法1条2号)、建物、とりわけ共用部分の維持管理のため、区分所有者全員を以て構成される団体の設立と、そこへの加入を強制し(同法3条1文前段)、多数決での意思決定を可能としている。その際、この団体を管理組合、そして区分所有者のことを管理組合員(以下、組合員とする)、代表者である管理者を理事長と称するとともに、建物区分所有法(以下、区分所有法、または法という)とは別段の定めをするために、とくに管理組合同規約(以下、規約という)を制定し、組合員に対して強制する場合がある。

この規約の内容について、区分所有法と、どの程度まで異なる定めをすることができるのか、が問題とされている。この点、法は、これを原則として自由としており、それを規約自治の原則という(法30条1項)。この原則は、民法典における私的自治の原則、その派生原則である所有権絶対の原則(民法206条)と契約自由の原則(同法521条乃至522条)の、区分所有における現われと捉えることができる。ただし、契約自由の原則について、その制限があるように、規約自治の原則についても、その制限がある。これは法により明文化されており、「…その他の事情を総合的に考慮して、

区分所有者間の利害の衡平が図られるように定めなければならない」と規定されており（区分所有法30条2項）、区分所有者集会の多数決を以てしても、一部の区分所有者に不利益を与えるような、権衡を失する規約の条項を定めることができず、かりに定めた場合には、無効または不存在となる余地がある旨、規定している（改廃についても同じ）。もっとも、本条項は「利害の公平が図られる」と抽象的に規定しているに過ぎないことから、規約自治の具体的な限界については実際のところ、解釈に委ねられているのが現状である。

本稿は、その限界について、組合員が共用部分において規約違反行為（民法典における債務不履行や不法行為に該当する損害賠償債務を負担すべき違法行為）をなした場合について、管理組合が訴訟対応せざるを得なくなった場合における、組合側の弁護士費用について、当該組合員に全額負担させる旨の規約条項を定めることができるのか、できるとして、その問題点はなにか、について論じるものである。

なお、本稿は、筆者が、日本評論社法律時報別冊「私法判例リマークス」の招待付依頼原稿において、「判例評釈」中の、4つの争点のうちの一つとして論じた部分と重なる箇所があるが(2)、この争点についてのみ一層詳しく論じる「論説」であり、別異の論考であって新規性があることから、二重投稿には当たらないことをお断りする。

## 第2 問題の所在

本稿は、マンション管理組合の自治規範である管理組規約において、マンションの共有関係を規律する建物区分所有法の定めと異なる別段の規定を設ける裁量について、その限界を問う見地から論じるものである。今般問題とする、組合員の共用部分での違法行為について組合が訴訟対応する目的で支出した弁護士費用を、敗訴者たる被告組合員に全額負担させることができるのか、という論点については、本稿における規約自治の原則の限界という、民法や、その特別法である建物区分所有法の視点からではなく、それ独自の論点として、弁護士費用敗訴者負担の是非という民事訴訟法の視点からの議論があり、未だ議論は止揚されていないものの、ある程度の整理がなされている状況である。

マンション管理組規約との関係においては、その議論が交錯する場面であり、議論を整合させる必要があるところ、それが未だになされていないのが現状である。筆者の管見ではあるが、民訴の視点からは懸念され、指摘されている問題点について、民法等の視点からはスルーされているように思われる。

本稿は、両論点についての判例や学説を涉猟検討したうえで、その整合性についての試論を、一私見として示すものである。

### 第3 規約自治の原則と、その限界についての判例と学説の現状

本稿における、この部分の論述は、既往の私法判例リマークスの論述と重なる部分があることをお断りする(本稿に合わせるための加除修正や前後の入れ替えはあるが、同一論点に関する推敲済の文章は変えられないことから、やむを得ない)。

建物区分所有法と管理組規約との関係、換言すると規約自治の原則(法30条1項)の限界については、以下のような先例がある。その限界については、法が「規約で別段の定め」を明文で許容している、法の強行規定である、規約の規定事項にあたらなないなど、理由はさまざまであるが、その線引きは難しく、同様の事案で反対の結論となったものもある。

規約の定めが無効とされた事例として、東京地判平25.6.13がある(3)。規約変更の無効確認訴訟であり、事案は以下のようなものである。

あるマンションの管理組合が、店舗として使用している専有部分たる住戸104号室につき、駐車場としての利用を制限する旨、総会にて規約と使用細則の変更決議をなした。同室の区分所有者たる組合員は、規約と使用細則の変更内容は、法31条1項後段に規定する「一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼす」場合にあたるとして、法と同条項に違反する規約と使用細則の変更を無効であるとして、その確認を求めて提訴した事案である。裁判所は、同室組合員の承諾なしに規約と使用細則の変更がなされたことは、強行法規である同条項に違反し無効であると判示した。

他に、最三小判平31.3.5がある(4)。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟であり、事案は以下のようなものである。

ある団地建物の管理組合法人が電力会社との間において、専有部分である各住戸への電気の供給方法を変更し、高圧一括受電とする旨の契約を締結したので、それまで各住戸の組合員が電力会社と締結していた個別受電契約の解約申入れを義務付ける旨の総会決議と、それに合わせて規約細則を変更する旨の総会決議をなした。ところが、一部組合員が解約申入れをしなかったことから足並みが揃わず、組合は事業を中止せざるを得なくなった。そこで、解約に応じた組合員らが、電気料金の削減がなされなかったことに因り損害を受けた等を理由として、当該組合員らに対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した事例である。

原審は、決議と使用細則の変更は法に反することなく有効であることを前提に、当該組合員の組合に対する損害賠償義務を認めた。これに対して最高裁は原判決を破棄、個別受電契約の解約申入れは、専有部分にかかわることであって共用部分のことではないがゆえに法17条(共用部分の変更)や法18条(共用部分の管理)に該当しないため総会決議事項ではなく、また、「区分所有者相互間の事項」に関することではないので(法30条1項)、規約事項でもないことから、総会決議と使用細則の定めは、いずれも法に違反し無効であるとして、組合側の請求を棄却した。

類似の事例で反対の結論、すなわち規約の定めが有効とされたものとして、水道料金の支払いに関する静岡地判令4.9.8がある(5)。規約条項の無効確認訴訟であり、事案は以下のようなものである。

水道料金を滞納する組合員に対し、組合がその立替払金と弁護士費用の支払いを求めた事例である。規約中に、水道利用金の徴収に関する定めがあり、一括検針一括徴収方式を採用しており、組合が水道局に総額を支払った後、各組合員に対して請求していた。かかる規約条項につき、水道料金は各住戸という専有部分にかかわる費用であることから、規約条項ではないので無効なのか否かが争点となった。裁判所は、水道水が共用部分である給水施設を経由して専有部分たる住戸に供給されることを重く見て「附属施設の管理」にあたるとして、法30条1項の規約事項にあたることから、かかる定めを有効となし、当該組合員は滞納金と弁護士費用の支払義務があると判示した。

電気の一括受電と水道の一括検針とで判断が反対となった理由であるが、前者は新しい方式であって数も少なく周知しておらず、後者は古い方式であって数も多く周知していたことが考慮されているように思われる。

他に、筆者が既往の私法判例リマークスにて評釈をした東京地判令5.5.25があり(6)、その4つの判示部分のうち、組合員の共用部分における迷惑行為に対する差止めの可否についての判断がある。事案は以下のようなものである。

A 駅前住宅(以下、本件住宅)は、同一敷地に建つ甲号棟と乙号棟より構成される集合住宅であり、建物区分所有法の適用を受ける団地建物である。Xは本件住宅の管理者、つまり管理組合(非法人)の理事長であり、Y1・Y2・Y3・Y4は組合員であるところ(XYのいずれも区分所有者)、Y1らは、理事長Xが訴外A駅前住宅自治会長Aとともに、本件住宅管理組合の常任委員会(理事会相当)の議事録を改ざんし、管理組合費から不正に金員をA駅前住宅自治会に送金し、弁護士費用を支出するなどしたという内容の本件名誉毀損文書(本件ビラ1~5)を本件住宅の全戸に配布した。XはY1らを相手取り、建物区分所有法第57条(法律上の差止め)または本件住宅管理組合同規約の各規程(規約上の差止め)に基づき(選択的併合)、本件名誉毀損文書と同内容の文書の配布およびその他一切の同内容を流布する行為の差止め、ならびに原状回復措置としての謝罪文を全戸配布するよう求めるとともに、併せて本件管理組合同規約に明記されている違約金、つまり組合が負担した弁護士費用の実費相当額の全額につき、Y1らが分割して管理組合に支払うよう求めた事案である。

なお、AがY1らを相手取り、個人として提起した別件訴訟(本件ビラ1~5の名誉毀損に因る慰謝料の支払及び謝罪文の配布)において、一部勝訴判決(本件ビラ1と2について名誉毀損が成立し、慰謝料の一部支払いのみ認容)が確定している、というものである。

差止めの可否についての判示部分であるが、その前提として、法の規定と異なる規約条項の有効性につき、「…本件住宅における区分所有法上の規約である本件管理規約は、理事長を区分所有法に定める管理者とした上（51条3項）、区分所有者等が共用部分等において不法行為を行った場合に、理事長に行為の差止め、原状回復のための必要な措置等の請求に関する訴訟追行権を付与し（71条3項1号）、請求の相手方に対して弁護士費用等を請求することができる（同条4項）ことを定めている。これらの本件管理規約の規定は、…区分所有法26条1項および4項（同法66条で団地建物所有者の団体に準用される。）に基づき定められているものと解され、いずれも有効なものと認めるのが相当である。…そうすると、区分所有法が本件管理規約71条3項1号及び4項に定める効果にとどまる措置を、団地内の実情に応じて規約に定めることを許さない趣旨とまでいうことはできず、上記各規定が区分所有法の趣旨に反し無効であるということとはできない。」と判示し、法の規定と異なる規約条項を有効と解している。

以上のような論理により規約条項を有効としたうえで、差止めの要件として、

「…区分所有法上の管理者が同法上の規約に基づき区分所有者共用部分における不法行為の差止め及び原状回復のための必要な措置の請求（以下、「規約上の差止め等の請求」という。）をするについては、本件住宅内部の不正を指摘し是正を求める者の言動を多数の名において封じるなど、少数者の言動の自由必要以上に制約することにならないよう慎重な配慮を要するものであって（区分所有法57条に基づく差止めの請求に係る最高裁平成22年（受）第2187号同24年1月17日第三小法廷判決・裁判集民事239号621頁参照）、上記制約が必要以上のものになることは、区分所有者間の利害の衡平が十分に図られず、管理組合の設置目的を逸脱するおそれがある上、区分所有法上の規約に管理組合の行う管理の本旨が居住者の共同の利益の増進等とする旨の定めがある場合には（筆者柱…定めがある。本件規約1条4項②）、その管理の本旨に反することとなりかねない。したがって、①区分所有法上の規約に管理の本旨に係る上記定めが存し、②規約上の差止め等の請求が、業務執行に当たっている管理組合の役員等に対する名誉毀損に該当する文書の配布を内容とする不法行為を対象とする場合において、③当該不法行為が単なる特定の個人に対する名誉毀損の域を超えないもので、それにより管理組合の業務の遂行や運営に支障が生ずるなどして建物の正常な管理又は使用が阻害されることもないときは、当該規約上の差止め等の請求は、管理組合の管理の本旨に反するものとして許されないものと解するのが相当である（なお、区分所有法57条に基づく差止め等の請求の場合と異なり、…当該不法行為をすることが同法58条や59条のような強度の制裁の要件ともならないことなどから、上記③の要件の主張立証責任は不法行為者側に課するのが相当である。）」

と判示し、法が認めていない差止めについて、これを規約自治の原則の見地から有

効となし、これを可能と解するものの、その要件を備えることについての証明責任を、迷惑行為をなした組合員側に転換し、制裁が軽いぶん証明責任の負担を課するという形でバランスをとっている。この判例は、無条件に規約条項を有効とするのではなく、証明責任の分配の場面において法の規定に配慮するという折衷的な見解と位置付けることができる。

## 第4 弁護士費用敗訴者負担についての判例と学説の現状

### 1. 問題の所在

弁護士費用の敗訴者負担とは、民事裁判における敗訴者、つまり提訴したが請求棄却された原告（原告敗訴）、または提訴し、請求認容された原告の相手方たる被告（被告敗訴）は、いずれも敗訴者であるところ、勝訴した側が敗訴した側に対し、みずから任意に選任した訴訟代理人弁護士に支払った報酬などの費用を負担させる見解である。当然のことながら、これを否定する考え方もあり、弁護士費用は原告被告の各自負担とする見解も存在する。

現行法制に即して問題提起すると、つぎのようになる。民事裁判において提訴する際、原告は諸費用を負担する。例えば、原告が所轄の裁判所に訴えを提起すると、当該訴えは事件として当該裁判所に繫属するところ、裁判所に納める手数料としての印紙代や送達料金、裁判所や被告に訴訟資料等を送るために必要な予納郵券代金、人証や鑑定の際に必要な、証人や鑑定人の交通費や手当などの費用を支払わなければならない。これを訴訟費用といい、判決の主文に対応する訴状の請求の趣旨の欄に、「訴訟費用は被告の負担とする。」と記載されるものである。この訴訟費用のうちに、原告が任意に選任した、みずからの訴訟代理人である弁護士に支払った報酬等の諸費用を含めることができるのか、という形で問題提起される。

わが国における民事訴訟実務において、いずれの見解がとられているのか、については、後者の見解、即ち原告被告の各自負担とする考え方をとっているのであるが、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟に関する例外を認めていることから、完全な各自負担ではない。比較法的見地から考察すると、敗訴者負担または各自負担とはいっても、いずれも国情に即した例外を認めていることから、一方の考え方を徹底する国はないようである。わが国においては、過去に、司法制度改革審議会が敗訴者負担を原則とする法改正を提言したことがある。その提言に対しては、日弁連など棋界の有力団体が意見具申するなど、活発な議論がなされたが、問題点を洗い出したところで止まっており、未だに議論は止揚されていない、つまり法制化の可否は決まっていない状況である。

この章は、既往述べた弁護士費用敗訴者負担に関する一般論について説明するものである。

## 2. 弁護士費用の負担に関する諸主義 —比較法的考察—

この点につき、既往指摘したとおり、大別して二つの考え方がある。

### (1) 弁護士費用敗訴者負担主義

English Rule と呼ばれており、大英帝国 Great Britain において発祥した考え方である。沿革としては、中世イギリスにおいて、裁判権は国王の権限として行使される国家の公権力であったところ、裁判は、現在のように少数者保護、人権保障の最後の砦としての役割は期待されておらず、支配階級たる貴族層が互いの権益について争いを生じた場合、その裁定を仰ぐものとして機能していた。そこにおいては、「正義」は勝者の側にあるとの考え方（権利 = Right = 正しい）に基づいて、勝訴者が「正義」を実現するために掛けた費用を、その実現を「違法」に妨げていた敗訴者が負うのは当然と考えられた。それゆえに、「正当な権利」を違法に侵害された勝者が、「正当な権利の回復」のための費用まで自己負担するのは不公平であるから、敗訴者は潔く勝訴者の一切の訴訟費用を負担するべきである、という法慣習が形成された。これが、イギリスの支配または影響を受けたカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、シンガポール、返還前の Royal 香港など、英米法圏に属する諸国において、法制度としての common law が定着するにつれ、敗訴者負担主義も併せて定着したものである。

なお、フランス、ドイツ、大韓民国など、ヨーロッパ大陸法圏に属する諸国においても敗訴者負担主義をとる国が多く、国家レベルにおいては、こちらの考え方が通例である。国際機関、例えば、仲裁手続きに関する投資紛争解決国際センター（ICSID）においても、English Rule を採用している。

### (2) 弁護士費用各自負担主義

American Rule と呼ばれており、その名のとおり、アメリカ合衆国の訴訟実務に沿革をもつ考え方である。これを採用する国はあまり多くはなく、代表的な国としては、アメリカ合衆国と日本である。わが国の民事訴訟法には、弁護士費用を敗訴者、または各自負担とする旨の明文規定は存しない。あるのは、訴訟費用は敗訴者の負担とする旨の規定のみである（同法 61 条）。そこには弁護士費用を含まないので、各自負担とするほかないと解釈している。

### (3) 各々の考え方の根拠と、それに対する批判

主流である弁護士費用敗訴者負担主義について、その根拠と批判として指摘されていることを整理する。批判は、各自負担主義の根拠となる。

敗訴者負担の根拠としては、専ら「訴訟利用の促進」に尽きる。敗訴者負担とは、あらかじめルールとして、裁判で負けた側が相手の弁護士費用をも負担すると事前に

決まっているということであるから、相手方に高額におよぶ訴訟費用を負担させることができ、しかも、そのうちに、とくに高額となる弁護士報酬が含まれるのであれば、経済的な負担を気にすることなく提訴することができる。この考え方の背景には、勝訴の見込みのない裁判は、濫訴に他ならないので、そもそも起こすべきではないという価値観がある。

敗訴者負担に対する批判としては、そもそも裁判に確定的な勝訴の見込みなどあり得ない、という視点からの指摘がある。つまり、「訴訟リスクの増大(訴訟利用の萎縮)」が反作用として生じる。万が一見込みが外れて敗訴すると、自分の弁護士費用だけでなく相手方のそれまで支払わなければならないことから、本来勝訴する事案であったとしても、敗訴のリスクを恐れて提訴を躊躇してしまう。とりわけ、当事者に経済的格差がある場合（例えば、B to C 訴訟、行政事件訴訟、国家賠償請求訴訟など）や、専門領域にかかわる困難事件（医療過誤訴訟、労働関係事件訴訟、環境訴訟など）は、そもそも勝訴の見込みが立たないなかで提訴することから、裁判を諦めてしまう。

さらには、裁判には政策形成機能、つまり法創造機能があり、時代に要請に即した法改正を促す機能があるところ（例えば、既存法令の違憲無効判決）、まさに困難事件であることから、裁判を諦めてしまう。その結果、裁判所のかかる機能も害されてしまう。

また、敗訴者負担とした場合における運用上の課題として、わが国においては公的な弁護士報酬の基準がないので（7）、経済的に潤沢な大企業を被告とするような場合、被告大企業は日頃より顧問料を支払っている顧問先の大手法律事務所を使い、必要以上に代理人の数を増やし、諸費用や報酬を高額とする場合も想定されることから、提訴の時点において、相手方の弁護士費用を予想できないというリスクが生じるので、裁判を諦めてしまう、などの諸点が敗訴者負担に対する批判として指摘されている。

### 3. 弁護士代理の原則との関係性 — 弁護士強制主義と本人訴訟主義 —

弁護士費用負担の問題は、既往第4の2.にて述べた、各国における司法制度の沿革や歴史的経緯に由来するのみならず、訴訟手続きにおいて、これを追行するにあたり、原告被告本人という当事者の代理人として、必ず弁護士を立てなければならないのかどうか、という問題と相関関係にある。代理人として弁護士を立てる義務があるとする立場を弁護士強制主義、立てる義務はなく、当事者本人が訴訟を追行することを許す考え方を本人訴訟主義という。本人訴訟主義は、本人ではなく代理人により訴訟を追行することも可能であるが、代理人は弁護士資格を有する者に限る、という弁護士代理の原則によって補完されるのが通常である。

弁護士強制主義を建前とするのであれば、当事者本人は、原告として提訴する、または被告として応訴するためには、必ず弁護士を選任しなければならない、弁護士は報

酬付きの有償委任として受件し、本人の訴訟代理人として訴訟進行することから、弁護士費用は、まさに訴訟のために掛かった訴訟費用の一部として、(弁護士を付けざるを得なかった原因を作った)敗訴者に対して請求できる、ということになる。

これに対し、本人訴訟主義を建前とするのであれば、弁護士を立てなくても訴訟進行は法律上可能であり、それでも尚、わざわざ弁護士を付けた以上は、その負担は相手方にあるのではなく本人の判断に因ることから、自前で負担するのが当然であり、たとえ勝訴したとしても、相手方に請求できない、ということになる。

この問題点は派生論点のゆえ、比較法的考察は概説にとどめるが、フランスやドイツにおいては、原則として弁護士強制主義がとられており(ドイツ民事訴訟法78条1項、フランス民事訴訟法760条)、わが国の民事訴訟制度においては、本人訴訟主義、弁護士代理の原則が明文にて採用されている(民事訴訟法54条1項本文)、大韓民国においては、一部弁護士強制であるが、その他においては本人訴訟可、弁護士代理の原則がとられている(大韓国民民事訴訟法109条)。

#### 4. 法律扶助制度との相関性

訴訟費用を支援する公的な法律扶助制度が充実すれば、つまり、そこに代理人弁護士への報酬を含む諸費用の負担を含めるのであれば、弁護士への依頼も容易になることから、訴訟提起への躊躇は可及的に減少する、という一般的な傾向がみられる。

わが国においては、民事訴訟法に規定している訴訟上の救助(同法82条)、総合法律支援法に基づく民事法律扶助の制度があり(同法4条)、後者については、国が公設機関として日本司法支援センター(法テラス)を設立し、運営しており(同法13条)、無料法律相談や弁護士費用の立替払いを実施するなど、相談者の経済的状況の如何にかかわらず必要な法的支援を受けられるように配慮している(同法30条)。ただし、法律扶助は条件付きであり、原則として償還である。

#### 5. 権利保護保険

要するに、弁護士費用を、私的に予め掛けていた保険で賄う、という考え方である。この保険は、弁護士強制のもとでの普及率は高いが、本人訴訟主義のもとでの普及率は、弁護士代理の原則があるとはいえ、相対的に低い傾向にある。確かに、保険を使えば掛金が上がることは止むを得ないとしても、資金工面という急場を凌ぐ意味で、保険で賄えるのであれば、訴訟に対する躊躇は少なくなるであろう。

#### 6. 比較法的考察についての小括

敗訴者負担を採用する諸国においては、日本と比較すると相対的に、そもそもの訴訟件数がかかなり多く、人口比で、ドイツはわが国の約4.8倍、フランスは約6.5倍で

ある。そのため、訴訟費用を支援する法律扶助制度が高度に整備され、普及しており、その対象は全世帯のうち半数近くに達している。しかも、条件付きではあるが原則として無償である。これに対し、わが国の普及率は低所得者層の2割程度に過ぎず、しかも、その程度に収まるように制度設計されている。また、個人が私的に加入する権利保護保険についても、ドイツやフランスでは加入を当然視している。その結果、経済的負担を慮ることなく裁判制度を利用できる、つまり、いわゆる司法アクセスが容易であることから、その反作用としての濫訴の弊害を防止するため、敗訴者負担制度が採用されるのである。

つまり、既往説明した敗訴者負担の弊害は、訴訟件数は僅少で法律扶助も貧弱、権利保護保険の個人加入はほとんどなく、せいぜい一部の法人が加入するに過ぎないわが国において、これを採用する場合と比較して、相対的に小さくなる関係にある。

## 7. わが国の裁判所の実務慣行

代替策として、訴訟費用の負担という民訴の問題としてではなく、損害論として処理する構成がある。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟（民法709条、同法416条類推適用）において、原告である被害者が勝訴した場合のみ、損害額の1割程度を目安として、加害行為と被害者が支出した弁護士費用との間に因果関係を認め、これを損害として認定し、加害者に支払わせるという実務慣行が定着している。もっとも、認定する、しないは裁判所の裁量である。ただし、原告たる被害者が敗訴した場合には、相手方の弁護士費用を支払う必要はないので、実質的な片面的敗訴者負担である。なお、この構成は、困難事件に限られるが債務不履行事件（民法415条、同法416条）にも適用されている。

なお、裁判所は、最一小判昭44.2.27において(8)、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における弁護士費用敗訴者負担に関する一般論として、事案の難易や請求額、認容された額、その他諸般の事情を考慮して「相当」と認められる額の弁護士費用については、当該不法行為と相当因果関係に立つ損害であると判示しており、これは確立された判例理論とされている。ということは、1割というのはミニマムであって、裁判所は事案の難易等を斟酌し、例えば、裁判所に専門部や集中部があるような、素人では手に負えない、つまり訴訟の専門家である弁護士を使わざるを得ない困難事件であれば、それ以上の金額を認定することも可能とする趣旨と解される。

## 8. 法令の規定による敗訴者負担条項

当事者に力関係の差異がある場合には、弱者保護の見地から、法が政策的に敗訴者負担を規定する場合がある。会社法における株主代表訴訟や、地方自治法における住民訴訟などの特定の訴訟類型においては、原告である株主や住民が勝訴した場合のみ、

敗訴者である被告の会社や国または地方公共団体に対し、みずから選任した訴訟代理人弁護士に支払った報酬等の費用を請求できる旨を明文にて規定している（会社法852条、地方自治法242条ノ2第12項）。これも、原告たる株主や住民が敗訴した場合には、国や地方公共団体の弁護士費用を支払う必要はないので、片面的な敗訴者負担条項である。

## 9. 司法制度改革審議会の提言に対する日本弁護士連合会の意見書

司法制度改革推進本部の司法アクセス検討会が、敗訴者負担の法制化を提言したこと（9）、そして、これに反対する日弁連の意見書（10）の内容が、まさに現時点における敗訴者負担主義に関する学界と実務界の議論の到達点であり、日弁連が反対意見を具申し、検討会が再提言したところで議論は止まっており、いまだに止揚されておらず、法制化の可否は決まっていない状況である。

日弁連が敗訴者負担の法制化に反対する旨の意見を具申ししたところ、検討会は、この反対意見を受けて審議し、事前に敗訴者負担を法制化して、これを強制することや、事後であったとしても、提訴前に当事者が合意して敗訴者負担とすることもできない。しかしながら、提訴後に、原告被告の両当事者が、裁判所に共同で敗訴者負担を申立てた場合には、敗訴者負担の合意が形成されたものとして、相手方の弁護士費用を訴訟費用に含めることができる旨、法制化するべきであるとの再提言をまとめた。

この再提言に対しても、公私を問わず反対意見が多数出されており、裁判所にて敗訴者負担の合意を拒絶すると、裁判所に勝訴の自信がないとの心証を持たれてしまう恐れがあること、また、最大の懸念は、現時点における法制化は、「提訴後の合意」を要件としているが、やがては、これを突破口として、トラブルになれば困難事件となる労働契約法や消費者契約法などにおいて、弁護士費用敗訴者負担条項を明文化し、または、これを明記した契約条項が、契約自由の原則の名のもとに一般化され、有効とされてしまうことにある。そして、この契約が、予め内容が決められているひな形であり、定型約款であると、これに合意しないことには、契約が成立しないことになるので、渋々ながら、これを受け入れざるを得なくなるので、事実上の敗訴者負担の一般化に繋がる懸念を払拭できない、などの意見が出されている。

## 第6 交錯する議論の整合性に関する試論

### 1. 問題の所在

第3章において、マンション管理組規約に関する規約自治の原則について検討し、その限界を明らかにした。そして、第4章において弁護士費用敗訴者負担について検討し、その問題点を明らかにした。さらに、弁護士費用敗訴者負担の問題は、法律扶助という公的扶助の充実度や、私的に加入する権利保護保険の普及度と比例する側面

があることも説明した。第5の9においては、民訴の議論の到達点が、提訴後の合意のみ有効とする敗訴者負担条項の法制化は、いずれは、かかる条項の一般化、法令化につながるとして反対する見解が多数であることを明らかにした。

そこで、以下、これまでの検討から明らかとなった民訴の議論の到達点につき、わが国のマンション管理組規約において散見される、弁護士費用敗訴者負担条項の規定の仕方や解釈に反映されているのか否か、実際に問題となった事例において、裁判所の判断はいかなるものであったのか、その是非などについて検討し、私見を提示し、試論を提唱する。

## 2. マンション管理組規約における弁護士費用敗訴者負担条項の有効性に関する判例と学説の現状

本稿における、この部分の論述は、既往の私法判例リマークスの招待原稿の記述と重なる部分があることをお断りする（本稿に合わせるための加除修正や前後の入れ替えはあるが、同一論点に関する推敲済の文章は変えられないことから、やむを得ない）。

本稿の第3において事案を示した、筆者が私法判例リマークスにて評釈をした東京地判令5.5.25があり、その4つの判示部分のうち、組合員がなした共用部分における迷惑行為に対して組合が提起した差止等請求訴訟における、敗訴した組合員が組合の弁護士費用を負担する旨の管理組規約条項の有効性についての判断がある。

該当箇所の判旨であるが、とくに理由を示すことなく、「…訴訟追行のために弁護士費用として66万円を要することが認められる。」「…本件管理規約71条4項に基づき、弁護士費用66万円（被告4名各16万5千円）の支払いを求めることができる…」と、結論のみ判示している。ポイントとしては、実費相当額の「全額」が認められている点が重要である。

この論理は、マンション管理組規約に弁護士費用敗訴者負担条項が明記されていた場合における、確立された判例理論を踏襲するものである。先例につき、東京高判平26.4.16(11)は、規約上に組合が負担する弁護士費用の全額を違約金として請求する旨を明記すれば、無条件に、その全額の請求をなし得ると判示している。

他に、東京地判平19.2.23があり(12)、管理費滞納当時は、規約に敗訴者負担条項が存しなかったところ、組合が総会決議を経て、かかる条項を規約に追加した後、追加前に管理費を滞納した組合員に対し、滞納金と併せて弁護士費用全額の支払いを請求した事例がある。被告組合員は、改正規約の遡及適用は法律不遡及の原則に反し、不意打ちとなることから、被告組合員には改正規約を適用できない、したがって弁護士費用は各自負担となるので、被告組合員に組合の弁護士費用を支払わせることはできない、また、被告一人を狙い撃ちした規約改正であるから、「一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼす」規約改正にあたる（法37条）と主張した。

これについて裁判所は、被告が管理費を滞納したのは規約改正前であるが、敗訴して組合の弁護士費用の支払義務を負担したのは改正後のことであるから、遡及適用にあたらない、また、改正規約は組合員全員に適用されるのだから、被告のみを狙い撃ちしたとはいえず法 37 条に反しないとして、被告の主張を否定し、改正規約は被告に問題なく適用されるとして、被告に対し、滞納管理費と組合が負担した弁護士費用の全額の請求を認めている。

以上のように、裁判所は、マンション管理組合規約に弁護士費用敗訴者負担条項が盛り込まれ、明文化されている場合は、組合員の迷惑行為が債務不履行であると不法行為であると問わず、敗訴者組合員は組合の弁護士費用を支払う義務があり、その趣旨は違約金であることから実費相当額、つまり、その全額を請求し得ると解しており、これが確立された判例理論となっている。

念のため、規約に敗訴者負担条項がない場合について確認すると、弁護士費用敗訴者負担に関する一般論に戻ることから、先に説明したように、訴訟費用（民訴 61 条）に弁護士費用を含まないので、これは各自負担となる。ただし、例外として、困難事件に限っての債務不履行事件や、すべての不法行為に基づく損害賠償請求事件については、敗訴組合員の迷惑行為と組合が（頼まざるを得なかった）弁護士費用の間に因果関係を認め、「損害」額の 1 割程度を弁護士費用として認定し、被告に支払わせることができる、ということになる。

ただし、（繰り返すが）裁判所は、最一小判昭 44.2.27（8）において、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における弁護士費用敗訴者負担に関する一般論として、事案の難易や請求額等を考慮して「相当な範囲」で認められると判示しており、これは確立された判例理論とされている。ということは、1 割というのはミニマムであって、裁判所は事案の難易等を斟酌し、困難事件であれば、それ以上の金額を認定することも可能とする趣旨と解される。

先例についての検討は、以上のとおりであり、ここで、東京地判令 5.5.25 に立ち返ってみると、規約中に弁護士費用敗訴者負担条項に関する明文規定が存することから、勝訴した組合は着手金 22 万円、報酬 44 万円にて代理人弁護士を選任し、提訴する旨の評議員会（理事会相当）決議をなし、総会にて承認されている。ゆえに、敗訴した各被告組合員 Y1～4 名は無条件に、弁護士費用の実費の「全額」66 万円につき、各 16 万 5 千円ずつ分割して支払う義務がある、と判示している。

つまり、裁判所は、差止請求の可否については、迷惑行為をなした被告組合員が、組合のマンション運営に対する正常管理阻害事由はなかった旨の証明に奏功すれば、差止めは認められないと判示しており、少数者の意見表明の自由に対する配慮がみられるが、弁護士費用全額負担については、規約に明文規定が存すれば無条件に、敗訴者たる被告組合員らに対し、組合の弁護士費用を「全額」負担させることができると

判示しているのであるから、少数者の意見表明の自由に対する配慮はみられない、と理解せざるを得ない。

## 第6 結 語

わが国におけるマンションの総戸数は約610万戸に達しており、人口比でいえば、わが国の居住形式のスタンダード、都市部における最もオーソドックスな居住形式と言っても過言ではない状況である。そして、マンションという居住形式の特徴は、わが国旧来の居住形式であった長屋の拡大近代化版であることから、その共用部分の維持管理、使用の在り方については、各戸居住者の会議体である全体集会にて、多数決にて決めざるを得ず、また、代表者を決めて、その会議体の決議に委ねざるを得ない。

すると、世上よくあることとして、居住者間に意見対立が生じると、派閥が形成され、多数派は居住者の無関心に便乗し、委任を乱発することにより役職を独占するなど、多数派が多数決を濫用し、多数決の名のもとに、意見対立する少数派の区分所有権を踏み躪る、つまり、義務ばかりを強要し、権利行使の機会を与えない、組合運営に関与させない、果ては共用部分に起因する専有部分の損傷について修理しない、保険を使わせない、などの違法行為や権利濫用行為が平然となされる場合がある。

いったんこのような力関係になると、少数派の所有権は多数派によって蹂躪され、しかも、これを是正する機会すらもないことになってしまう。もはや組合に自力更生を期待することは不可能なことから、少数派は、やむを得ず裁判所に司法的救済を求めざるを得なくなり、訴訟のみが唯一の共済手段となるのであるが、これが、多数派が決めた規約によって躊躇せざるを得なくなり、かりに少数派が提訴や応訴したとしても、裁判所も、規約自治を尊重し、その条項をそのまま適用して救済の可否を決めるとなると、少数派は一切救済されないことになってしまう。反面として、多数派の違法または権利濫用行為に、裁判所がお墨付きを与えたという口実にもなってしまふ。

現状における、マンション管理組合理約の弁護士費用敗訴者負担条項の運用は、民訴の議論における到達点、つまりと司法制度改革審議会の提言に対する日弁連の反対意見と、それに付随する公私にわたる反対意見をまったく反映していない。つまり、組合における多数派と少数派は、力関係に差異があるという意味で、国と国民、会社と株主、大企業と消費者と同様であるにもかかわらず、管理組合理約に敗訴者負担条項を規定し、それが違約金であることを明記すると、当然に敗訴者負担で、しかも全額負担となってしまうのである。これでは、反対意見が懸念している、敗訴者負担の一般化が悪しくも実現されていることになる。

どういうことかという、規約制定後に区分所有者となった組合員に対しても、敗訴者負担条項への合意の有無にかかわらず、当然に敗訴者負担条項が適用されてしまふ。そして、組合から訴えられた組合員が敗訴すると、組合の弁護士費用全額を負担

させられ、反対に、組合を訴えて勝訴したとしても、自分が負担した弁護士費用を組合から取れないのである。これでは、普通の神経であれば、かりに多数派の組合運営に、真実違法の瑕疵や権利濫用があり、それを公表することが総組合員の利益に資する場合であったとしても、敗訴のリスクを恐れ、意見表明を諦めてしまうことであろう。

くわえて、筆者が本稿において問題としている、多数派が独占する管理組合や理事会と少数派との間のパワーバランスに鑑みると、権利保護保険も諸刃の刃となって少数派に刃向かってくる。つまり、少数派が自己の権利保全のためには最終手段としての訴訟も止む無しとの決意のもと、提訴すると、多数派は、ここぞとばかりに多数決にて管理組合を被保険者として掛けていた権利保護保険を使い、高額な弁護士費用を気にすることなく、代理人を立てて応訴してくることになる。これに対して少数派は、自ら支払っている管理組合費が、多数派が自分を守るために掛けた保険料に廻され、弁護士を立てられてしまううえ、自分の代理人の弁護士費用は自己負担になるなど、追い詰められてしまうという弊害が生じる。少数派は、事態を放置すれば、ますます立場が悪くなり、反対に打って出ると保険を使って弁護士を立てられてしまうという二律背反に陥るのである。

意見対立のあるマンション管理組合においては、権利保護保険は、管理組規約中の弁護士費用敗訴者負担条項とともに、少数派の権利救済手段を事実上封殺し、多数派の違法行為や権利濫用行為を助長するという弊害しか生まない(13)。筆者は、これを実体験している。

以上の検討より、私見としては判例理論に反対する。いかに管理組規約にて弁護士費用敗訴者負担条項の明文規定を置き、しかも違約金と明示したとしても、問題となった組合員の不法行為が、組合や理事会に対する意見表明の過誤に起因するものであった場合には、かかる条項の萎縮的効果があまりにも過大、つまり少数派組合員の意見表明の封殺に繋がることに鑑みて、法30条所定の規約自治の原則の限界を超えるものとして、無効または不存在とするべきである。

では、実際に、どのように規定すれば、無効または不存在を免れるのかであるが、弁護士費用敗訴者負担条項の原則規定をおいたうえで、当該不法行為が、組合や理事会に対する意見表明の過誤に起因するものであった場合の例外規定をおき、組合が勝訴した場合には各自負担、組合員が勝訴(組合敗訴)した場合には敗訴者負担、つまり組合は組合員の弁護士費用を負担するという、片面的な敗訴者負担条項とするのであれば、これを有効とするべきである。そして、組合が敗訴した場合の費用負担の中身については、組合員が支出した弁護士費用の全額として差支えないというべきである(14)。

このように解すれば、敗訴者負担の一般論における反対意見の懸念を生かせるので、

民訴の議論との整合性を図ることができる。

以上

## 【註 釈】

- (1) マンションとは法律上の専門用語である。「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」（以下、マンション管理適正化法という）第2条1号のイにおいて「二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設」と定義されている。この定義によると、集合住宅であったとしても一人のマンションオーナーの賃貸専用マンションは、法律上のマンションではなく、また、区分所有であったとしても事務所や社屋として専用使用する事業用建物も法律上のマンションではないことになる。いずれも建物区分所有法の適用を受ける区分所有建物であるが、法律上のマンションではないことになる。
- (2) 「建物区分所有法の適用を受ける団地建物共用部分における組合員の不法行為につき、理事長が管理組合を代表し、行為の差止めおよび原状回復ならびに弁護士費用の負担を求め得ると規定した管理組合同約の効力」東京地裁令和5年5月25日判決 一部認容・一部棄却（控訴（控訴棄却））令2（ワ）24248号差止等請求事件 判例時報2609号33頁 櫻田嘉章＝松本恒雄＝北村雅史＝笠井正俊編 法律時報別冊「私法判例リマックス」第72号2026（上）令和7年度判例評論 民法 日本評論社 2026年3月5日発行
- (3) 2013 west law Japan CA06138002
- (4) 判例時報No.2424.p.69、判例タイムズNo.1462.p.20、2019WLJPCA0305900
- (5) 公刊物未登載
- (6) 判時 2609.33
- (7) 2003（平成15）年の弁護士法改正の前までは、弁護士の職能団体であり、加入が強制されている日本弁護士連合会が作成した弁護士報酬規程表というものがあり、受件時に、これが弁護士から依頼者に示されていた。当時、筆者も実際に見ていた。
- (8) 判時 517.2、判タ 232.276、1969WLJPCA02270002
- (9) 司法制度改革審議会は、2000（平成12）年6月27日および7月11日開催の審議において、弁護士費用敗訴者負担についての「対応の方向」として、以下のような意見を取りまとめた。「…弁護士報酬の敗訴者負担制度は、弁護士報酬の高さから訴訟に踏み切れなかった当事者が訴訟を利用しやすくなることなどから、基本的に導入する方向で考えることに大方の意見の一致をみた。しかし、同時に、敗訴者に負担させる金額は、勝訴者がその弁護士に支払った報酬額と同額ではなく、その一部に相当し、かつ当事者に予測可能な合理的な金額とすべきこと、および労働訴訟・少額訴訟など敗訴者負担制度が不当に訴えの提起を萎縮させるおそれのある一定種類の訴訟は、その例外とすべきことに異論がなかった。今後における要検討事項としては、敗訴者に負担させるべき弁護士費用額の定め方と、敗訴者負担の例外とすべき訴訟の範囲および例外的取扱いの在り方、ということになる。」
- (10) 日本弁護士連合会理事会「弁護士報酬の敗訴者負担制度に関する決議」2000（平成12）年10月18日
- (11) 判時 2226.26、判タ 1417.107、2014WLJPCA04166001
- (12) 公刊物未登載
- (13) 意見対立のあるマンション管理組合において、権利保護保険の弊害は、これだけではない。賠償保険を付帯している場合がほとんどなので、組合員が原告となり、管理組合や役員個人を被告となし、不法行為や債務不履行を理由として提訴し、勝訴したとしても、その損害賠償義務は、保険にて代替されてしまうのである。近時、かような

保険が売り出されており、組合が加入する、高額に及ぶマンション総合保険に付帯して、極めて安価に付けられるようになっている。多数派の違法行為や権限濫用行為を増長させる以外のなにもでもない。

- (14) 管理組合（理事会）や役員個人がなした不法行為、権限濫用行為について、組合員が原告、管理組合が被告となる事案について、原告組合員が勝訴した場合や被告管理組合が敗訴した場合には、まさに被告管理組合や役員個人が原告組合員の弁護士費用を負担する旨、規約に明文規定をおくべきであるが、(13)にて指摘したように、結局のところ、自腹での支払いとなることはなく、権利賠償保険で代替されてしまう。現状、少数派に打つ手はなく、泣き寝入りというのが実情である。

## あとがき

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十九号をお届けします。

本号では、巻頭言にお示しただけましたように、査読付き論文三本を含む合計八本の論稿を掲載することができました。執筆者の方々におかれましては、日々ご多忙の中でご投稿たまわり、この場を借りて深く御礼申し上げます。

通信教育部は「人文学・社会科学」系の学部教育を行う大学です。日本大学は「総合大学」ともいわれる大規模大学ですので、人文社会系その他に自然科学・理工系の学部や医療系の学部、そして複数が組み合わさった学部とがあります。そして「人文学・社会科学」系学部というくくり方に加えて、通信教育部は四学部八学科（専攻）という複数の学部で成り立つ、さらなる多様性を抱えています。この多様な研究分野・学問領域を横断する場としての意味が『研究紀要』にはあると考えております。編集委員会では今後も『研究紀要』を活用していただけるよう協議をすすめてまいります。

（編集委員 古賀徹）

---

### 研究紀要

第39号

令和8年3月31日 発行

（非売品）

編集兼発行人

陸 亦 群

発 行 所

日本大学通信教育部  
通信教育研究所

〒102-8005

東京都千代田区九段南4-8-28

電 話 03 (5275) 8890

---

印刷／日経印刷株式会社

JOURNAL  
OF  
DISTANCE LEARNING DIVISION  
NIHON UNIVERSITY

No.39 Mar. 2026

CONTENTS

Research Articles (refereed)

FUKUO, Haruka. Dismantling Boundaries:

Collaborative Practices of Poetry, Photography, and Book Design in Territory  
Theory I

Research Articles

KONDO, Kenshi. A Study of Rofu MIKI and Okinawan Poet Haruo UESATO:

Research on their Relationships and Works Using New Materials

Research Notes

NABEMOTO, Yoshinori. Responses to Crimes Involving Japanese and Foreigners  
in the Early Edo Period: Trade-Related Offenses Recorded in Hankachō.

---

Research Articles (refereed)

INO, Keiya. Reconsidering “paralysis” in *Dubliners* (1914): The Case of Gabriel Conroy

SAITO, Takashi. Study on Regional Revitalization Based on the Tourism Industry

Research Articles

NAKAZAWA, Hitomi. Feminist Phenomenology and Intersectionality:

Some Considerations

HOSAKA, Toshiko. / SHIMADA, Megumi. Cultural Translation in the Narratives of  
Japanese Language Learners on a Film: A Case Study of *My Small Land*

NEMOTO, Shinichi. Principles of Rules Autonomy on Condominium Management  
Association Rules